

2004 年度日本経団連規制改革要望

民間活力の発揮を促進するための規制改革・民間開放の推進

2004 年 11 月 16 日
(社)日本経済団体連合会

2004年度日本経団連規制改革要望
- 民間活力の発揮を促進するための規制改革・民間開放の推進 -

2004年11月16日
(社)日本経済団体連合会

長期低迷を続けた日本経済は、民間企業の経営改善努力や政府における規制改革をはじめとする構造改革推進に向けた取り組みが実を結び、設備投資を中心とする国内民間需要が着実に増加し、景気回復の過程にある。

この回復基調を持続的な経済成長につなげていくためには、新規産業の創出や新技術開発等による更なる民需の拡大が不可欠で、従来以上に規制改革を積極的に推進し、民間事業者の創意工夫を引き出す環境を整備する必要がある。また、公共サービス分野についてはこれまでは官が独占的に担うことが所与とされてきたが、非効率なサービスが温存されたまま官の事務・事業が肥大化してきたことは否めない。日本経団連の奥田ビジョンに示した、民主導・自律型のシステムに基づく経済社会を実現するためには、「民間でできることは民間に委ねる」という原則の徹底と、官民の役割分担の不断の見直しを図る観点から、積極的に民間開放を進めていく必要がある。

本年4月より、規制改革・民間開放を推進する体制として、民間人を主体とする規制改革・民間開放推進会議ならびに総理を本部長、全閣僚を構成員とする規制改革・民間開放推進本部の二つの組織が新たに設置された。当会がかねてから求めてきた通り、規制改革に優れた知識・経験を有する民間人主体の組織として規制改革・民間開放推進会議が設置されたことは高く評価できる。今後、規制改革・民間開放推進会議による民間の創意を活かした取り組みと規制改革・民間開放推進本部による政治のリーダーシップの発揮が車の両輪となって、より一層、規制改革・民間開放が推進されることを期待したい。

1. 「中間とりまとめ」の確実な実現に向けて

規制改革・民間開放推進会議は当面の重点検討事項を「官製市場の民間開放」に絞り、市場化テスト、官業の民営化、主要官製市場の改革、の3本柱について集中的に検討を進めている。8月に策定した「中間とりまとめ」は、市場化テストの導入に向けた基本方針や重点的に民間開放を進めるべき官業が示される等、密度の濃い内容となっているが、重要なことは、いかに「中間とりまとめ」の内容を早期に実現させていくかである。そのため、規制改革・民間開放推進会議には、規制改革・民間開放推進本部との密接な連携はもとより、経済

財政諮問会議、特殊法人等改革推進本部参与会議など関係諸機関とも適切に連携していくことが望まれる。

「中間とりまとめ」の実現のためには、特に以下の点について、必要な措置を講じるべきである。

(1)市場化テストの制度設計に際し留意すべき事項

市場化テストは、現在官が行なっている事務・事業について、本当に官が行なうことが価格と質の両面で国民にとって望ましいことかどうかをチェックする重要な手段である。また、一層の規制改革推進にも資することから、これを政府の事務・事業の単なるアウトソーシングの手段に留めてはならない。市場化テストを公共サービスの効率化や、非効率な組織の見直しを通じた行政改革の実現と、合理的なコストで国民に対して質の高い多様な公共サービスを提供するための手法と位置付けることにより、小泉構造改革の支柱である「官から民へ」を実現する重要な制度となる。

「中間とりまとめ」において、市場化テストの導入に向けた基本方針が示されているが、早期にその詳細について決定し周知を図ることが望まれる。また、市場化テストを真に実効性のある手法としていくため、以下の点に留意する必要がある。

法的枠組の整備

以下の諸点を考慮すると、市場化テストの本格導入に際しては市場化テストに関する特別法を2005年中に制定する必要がある。

ア．関連する規制改革の実現

現行の法規制の枠にとらわれていては、官民の役割分担を真に再構築することはできない。「中間とりまとめ」にも記載されているとおり、関連する規制改革などを実現する「突破口」として、市場化テストを育てていく必要がある。

イ．法的根拠に基づく第三者機関の設置ならびに権限付与

市場化テストの透明性を確保するためには、中立で高度な専門知識を有する第三者機関を設置して、対象事業の選定や評価基準の策定、入札条件の決定、落札者の決定など、一連の実施プロセスを厳しく監視することが必要である。また、事後的なチェックに基づき、制度の改善を図ることも極めて重要である。こうした第三者機関による監視の実効性を担保するためには、第三者機関を法に基づく機関として、一定の権限を付与することが不可欠である。

ウ．パフォーマンスを重視した官民競争入札の実現

現行の会計法は、官による民からの調達を想定しているため、市場化テスト

のような官民競争入札に対応する仕組みとなっていない。真に実効性のある官民競争入札を実現するためには、上記の特別法の中に会計法に関する特例措置を講じるなどの取り組みを図る必要がある。さらに、その法の制定にあたっては、単なる価格競争だけに陥らないよう、例えば、詳細な仕様を官が定めるのではなく、性能発注を基本とする等、民間の創意工夫が発揮されるようなルールを定めることが重要である。

エ．公務員の処遇に関する検討

市場化テストを真に効率的で価値ある公共サービスの提供と適切な予算の実現につながるものとしていくためには、市場化テストの結果、民間事業者が事務・事業を落札した場合の公務員の処遇について、諸外国の例なども参考にしながら、既得権を聖域扱いすることなく、十分な検討を行なっていく必要がある。

なお、現在、指定管理者制度のもとで、地方公共団体の事務・事業を民間委託する場合の当該事務・事業に従事する地方公務員の処遇が大きな課題となっている。民間開放のツールの一つである指定管理者制度の活用を進めていくために、一般職の地方公務員の派遣先として指定管理者の指定を受けた営利法人を認める等、所要の規制緩和が必要である。

地方公共団体の事務・事業の早期対象化

民間に開放すべき事務・事業は、中央省庁以上に、住民に近い様々な公共サービスを提供している地方公共団体に、より多く存在すると考えられる。日本経団連にも、例えば図書館・美術館等の公共施設運営や自動車運転免許更新業務等に関する民間開放要望などが既に寄せられている。当初は国や独立行政法人、特殊法人等の事務・事業を対象とするとしても、早期に地方公共団体を含めた全ての政府部門の事務・事業を対象を拡大すべきである。

対象事務・事業リスト拡充の必要性

制度の実施にあたり、最も重要な点の一つは民間事業者にとって魅力ある事務・事業をどれだけ多く対象に盛り込めるかである。しかしながら、民間事業者はそもそも政府部門にどのような事務・事業が存在し、どの分野が民間開放可能かという点について十分な情報を持ち合わせているわけではない。

そこで、制度の開始にあたっては、民間事業者の一助とすべく、政府の事務・事業の一覧を作成・公表すべきである。民間事業者からの提案募集を行なうと同時に、政府自ら、当該一覧の中から市場化テストの対象となり得る事務・事業を積極的にリスト化する必要がある。さらに、リストの拡充のため、各省庁に数値目標を課して、毎年、事務・事業の一定割合以上を必ずリストに載せることを義務付けること、また、民間からの提案を踏まえて毎年リストを改定す

ること等が望ましい。

なお、政府には、対象リストに掲載された事務・事業について、民間会計原則を踏まえ、活動基準原価計算等の手法を活用しつつ、直接的経費だけでなく間接的経費を含めたフル・コストについて、必要な情報を速やかに、かつ、適切に開示することが求められる。

スピード感のある制度運営

民間事業者にとって魅力ある制度としていくためには、スピード感のある制度運営が不可欠である。例えば、構造改革特区においては、特例措置の提案募集開始から政府の対応方針決定までの処理期間を概ね4ヶ月間に設定しており、このような標準処理期間を設定することも検討すべきである。

相談・苦情処理窓口の設置

民間事業者が必ずしも政府が現在行っている公共サービスについて十分な知識を持ち合わせていない点を踏まえ、提案作成段階から気軽に相談に応じ、親身なアドバイスを提供する窓口を置く必要がある。さらに、各省庁が自ら行っている事務・事業を守ろうとして、民間事業者の提案意欲を削ぐような行動を行うケースも想定されるため、提案に係る苦情処理の受け付けと、問題の是正に取り組む体制を整えることが必要である。こうした観点から、内閣府内に市場化テストに関する相談・苦情処理体制を整備することが求められる。

モデル事業の実施に際しての留意点

市場化テストの本格導入に先立ち、2005年度にはモデル事業が実施されることとなっている。モデル事業の成否がその後の本格導入にも大きな影響を与えることから、ぜひともこれを成功させるべく、対象事業にはハローワーク、社会保険庁関連業務など国民の関心の高い事務・事業を選定し、関連する規制改革や競争条件均一化措置を実現していくことが不可欠である。

(2)官業民営化の推進

「中間とりまとめ」には、当面重点的に民間開放を進めるべき官業として、約80の事務・事業（例 社会保険関連業務、職業紹介・雇用保険業務、運転免許試験、貿易保険業務、国税・地方税の徴収、行刑施設）が示されている。これらの中には、「市場化テスト」の対象とするまでもなく、アウトソーシングが可能なものもある。市場化テストを経ない官業の民営化についても、例えば各省庁に数値目標を課すなどの措置を講ずることにより、積極的に民間開放を図っていくことが望まれる。

(3)14 の重点検討事項の早期実現

「中間とりまとめ」における3本柱の一つである主要官製市場の改革については、「混合診療」の解禁等、医療、介護、教育の3分野から14の重点検討事項が選定された。これらの重点検討事項の多くは前身の総合規制改革会議の時代からの懸案事項である。所管省庁・関係業界等の反対が根強いこれら重点検討事項について膠着状態が続いているために、規制改革・民間開放が進展していないという印象を国民に与えている。規制改革・民間開放推進会議の宮内議長が示した「年末の答申に向けた進め方及び基本方針」(10月12日)に沿って、これらが必ず本年度内に措置されるよう、会議は総力を挙げて取り組むと共に、テーマに関係する規制改革・民間開放推進本部構成員と規制改革・民間開放推進会議の代表者とで詰めを行なう等、新たな推進体制に盛り込まれた仕組みを最大限活用すべきである。

特に、混合診療の解禁について経済界の期待も大きい。患者の選択に基づく医療機関との自由な契約により、患者本位の医療を実現するため、特定療養費制度の拡充に留まらず、いわゆる「混合診療」を解禁すべきである。本件については、総理から年内に解禁の方向で結論を出すよう指示が出されていることを重く受け止め、可能な限り早期に結論を得て実行に移すべきである。

また、規制の見直し基準の策定を早期に開始し、R I A (規制影響分析)の本格導入に向けた検討を進めるべきである。

2. 国民のニーズに基づく規制改革・民間開放要望の実現と広報の充実

(1)集中受付月間における要望の実現率向上

昨年度から開始された全国規模の規制改革に関する集中受付月間の仕組みは、本年度から規制改革・民間開放推進本部固有の業務とされた。去る6月の集中受付月間に対して計487項目もの全国規模の規制改革・民間開放要望が寄せられたが、最終的に政府決定に至ったのはわずか29項目であった。昨年同月の集中受付月間では、全417項目中、67項目が政府決定されており、要望内容の重複等を考慮しても実現率が低いと言わざるを得ない。

新たな推進体制においても集中受付月間が制度化され、提出された全ての要望について、各省庁との折衝結果がHP上で公開されるという透明性の高い対応がなされていること自体は評価できる。今後はより多くの要望が実現されるよう、要望元の意見を十分踏まえつつ各省との折衝にあたり、規制改革・民間開放推進本部における政治のリーダーシップの積極的な発揮を期待する。

なお、継続して要望が出されているものの実現に至らず積み残しとなっている全国規模の規制改革要望については、構造改革特区推進本部との密接な連携により、少なくとも特区での実現を目指すなど、国民のニーズに応える対応方策を探るべきである。

(2) 広報の充実・強化による国民の幅広い支持獲得を

規制改革・民間開放を一層推進するためには、経済効果や国民の利便性の向上などのメリットや、誰がいかなる理由で反対しているのか等について、国民に十分説明して理解を得ていくことが不可欠である。しかし、成果の定量的な評価は難しく、また、個別の規制改革・民間開放事項の内容は複雑かつ多岐に渡ること等から、国民全般の規制改革に対する理解が十分進んでいるとは言い難い。

政府は従来よりHP、パンフレット等を活用して規制改革・民間開放の広報に努めているが、更なる取り組みとして、例えば、「規制改革・民間開放白書」を作成し、成果の定量的な分析や過去数年間の規制改革・民間開放の分野毎の進捗状況をまとめる等、分かり易い情報提供が必要である。

おわりに

規制改革・民間開放を推進するための最大の原動力は、日々、ビジネスの現場において規制の壁に直面している民間事業者の規制改革に対するニーズであり、官の独占分野にビジネスチャンスを見出し、より良い公共サービスを提供していこうという意欲である。

以下に掲げる個別の規制改革要望は、今年度、会員各社から寄せられた実需に基づく提案を取りまとめたものである。これらの実現は、民間主導の需要拡大と日本経済の活性化につながることから、政府は真摯な対応を図るべきである。日本経団連としては、これらの要望の実現に向けて最大限取り組んでいくこととする。

また、市場化テストが民間開放推進の新たな手法としてわが国に定着するよう、制度設計や民間事業者からの提案募集等、様々な面で、日本経団連として積極的に協力していくこととする。

以上

各分野の個別要望目次

今年度の重点要望項目はゴシックで表示

【新規】は今年度の新規要望

1. 雇用・労働分野 1

< 基本的考え方 >

経済のグローバル化、情報化、サービス化が進展する中で、ライフスタイルが多様化し、働く者が自らの働き方を自らで選択する傾向が一層強まっている。企業・労働者ともに多様な雇用機会を創出・拡大し、働き方の選択肢を多様化させるためには、新たな時代に即した発想のもと、労働基準法や労働者派遣法、職業安定法などの見直しを図るとともに、通達等の行政立法による過度に厳格な運用を慎むべきである。

- (1) 有料職業紹介事業に係る対象職業の拡大並びに年収制限の撤廃
- (2) ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示
- (3) 派遣労働者への雇用契約申込み義務の廃止【新規】
- (4) 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃
- (5) 労働者派遣のいわゆる自由化業務（物の製造を含む）の期間制限の撤廃
- (6) 派遣禁止業務の解禁
- (7) 女性の坑内労働の禁止規定の見直し【新規】
- (8) 障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置の容認【新規】
- (9) 解雇の金銭的解決制度の導入【新規】
- (10) 有期労働契約に関する規制の緩和
- (11) 時間外労働の上限規制の緩和【新規】
- (12) 事業所単位による労働基準監督署への届出の見直し【新規】
- (13) 過重労働による健康障害防止措置の見直し
- (14) 一年単位の変形労働時間制における、変形期間途中の異動者の時間外清算に関する規制の緩和【新規】
- (15) フレックスタイム制における時間外労働の時間の計算方法の見直し
- (16) 所定休日の勤務に対する振替休日及び賃金の扱い【新規】
- (17) 企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和
- (18) 労働時間規制の緩和【新規】
- (19) ホワイトカラーイグゼンプション制度の導入
- (20) 労働時間等に関する規定の適用除外者の範囲の拡大【新規】
- (21) 労働時間等に関する規定の適用除外者に対する割増賃金支払義務の見直し【新規】
- (22) 企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和
- (23) 外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化

2 . 医療・介護・福祉分野 13

< 基本的考え方 >

国民の多様化、高度化した医療ニーズに応えるため、医療の質向上と医療サービスの効率的な提供を目指した改革が求められおり、医療保険財政が厳しい状況下では、公的医療保険制度の守備範囲を見直して、制度の持続可能性を高める必要がある。

例えば、入院時の食費や居住費相当分を保険給付の対象外とし、また、カルテ、レセプト等の電子化促進によって、事務効率化を図り、さらには、患者本位の医療を進める趣旨からも、いわゆる「混合診療」を認めるべきである。

介護保険も同様に、食費や居住費の自己負担化や介護予防の導入など見直し作業が進んでおり、保険給付の重点化・効率化が求められる。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金から保険者に送付するレセプトの電子媒体化
- (2) 調剤報酬明細書の審査請求の見直し
- (3) 保険者と医療機関の直接契約に係る規制緩和
- (4) 営利法人による保険医療機関の経営
- (5) いわゆる「混合診療」の容認
- (6) 電子化された診療録等の外部保存と情報活用
- (7) 特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬における施設基準の特定機能病院に対する緩和
- (8) 医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和
- (9) 医療用具製造承認の一部変更承認に伴う保険適用希望書の簡略化
- (10) 在宅医療で使用する注射薬の規制緩和
- (11) 医薬品の一般小売店における販売
- (12) 医療用配合剤に関する規制緩和
- (13) 難治療性疾患等の治療薬等に関する審査制度の弾力化【新規】
- (14) 販売業における管理薬剤師の配置見直し【新規】
- (15) 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大
- (16) 保育所の施設基準の見直し

3 . 企業年金分野 21

< 基本的考え方 >

企業年金は、確定給付企業年金や確定拠出年金など選択肢が増えたことで、制度間のスムーズな移行が求められる。また、経済情勢の変化に対応するため、企業側並びに従業員側の要望を実現できるように、柔軟な制度設計を認めていく必要がある。

とくに、確定拠出年金は、拠出限度額の更なる引上げ、マッチング拠出の容認及び脱退一時金の拡充を含む中途引出し要件の緩和など、自己責任、自助努力による老後の生活保障の安定を支援するために、弾力的な運用を図る必要がある。

また、確定給付型年金については、制度持続のためにも給付水準の引下げについて要件緩和を求める声強い。

- (1) 確定拠出年金における中途引出し要件の緩和
- (2) 確定拠出年金の加入対象者の拡大
- (3) 確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ
- (4) 企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認
- (5) 確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外
- (6) 確定拠出年金における企業型年金規約変更の届出規制の緩和【新規】
- (7) 厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認
- (8) 厚生年金基金の代行返上資産の物納要件緩和
- (9) 会社分割による新会社や会社合併等における基金の連合設立認可要件の緩和
- (10) 確定給付企業年金等の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和
- (11) 確定給付企業年金における加入者範囲の見直し【新規】
- (12) 確定給付企業年金における加入資格の弾力化【新規】
- (13) 確定給付企業年金（老齢給付金）における支給要件の弾力化【新規】
- (14) 確定給付企業年金におけるキャッシュバランスプランの選択肢の拡充【新規】
- (15) 確定給付企業年金における選択一時金の支給要件の緩和【新規】
- (16) 確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準及び手続きの緩和
- (17) 受給(権)者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し
- (18) 確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの緩和【新規】
- (19) 適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大【新規】

4 . 社会保険分野 31

< 基本的考え方 >

社会保険労務の諸法に係る各種手続きは、企業の組織再編が機動的に行えるように、許認可事項から届出事項へ変更するなど一層の手続き緩和・簡素化を図る必要がある。

また、医療費や介護費用などの適正化に向けて、保険者機能のあり方・強化が問われており、保険者並びに被保険者それぞれにおいてインセンティブの働く仕組みが求められる。

- (1) 任意継続被保険者制度の見直し
- (2) 特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和
- (3) 新規事業所編入（同一健保組合内事業所における会社設立）に関する規約変更の緩和
- (4) 国民年金第 3 号被保険者の届出方法の一部見直し

5 . 流通分野 33

< 基本的考え方 >

流通システムの高コスト構造を是正するとともに、消費者利便の向上や選択肢の拡大を図るべく、事業者の自由な事業展開や創意工夫の発揮を妨げ、事業者に過度の負担を課している規制を見直す必要がある。このため、大規模小売店舗立地法、酒税法、食品衛生法等に基づく、各種参入規制や必置規制、設備基準等の撤廃・緩和を進めるとともに、各種手続きの簡素化・合理化を図るべきである。

〔大規模小売店舗立地法関連〕

(1) 「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止

〔酒税法関連〕

(2) 酒類小売業免許の制限の緩和

(3) 酒類販売における受払簿の記帳義務の見直し【新規】

〔食品衛生法関連〕

(4) 食品(馬鈴薯以外)に対する放射線照射の容認

(5) 養殖海老(魚介類)に関するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準の見直し【新規】

(6) 揚げ油の廃棄基準の見直し【新規】

(7) 保健所の営業許可におけるコンビニエンスストアの施設基準の設定【新規】

〔その他〕

(8) 特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大【新規】

(9) 景品類の提供に関する事項の制限の緩和

(10) たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し

6 . 土地・住宅・都市再生分野 38

< 基本的考え方 >

大都市圏において土地の有効活用を促進し、豊かで美しい「職住近接」の生活空間を創造するには、規制を合理化し、民間セクターの活力を最大限活かしていくことが重要である。具体的には、容積率の緩和、オフィスビルの住宅転用、斜線規制の見直し等が不可欠である。このほか、開発行為における公園の無償譲渡等、必ずしも明確な法的根拠に基づかない運用上の措置についても、是正していくべきである。

(1) 電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大

(2) 主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和

(3) オフィスビルの住宅転用を目的とした規制緩和

(4) 斜線制限の撤廃・緩和

(5) 宅建業法上の仲介手数料の規制緩和

(6) 定期借家制度の見直し

- (7)一団地認定に際しての地権者全員同意要件の撤廃
- (8)建築物の耐震改修計画の認定範囲拡大
- (9)複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和
- (10)鉄道抵当法に基づき抵当権が設定された施設への物権設定の実現【新規】
- (11)航空法による高さ制限の緩和【新規】
- (12)開発行為における公園の無償譲渡が不要であることの明確化【新規】
- (13)住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和【新規】
- (14)建築制限等の解除手続の合理化【新規】
- (15)開発行為の該当要件の明文化【新規】
- (16)公共工事標準請負契約約款における現場代理人常駐の定義の明確化【新規】
- (17)エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和【新規】
- (18)監理技術者等の途中交替の弾力的運用【新規】
- (19)白色ポルトランドセメント（ホワイトセメント）のJIS規格化【新規】
- (20)工場立地法における緑化面積率への屋上緑化部分の算入【新規】
- (21)容積率算定の際のエレベーター及びエレベーターホール部分の延べ面積への不算入
- (22)地下電線の埋設深さの緩和【新規】

7. 廃棄物・リサイクル/環境保全分野 49

< 基本的考え方 >

本格的な循環型社会を実現するため、廃棄物の適正処理の推進とともにリサイクルの促進を図ることが重要である。そうした観点から、廃棄物処理法等の諸規制について、「不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進する」という方向で抜本的に見直していくことが必要である。具体的には、無価値物のリサイクルを促進するための規制改革といった根本問題のほか、分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し、産業廃棄物収集運搬業をはじめとする許可手続の合理化・電子化等を実施すべきである。

〔廃棄物・リサイクル〕

- (1)無価値物のリサイクルを促進するための廃棄物処理法等の見直し
- (2)分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し
- (3)産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化・電子化【新規】
- (4)多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の合理化
- (5)廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し【新規】
- (6)汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法の適用除外
- (7)貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し
- (8)廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化【新規】
- (9)廃棄物処理法上の「建設汚泥」に関する取扱いの見直し

- (10)「廃棄物処理法」に係る事前協議制度の見直し
- (11)廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等

〔その他〕

- (12)水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出規制の緩和
- (13)瀬戸内法に基づく総量規制対象事業所における排水処理施設に係る変更手続の緩和【新規】
- (14)騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し【新規】
- (15)化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化【新規】

8 . 危険物・防災・保安分野 57

< 基本的考え方 >

危険物・防災・保安分野は、「安全」を政策目的とした分野の規制改革ということで担当省庁の対応も特に慎重であり、また縦割りの調整が進んでいない。こうした状況を踏まえ、本年度は、技術開発の進展等に伴い、現状に即した規制の緩和が可能と考えられる点や、実態を踏まえた対応が求められる要望、民間の経験・実績を踏まえた自主的な対応の推進等を中心に要望を取りまとめた。なお、保安諸規制の重複適用の排除は、引き続き抜本的な合理化、整合化が必要であることから、引き続き重点課題としている。

〔石油コンビナート関係〕

- (1)保安法令の重複適用の排除
- (2)石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進
- (3)1-S型泡放射砲のリング火災への適用【新規】

〔労働安全衛生法関係〕

- (4)ボイラー及び圧力容器の性能検査周期の延長
- (5)ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化【新規】
- (6)ボイラー点検項目の点検周期の延長【新規】
- (7)第一種圧力容器の適用除外の拡大【新規】

〔消防法関係〕

- (8)消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入
- (9)引火性液体危険物の定義の見直し
- (10)危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】
- (11)危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】
- (12)移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】
- (13)タンク底板溶接部検査の省略【新規】
- (14)危険物施設の変更の際の非変更部分に係る仮使用許可申請の廃止【新規】

〔高圧ガス保安法関係〕

- (15)輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入【新規】
- (16)高圧ガス認定保安検査実施者の要件の緩和【新規】

(17)高圧ガス設備の軽微な変更届の対象の拡大【新規】

9 . 情報・通信分野 66

< 基本的考え方 >

経済社会活動の様々な分野において情報通信技術を最大限に活用し、わが国産業の競争力強化および国民生活の質的向上を実現するため、さらなる改革を推進する必要がある。具体的には、周波数利用に関する規制緩和、高速電力線搬送通信の商用化、電気通信機器の基準認証制度の見直し、利用者の視点に立った行政手続の電子化などに取り組む必要がある。

〔電波関係〕

- (1) 2MHz から 30MHz の短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正
- (2) 小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除【新規】
- (3) ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1 GHz ~ 10.6GHz)の規制緩和

〔基準認証〕

- (4) 特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大
- (5) 電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止
- (6) 電気通信機器の技術基準適合認証に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃
- (7) 端末設備の接続の技術的条件の廃止

〔電子化等〕

- (8) 電子申請における属性認証の統一的な方策の提示
- (9) 公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】
- (10) 貸金業規制法に基づく書面交付の電子化

10 . 金融・保険・証券分野 71

< 基本的考え方 >

不良債権処理は最終局面を迎つつあるものの、金融市場を通じた資金の流れは依然、低迷が続いている。金融仲介機能の再生を図るには、新たな商品・事業分野の開拓、リスクの適切な分散などの妨げとなっている、業法などに基づく各種規制の改革が急務となっている。他方、資本市場については、市場の厚みを増し、投資しやすい環境を整備する観点から規制を見直す必要がある。

〔金融・保険〕

- (1) 地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】
- (2) 投資一任契約のインターナル・クロス取引に係る規制の緩和【新規】
- (3) 国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】
- (4) 貸付の代理、媒介業務を行う銀行代理店の事業法人への設置【新規】
- (5) 投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】
- (6) 複数受益証券の発行の容認【新規】
- (7) 国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】
- (8) 信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備【新規】
- (9) 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止【新規】
- (10) 資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和
- (11) 債権譲渡登記制度の拡充
- (12) サービス法における商号規制の緩和【新規】
- (13) サービスの取扱債権の拡大【新規】
- (14) サービス法における兼業の承認制の緩和【新規】
- (15) 貸金業規制法の抜本的見直し【新規】
- (16) 資産対応証券の募集取扱要件の緩和
- (17) 特定持分信託の信託法第 58 条からの適用除外【新規】
- (18) 投資法人の資金調達手段の多様化
- (19) 担保附社債信託法の見直し【新規】
- (20) 投資法人の規約変更手続の緩和【新規】
- (21) 資産流動化法における業務開始届出時の添付書類の簡素化
- (22) 投資法人による同一法人の株式取得制限の緩和【新規】
- (23) 貸金業規制法に基づく受取証書交付義務の見直し【新規】
- (24) 貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和【新規】
- (25) 保険会社本体による信託業務の代理または事務代行の解禁
- (26) 保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁
- (27) 従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和
- (28) 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全
- (29) 保険会社本体による投資信託販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁【新規】
- (30) 保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【新規】
- (31) 保険会社の子会社による証券仲介業者への事務支援【新規】
- (32) 保険会社本体による証券仲介業者への事務支援【新規】
- (33) 保険会社の代理代行を行う子会社による証券仲介業務の実施【新規】
- (34) 一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行【新規】

- (35)主要株主規制の整理・緩和 【新規】
- (36)主要株主規制の整理・緩和 【新規】
- (37)会員・組合員等の共済利用要件の厳格化【新規】

〔証券〕

- (38)株式交換等により完全子会社になった非上場会社に関する財務諸表開示の見直し【新規】
- (39)孫会社の役職員に対するストックオプションの付与にかかる規制緩和【新規】
- (40)証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】
- (41)金融子会社発行の短期社債に関する発行登録制度の利用適格条件の見直し【新規】
- (42)発行登録制度の発行予定期間に関する見直し【新規】
- (43)現先取引にかかる売買規制の適用除外
- (44)適格機関投資家の範囲拡大
- (45)信託受益権の振替制度の利用可能化【新規】
- (46)外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和
- (47)新株発行に係る軽微基準の見直し【新規】
- (48)自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設【新規】
- (49)子会社の解散に係る軽微基準の創設【新規】
- (50)上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除【新規】
- (51)インサイダー取引規制に関するセーフハーバーの拡大【新規】

11. 運輸分野 97

< 基本的考え方 >

運輸分野においては、わが国産業の国際競争力を強化していく観点から、高コスト構造を是正し低廉な物流サービスを構築するとともに、手続の簡素化や効率的な社会資本整備を通じて、物流の円滑化を図っていくことが重要である。そのためには、公租公課の軽減に加えて、交通・物流に係る規制の緩和・撤廃を積極的に推進することが不可欠である。

具体的には、行政手続の改革を通じた陸上運送の効率化、技術進歩の成果を踏まえた海上運送の効率化等を、環境負荷の低減にも配慮しつつ、早急を実現していくことが求められる。

〔陸運関係〕

- (1)自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大
- (2)駆動軸重の軸重規制緩和
- (3)特殊車両の通行許可申請手数料の軽減ならびに許可期間の延長
- (4)大量車両登録変更のための特例措置【新規】

- (5) 繁忙期における営業所間の車両移動の更なる弾力化【新規】
- (6) 繁忙期における貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用制限の緩和【新規】
- (7) レンタカーにおける貸渡簿への走行キロ数記載規制の廃止【新規】
- (8) 運行管理者制度に係る規制の緩和【新規】
- (9) 道路占用料金の適正化【新規】
- (10) 車両乗入幅に係る審査基準の徹底【新規】
- (11) 自動車保管場所標章の廃止【新規】
- (12) 発電車の緊急自動車指定【新規】
- (13) 車庫申請、登録申請の代行委任に係る規制緩和【新規】

〔海運関係〕

- (14) 危険物積載船舶の特定港入港におけるGRT（総トン数）制限の撤廃
- (15) 保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和
- (16) 内航海運暫定措置事業の早期解消
- (17) 沿海船航行可能海域の拡大
- (18) 盗難自動車対策の強化
- (19) 船舶の検査期間の延長及び検査内容の簡素化【新規】
- (20) 夜間入港制限対象船の総トン数の緩和【新規】
- (21) 港湾関係工事手続の合理化【新規】
- (22) 危険物容器検査及び手数料徴収の方法の見直し【新規】

〔航空関係〕

- (23) 中型航空機の事業運航基準の見直し
- (24) 航空機の航行援助施設利用料の見直し【新規】

12. エネルギー分野 109

< 基本的考え方 >

エネルギー基本計画に示された「安定供給の確保」「環境への適合」、これらを踏まえた「市場原理の活用」という基本方針に従い、産業界では創意工夫を凝らして多様なエネルギーの効率的な供給に取り組んでいる。必要不可欠な安全水準を確保しつつ、新たな技術やサービス提供に向けた産業界の取り組みを支援し、多様なエネルギー需要に応えることが可能となるよう規制の合理化や見直しを進める必要がある。

- (1) ハイサルファーC重油に係る関税の早期撤廃
- (2) ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減
- (3) 発電用水力設備における安全管理審査の見直し【新規】
- (4) 休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認【新規】
- (5) 放射性同位元素を取り扱う現場での内部被ばくに関わる規制の明確化【新規】
- (6) ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特例の適用【新規】
- (7) 随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し【新規】

- (8)放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃
- (9)使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外
- (10)原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更
- (11)電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における対象エネルギー(中小水力発電)の見直し【新規】
- (12)都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置の容認
- (13)電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し【新規】
- (14)鉱業法に定める試掘鉱区の面積制限見直し
- (15)ボイラータービン主任技術者のアウトソーシング【新規】
- (16)「電気事業の運営に利用するための気象の観測」に用いる気象測器の検定有効期間の見直し
- (17)炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期延長
- (18)製油所装置内における特別高圧電気設備の設置【新規】

13. 国際経済連携・通商分野 118

< 基本的考え方 >

経済のグローバル化が進む中、わが国企業の国際的なビジネス活動の基盤を強化し、国際競争力の維持・強化を図る目的から、国際経済連携の強化と円滑な通商活動に向けた規制の緩和・撤廃を推進することが不可欠である。とりわけ、高度人材の交流促進の観点から、査証発給手続の透明性確保と簡素化・迅速化のための各種規制改革や、在留資格の整備及び要件の見直し等に、引き続き取り組むことが肝要である。そこで、本年は、これら分野に重点を置いた規制改革を要望する。

- (1)優良事業者認定制度の導入による「研修」査証発給の簡素化・迅速化【新規】
- (2)優良事業者認定制度の導入による中国人等の「短期滞在」査証発給の迅速化【新規】
- (3)優良事業者認定制度の導入による中国人の「短期滞在」査証発給の手続簡素化【新規】
- (4)外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備【新規】
- (5)外国人のわが国看護師資格試験の受験資格要件の緩和【新規】
- (6)看護分野での外国人労働者の就労制限の緩和【新規】
- (7)外国人の介護分野での在留資格の整備【新規】
- (8)WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外
- (9)輸出規制品目の項番の欧米コードとの対照化および国際標準化
- (10)中華人民共和国の国際輸出管理レジーム加盟に伴う第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲の拡大【新規】

< 基本的考え方 >

後継者不足、高齢化の進展、耕作放棄地の拡大等、日本の農業は年々脆弱化している。規制改革を通じ、農業構造改革のスピードを上げ、わが国農業の国際競争力を強化する必要がある。具体的には、技術革新や規模拡大による生産性の向上に取り組む担い手の農業参入を促進すること、国際化への対応という観点から農産物の価格支持制度や関税制度の見直し等である。

- (1) 外国産小麦の政府売り渡し価格の引き下げ
- (2) とうもろこしの関税割当制度の見直し
- (3) 砂糖の価格制度の更なる見直し
- (4) 農業生産法人以外の株式会社の農業への参入
- (5) 国産ビール大麦の品質規格の見直し
- (6) 農業用ガラス温室の建設に係る適用基準の緩和
- (7) 農業用設備の設置に係る適用基準の明確化【新規】

- (1) 住宅着工統計公表時期の前倒し【新規】
- (2) コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施【新規】
- (3) 食鳥検査業務における指定検査機関の指定基準の見直し【新規】
- (4) インターネットを利用した公図・地積測量図の閲覧の実現【新規】
- (5) 旅券申請・交付受付窓口の拡大【新規】
- (6) 自動車運転免許証更新手続の受付時間の拡大【新規】
- (7) 防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化【新規】
- (8) 下請法の適用会社の見直し
- (9) 大規模会社の事業報告書の廃止
- (10) 信託財産に係る議決権保有規制の見直し
- (11) 公開買付けの際の事前相談制度の見直し【新規】
- (12) 企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】
- (13) 民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】
- (14) 公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し
- (15) 郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化【新規】
- (16) 行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認
- (17) 指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁【新規】
- (18) 国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限の撤廃【新規】
- (19) 時間帯別電力量計の検定の見直し

- (20) 電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し
- (21) 指定給水装置工事事業者以外が取り付けることのできる水栓金具の対象の
明確化【新規】
- (22) 消費税免税指定店舗申請の簡素化【新規】

以 上

1. 雇用・労働分野

雇用・労働(1)	有料職業紹介事業に係る対象職業の拡大並びに年収制限の撤廃
規制の現状	<p>有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定める場合を除き、求職者から手数料を徴収してはならない。厚生労働省令では、芸能家、モデルのほか、科学技術者、経営管理者、熟練技能者であって、年収700万円を超える仕事については、就職後6ヶ月以内に支払われた賃金の100分の10.5を上限として手数料の徴収ができることとされている。</p>
要望内容	<p>手数料を徴収できる対象職業の拡大を図るとともに、年収制限を撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>①民間の職業紹介サービスの対象範囲が拡大することにより、求職者の満足度やマッチング率の向上が見込め、事業運営が健全化する。 ②手数料の徴収額に一定の制限を設ければ問題は生じない。 ③「規制改革・民間開放推進3か年計画」の中でも「求職者の選択肢の拡大という観点等から、求職者からの手数料徴収の在り方について、引き続き検討する」とされている。</p>
根拠法令等	<p>職業安定法第32条の3 職業安定法施行規則第20条 「職業安定法施行規則第20条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める額」(2003年12月25日:厚生労働省告示第442号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局需給調整事業課

雇用・労働(2)	ハローワークにおけるフランチャイズオーナー募集情報の開示
規制の現状	ハローワークでは、雇用関係のない独立の事業者であるフランチャイズ店経営者(オーナー)の募集情報の掲示ができない。
要望内容	ハローワークにおけるフランチャイズ独立オーナーの募集に関する情報の提供方式について検討し、早期に実施すべきである。
要望理由	<p>求人情報の拡充により就業が促進される。また、新たなフランチャイズオーナーの誕生により当該店舗での派生的な雇用の創出も期待できる。</p> <p>2004年6月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、情報提供の方策や措置の時期について、本年度中に結論を取りまとめたいとされていることから、早期に検討を行い、措置すべきである。</p>
根拠法令等	職業安定法 職業安定法施行規則
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

雇用・労働(3)	派遣労働者への雇用契約申込み義務の廃止【新規】
規制の現状	<p>改正労働者派遣法(2004年3月1日施行)により、派遣先は、①派遣制限のある業務について、制限期間の到来した日以降も派遣労働者を使用しようとする場合、②期間制限のない業務について、同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その同一の業務に新たに労働者を雇い入れようとする場合に派遣労働者に対する雇用契約の申し込みが義務付けられた。</p>
要望内容	<p>派遣先による雇用契約申込み義務を廃止すべきである。特に雇用の安定が確保されている特定労働者派遣事業の派遣労働者については、早期に見直すべきである。</p>
要望理由	<p>一定期間経過後、一定要件のもと、一律に派遣労働者に対して、雇用契約の申込みを義務付けることは、事業主の採用の自由を侵害するものであって妥当でない。特に特定労働者派遣事業における派遣労働者は常時雇用される労働者のみであり、既に雇用の安定が確保されていることから、派遣先に直接雇用の申し込み義務を課す必要はない。</p> <p>本年6月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、派遣先で正社員として雇用されることを希望する者が一定程度いるという指摘がされているが、厚生労働省の総合的実態調査(労働者派遣関係)では、正社員として雇用されることを希望する者は全体の1割程度にとどまっており、これをもって措置困難とすることについては、納得性がなく適切でない。</p>
根拠法令等	労働者派遣法第40条の4、第40条の5
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局需給調整事業課

雇用・労働(4)	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃
規制の現状	<p>派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣の場合は除く)。「派遣労働者を特定することを目的とする行為」は、派遣先がその受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接や履歴書の送付要請等のほか、若年者への限定等が該当する。しかし、派遣労働者又は派遣労働者になろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかどうかを確認する等のため、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問等は許されている。</p>
要望内容	<p>派遣先企業が派遣労働者を特定するための行為は、現在紹介予定派遣のみ許されているが、これを通常の労働者派遣についても、解禁すべきである。また他の該当法令で規制されている年齢や性別等に基づく差別を、派遣労働者の特定行為と解釈し、労働者派遣法の中でも規制する現行のしくみは早急に改めるべきである。</p>
要望理由	<p>派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならないとされている(紹介予定派遣の場合は除く)が、派遣就業開始前の事前面接等が努力規定により禁止されていることで、雇用のミスマッチや派遣就業開始後のトラブルの原因となるケースもあるため紹介予定派遣に限らず労働者派遣契約前の面接や履歴書の送付などを認めるべきである。また、イギリスやドイツ、フランスにおいても事前面接等を禁止している例はない。</p> <p>業務が多様化し派遣先からの口頭での人材要件では適正なマッチングが難しくなっている現状を考えると、派遣労働者と派遣先とのコミュニケーションは今後さらに重要視されるべきであり、実際に就業し指揮命令関係に移行する以前からの意思疎通を尊重するという観点からも派遣就業開始前の事前面接等を認めるべきである。</p>
根拠法令等	労働者派遣法第26条第7項 派遣先が講ずべき措置に関する指針 派遣元が講ずべき措置に関する指針
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局需給調整事業課

雇用・労働(5)	労働者派遣のいわゆる自由化業務(物の製造を含む)の 期間制限の撤廃
規制の現状	<p>派遣受入期間の制限のある業務については、派遣先の事業所その他派遣就業ごとの同一業務について、派遣可能期間が原則1年、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合ないしその労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という。)の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。また、これまで「当分の間禁止」とされてきた物の製造業務への労働者派遣が解禁されたが、施行日から3年を経過するまでは前記の意見聴取にかかわらず派遣期間が1年に制限されている。</p>
要望内容	<p>派遣受入期間の制限のある業務について、派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきである。早期に撤廃できない場合には、派遣可能期間を、一律に過半数組合等の意見聴取なしに、3年まで延長すべきである。</p> <p>物の製造業務についても派遣可能期間の制限を早期に撤廃すべきであるが、少なくとも早期に他の期間制限のある業務と同様の扱いとするべきである。</p>
要望理由	<p>労働者の職業選択の自由から派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はなく、派遣労働者の意向を尊重する観点からも同一の業務に従事することを法律で制限するべきではない。</p> <p>会社の人事政策は経営上の重要事項であり、経営責任において派遣先企業が決定すべき内容であるため労働者の過半数代表者等への意見聴取は義務付けるべきではない。</p> <p>物の製造業務への派遣が解禁されたことは高く評価できるが、派遣労働者の熟練・習熟を考えると派遣可能期間が短すぎるため、早期に派遣可能期間を延長するとともに、期間制限の撤廃を検討すべきである。</p>
根拠法令等	労働者派遣法第40条の2
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局需給調整事業課

雇用・労働(6)	派遣禁止業務の解禁
規制の現状	<p>労働者派遣法では、①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)について、労働者派遣を行ってはならないとされている。</p>
要望内容	<p>①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関係の業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く)についても、労働者派遣を解禁すべきである。特に④の病院等における医療関係の業務は、早期に解禁すべきである。</p>
要望理由	<p>職業選択の自由の観点から、派遣労働者であっても他の労働者と同様に自由に就労できてしかるべきであり、雇用形態によって差を設ける合理的理由はない。</p> <p>特に④の病院等における医療関係の業務は、地方を中心に人材不足に悩む病院等からの要望が多いことから、早期に全面的な解禁を認めるべきである。</p>
根拠法令等	<p>労働者派遣法第4条 労働者派遣法施行令第1条、第2条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省職業安定局需給調整事業課</p>

雇用・労働(7)	女性の坑内労働の禁止規定の見直し【新規】
規制の現状	<p>労働基準法では「使用者は、満18歳以上の女子を坑内で労働させてはならない」とされている。ただし、以下の業務については、例外措置が認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師の業務 ②看護師の業務 ③新聞又は出版の事業における取材の業務 ④放送番組の制作のための取材の業務 ⑤高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究業務
要望内容	<p>女性技術者が坑内工事の監督業務、監理業務および施工管理に係わる業務に従事できるよう、労働基準法第64条の2を改正すべきである。</p>
要望理由	<p>建設中のトンネルが「坑」にあるとされているため、建設業に従事する女性は現在もトンネル内に入れない状況にあるため、危険作業を伴わない技術者も含めた全ての女性労働者は、トンネル工事に係る全ての業務について従事することができない。しかしながら、建設作業現場への女性の進出は顕著であり、坑内労働を除く他の建設作業現場ではすでに性別による制限などは無い。</p> <p>施工技術の進歩に伴い、建設現場における安全・環境面は格段の改善が図られており、女性の就労に対するリスクは大幅に減少している状況において、トンネルを含む坑内労働においてのみ、いまだ性別による制限を設けていることは、男女雇用機会均等の精神に反するものであり、早急な改正が必要である。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第64条の2 女性労働基準規則第1条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課</p>

雇用・労働(8)	障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置の容認【新規】
規制の現状	<p>現在の障害者雇用率の算定は、雇用保険適用事業所単位の集計となっており、持株会社制を取っている企業であっても、各グループ会社単位での集計となっている。</p>
要望内容	<p>持株会社制を採用している企業においては、グループ会社合計での集計も可能とする仕組みを設けるべきである。</p>
要望理由	<p>全体としては法定雇用率を大きくクリアしていても、業種・業態によって、障害者雇用の労働環境・職務配分から雇用の難易度が異なるため、事業会社単独では雇用率を達成することが難しい場合がある。グループ全体で雇用率を算定することが可能となれば、このような事態が回避でき、より安定的に障害者が雇用できる。</p>
根拠法令等	障害者の雇用の促進等に関する法律第45条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

雇用・労働(9)	解雇の金銭的解決制度の導入【新規】
規制の現状	<p>解雇については、判例により実質的に厳しく制限されている。また、争いが生じた場合、勝つか負けるしかなく、中間的な解決手段が法的に整備されていない。</p>
要望内容	<p>労働契約を終了させたいという当事者間の意思を尊重する観点から、解雇の金銭的解決制度の早期導入を図るべきである。</p>
要望理由	<p>①企業と労働者間のトラブルが回避されやすくなり、さらに雇用が流動化することで産業構造の転換が促され、経済が活性化する。 ②解雇が困難であることが、新規雇用を抑制させ、期間雇用者の増大、若年者の失業増加を生み出す一つの要因となっていることから、その解消に資する。</p>
根拠法令等	労働基準法第18条の2
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局監督課

雇用・労働(10)	有期労働契約に関する規制の緩和
規制の現状	<p>労働基準法では、労働契約に期間の定めをおく場合は、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの他は、3年(専門的知識等であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門知識を有する労働者等との労働契約にあつては、5年)を超える期間について締結してはならないとしている。</p>
要望内容	<p>有期労働契約については、最長5年の労働契約を誰とでも締結することができるよう、規制を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>有期労働契約に係る制限によって、勤労者の働き方や企業の雇い方の選択肢が狭められている。勤労者にとっても、①雇用保障期間が長くなる、②勤務先・仕事に愛着がもてる、③安定した収入確保と慣れた仕事に従事することができるというメリットが生じる。</p>
根拠法令等	労働基準法第14条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局監督課

雇用・労働(11)	時間外労働の上限規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>①時間外労働時間について、1年において延長することができる限度時間が360時間とされている。</p> <p>②36(サブロク)協定の特別条項の適用についての制限が強化され、限度時間を超える期間が「1年の半分以下」となるように定められている。</p>
要望内容	<p>従業員の健康に配慮しつつ、個別企業の労使合意によって時間外労働の上限時間を任意に決定できる制度とすべきである。</p>
要望理由	<p>使用者、労働者の双方において合意の上で柔軟な労働時間の設定を望むニーズがあるため。また、36協定の強化により、需要への柔軟な生産対応が困難となったり、新技術・新製品開発の遅れが生じるなど、企業経営上の影響が大きい。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第36条 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省労働基準局賃金時間課</p>

雇用・労働(12)	事業所単位による労働基準監督署への届出の見直し【新規】
規制の現状	就業規則、36協定等の届出は事業場単位で対応しなければならない。
要望内容	就業規則が全国の本支店等で一律に適用されていたり、同一事業で36協定の協定期間も各事業場毎に同じであるなど一定の条件を満たす場合には、本社を管轄する労働基準監督署等への届出をもって事業場ごとの届出を要しない取り扱いも認めるべきである。
要望理由	同一業務で全国展開しているような組織では、それぞれの事業場単位で対処するとコストが嵩むことになる。
根拠法令等	労働基準法第32条,36条、38条、89条 労働基準法施行規則第49条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局監督課・賃金時間課

雇用・労働(13)	過重労働による健康障害防止措置の見直し
規制の現状	下記の通達等により、時間外労働時間が月45時間を超えたときには、産業医による保健指導や助言指導を受けることが義務付けられている。
要望内容	時間外労働が「45時間を超えた」場合の対応については、「目処」としての位置づけとし、事業の種類、業務の内容、作業条件等の個別企業の事情に即した対応がとれるような柔軟性をもたせるべきである。
要望理由	45時間という水準についての科学的根拠に疑問がある。さらに、各労働者毎に身体的特性が異なること、従事している作業内容や業務内容が多様であることなどを考慮すると一律の規制にはなじまない。 時間外労働時間が45時間を超えた場合の対応については、個別企業の状況に応じた自主的な運用に委ねた方が、個々の労働者により適合した実効ある対応が可能となる。
根拠法令等	「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成14年2月12日、基発第0212001号) リーフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」(厚生労働省／都道府県労働局／労働基準監督署)
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局

雇用・労働(14)	一年単位の変形労働時間制における、変形期間途中の異動者の時間外清算に関する規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>一年単位の変形労働時間制(フレックスタイム制など)では、変形期間途中の異動者や退職者について賃金清算が必要となっており、例えば、異動後の部署で異動前と全く同じ一年単位の変形労働時間制が採用されていたとしても、賃金の清算が必要となっている。</p>
要望内容	<p>変形期間途中で他事業場に異動した場合でも、異動前と同じ変形労働時間制の適用を受ける(年間カレンダーが変わらない)場合には、賃金清算の対象としないことを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>変形労働時間制適用労働者は、当初の予定に変更がないので不利益は生じない上、会社としても労力を要する賃金清算を回避できる。 事業場が異なっても、全社で統一的に労働時間管理をすれば、適正な労働時間管理にもつながる。</p>
根拠法令等	労働基準法第32条の4の2
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局賃金時間課

雇用・労働(15)	フレックスタイム制における時間外労働の時間の計算方法の見直し
規制の現状	<p>平成9年9月31日基発第228号の通達の趣旨は、週休2日制の場合、フレックスタイム制の適用の拡大を図るものであるにも関わらず、曜日の巡りにより、月によっては、フレックスタイム制を適用しない日を設定しなければならない、と解釈される可能性がある。</p>
要望内容	<p>平成9年3月31日基発第228号の通達における「29日を起算日とする1週間の実際の労働時間の和が40時間を超える場合、フレックスタイム制を適用しない日を設定しなければならない」という要件を撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>現行規制は、会社のフレックスタイム制の運用が煩雑になるばかりでなく、労働者にとっても何ら利益にならない。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第32条の3 「フレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法について」(平成9年3月31日基発228号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局賃金時間課

雇用・労働(16)	所定休日の勤務に対する振替休日及び賃金の扱い【新規】
規制の現状	<p>休日の振替を行う場合、「振り替えるべき日については、振り替えられた日以降できる限り近接している日が望ましい」との通達が出されているだけであるが、実際には、労働基準監督署が振替休日の取得ないし、振替えられない場合の賃金は、賃金計算期間(通常1ヶ月)に取得ないし、支払ように指導している場合がある。</p>
要望内容	<p>振替休日の取得及び振替えられない場合の賃金清算は、休日出勤日をした日が属する月から3ヶ月の期間内に行えばよいことを明示すべきである。</p>
要望理由	<p>振替休日の取得ないし、振替えられない場合の賃金清算について月内の処理義務を課せられた場合、月末(賃金計算期間の終わり)近くの休日出勤に対しては、振替休日の取得が実質的に不可能となる。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第24条 「休日の振替の手続」(昭和23年7月5日 基発968号、昭和63年3月14日 基発150号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省労働基準局賃金時間課</p>

雇用・労働(17)	企画業務型裁量労働制に関する要件・規制のさらなる緩和
規制の現状	<p>企画業務型裁量労働制は①労使委員会が設置された事業所において、②事業の運営に関する事項に係わる企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量に大幅に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務に、③対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者を従事させた場合にのみ適用されることになっている。2004年1月に一部規制の緩和が行われたものの、導入要件、対象者の範囲、手続き面等で使い勝手が悪い制度となっている。</p>
要望内容	<p>①対象業務の大幅拡充もしくは対象業務の制限を原則撤廃し、対象者の範囲を拡大すべきである。営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に広く適用すべきである。 ②労使委員会を設置せずに労使協定での導入を可能とするなど、制度導入にあたっての手続きを簡素化すべきである。 ③労基署へ届出ることが義務付けられている「企画業務型裁量労働制に関する報告書」の届出頻度を現行の半年に一度から一年に一度に緩和すべきである。 ④対象者の労働時間規制の除外を行うべきである。 ⑤全社的に同一内容・同一形態の業務であれば、事業場毎ではなく全社一括の労使委員会の決議でも制度を導入できるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>ホワイトカラー労働者に企画業務型裁量労働制を広く適用することにより、労働者にとっては、自立的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となり、さらにその能力や意欲をより効率的に発揮できるようになる。他方、企業にとっても、労働者自身が「労働、即ち労働時間」といったこれまでの意識を変革し、「仕事の質・成果」を追求することにより、結果的に生産性の向上、競争力の強化につなげることができる。</p> <p>制度導入後の制度運営については、基本的には労使自治に委ねるべきであり、そうした観点から、煩瑣な届出については必要最小限とするよう見直すべきである。</p>
根拠法令等	労働基準法第38条の4
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局監督課

雇用・労働(18)	労働時間規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>サービス残業の解消や過重労働による健康障害防止の観点から、労働時間の管理・把握方法などについて、法律ではなく、通達や指導による規制の強化が行われている。始業・終業時刻を確認する方法は原則として、①使用者が自ら現認し、記録する方法、②タイムカード、ICカード等客観的な記録を基礎として確認、記録する方法が要求されており、例外的に自己申告制も認められているが、極めて限定的な取り扱いとなっている。</p>
要望内容	<p>労働時間の管理・把握方法について労使合意で取り決めることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>昨今、下記通達などを根拠に労働時間規制が強化されているが、そもそも企業による労働時間管理義務には明確な法的根拠がない。 労働時間の長さや仕事の成果が一致しない職種や業務が増加する中で、企業に対し一律的に従来の労働時間管理を求めることは現実的ではなく、労働時間の把握は働き方の違いに応じた方法を採用すべきである。 また、労働時間の管理・把握方法については、事業規模や事業内容などに応じたものとするべきであり、その意味では、個々の職場の労働実態を最もよく知る労使の取り決めに委ねるべきである。</p>
根拠法令等	<p>「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」 (平成13年4月6日 基発339号) 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」 (平成15年5月23日 基発0523004号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局賃金時間課

雇用・労働(19)	ホワイトカラーイグゼンプション制度の導入
規制の現状	<p>現行、労働時間等に関する規定の適用が除外されているのは、労働基準法第41条に定める、監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者、監視又は断続的労働に従事する者(行政官庁の許可を受けたもの)等ごく一部の労働者に限られている。</p>
要望内容	<p>管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者や一定水準以上の収入がある労働者などについても労働時間規制の適用除外とすべく、米国における「ホワイトカラーイグゼンプション制度」についての具体的検討を行い、早期に結論を得て、わが国に導入すべきである。</p>
要望理由	<p>働く者が自立的かつ自由に働き方を選ぶにあたって選択肢として労働時間に囚われない働き方についても検討すべきである。裁量労働制の見直しは行われたが、未ださまざまな規制がなされており、運用上極めて限定的である。ホワイトカラーの場合、業務の裁量性が高く、報酬も労働時間の長さではなく、仕事の成果に基づくことが適当であり、旧来の労働時間を中心とする管理は時代に適合せず、労働時間規制の適用を完全に除外する制度を導入すべきである。</p>
根拠法令等	労働基準法第41条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局総務課

雇用・労働(20)	労働時間等に関する規定の適用除外者の範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>労働基準法第41条第1項2号では、事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)を、労働時間等に関する規定の適用除外としている。この管理監督者の範囲については、昭和22年に出された解釈例規(昭和63年に同旨の通達)、銀行業務における判断(昭和52年)がある。</p> <p>しかし、企業ごとに組織や職制が異なる中で、個々の企業の従業員における同法の適否(適用範囲)が不明確であり、監督官により判断が異なる。また、全体的に管理監督者の範囲を厳格に判断される傾向にある。</p>
要望内容	<p>管理監督者について、現在の企業の実態に適合するようにその対象範囲を拡大すべきである。</p>
要望理由	<p>多くの企業において組織や職制の見直しや人事労務管理諸制度の再構築が行われ、また従業員に対する処遇も大きく変化する中で、上記通達等で示された管理監督者の範囲は、こうした変化に対応していない。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第41条 「監督又は管理の地位にある者の範囲」 (昭和22年9月13日 基発17号、昭和63年3月14日 基発150号) 「都市銀行等の場合」(昭和52年2月28日 基発104号の2) 「都市銀行等以外の金融機関の場合」(昭和52年2月28日 基発105号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局監督課

雇用・労働(21)	労働時間等に関する規定の適用除外者に対する割増賃金支払義務の見直し【新規】
規制の現状	<p>下記の通達によって、使用者は、労働時間等の適用除外を受ける監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者(以下「管理監督者」という。)に対し、労働基準法第37条に定める時間帯(午後10時～午前5時)に労働させる場合には、深夜業の割増賃金を支払わなければならないとされている。</p>
要望内容	<p>管理監督者に対して深夜就業の割増賃金を支払わなければならないという規定を撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>管理監督者については、そもそも、労働基準法第41条において、労働時間等に関する規定の適用除外となっており、通達等で深夜就業に伴う割増賃金の支払を義務付けるべきではない。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第37条、第41条 「労働基準法関係解釈例規について」(1988年3月14日基発第150号) 「労働基準法の一部を改正する法律の施行に関する関係通達の改廃について」 (1999年3月31日基発第168号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局監督課

雇用・労働(22)	企業単独型の外国人研修・技能実習制度の要件緩和
規制の現状	<p>①企業単独型の研修であっても日勤のみで交替勤務は原則認められていない。個別の事情に応じて認めるとされているが、実際にはなかなか認められない。</p> <p>②技能実習が認められているのは、一部の対象職種(技能検定対象職種、国際研修協力機構認定職種)に限られている。</p> <p>③研修生の受け入れ人数は、大企業の場合、社員数の5%以内となっている。</p>
要望内容	<p>①資本関係のある海外関係会社社員の研修受け入れについては、在留資格が「研修」であっても交代勤務の研修を行なえるよう要件を緩和すべきである。</p> <p>②資本関係のある関係会社社員の受け入れについては、業種を問わず技能実習が行なえることを認めるべきである。</p> <p>③企業単独型の場合、研修生の人数の制限を緩和(常勤社員の10%以内)すべきである。</p>
要望理由	<p>①企業が海外に関係会社を保有するなど、経済のグローバル化が進展する中で、海外関係会社の生産現場を担うオペレーター層の人材育成は不可欠であるが、現状の制度では、交代勤務でしか習得できない技能の研修は実施しづらい。</p> <p>②標準化されていない会社独自の技能等が多い職種は、国際研修協力機構の認定を受けられず、技能実習が不可能である。</p> <p>③海外の関連会社の立ち上げなどによって、一度に多くの研修生を受け入れる必要がある場合もある。</p> <p>④企業単独型の研修生受け入れは、企業グループの従業員が研修として来日するものであり、身元保証をしっかりと行なうことができる。</p>
根拠法令等	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

雇用・労働(23)	外国人研修・技能実習制度における再研修・再実習の制度化
規制の現状	<p>研修・技能実習を終了して帰国した元研修生・技能実習生の再入国については禁止されていないが、帰国後早々の再研修や、前回の研修と同種・同等レベルの再研修は認められていない。再研修・技能実習が認められるのは、帰国・復職後1年以上経過していること、研修技能実習目標・内容が前回よりレベルアップしていることなどの基本的な要件が必要とされることに加え、再研修が必要であると認めるに足る相当の個別の具体的な理由があると法務大臣が判断した場合に限られている。</p>
要望内容	再研修・技能実習が認められる基準を明確化し制度化すべきである。
要望理由	<p>元研修生・技能実習生のうち優秀な人材を再び受け入れたいと考えている企業は多い。また、元研修生・技能実習生のなかにも、次は生産ラインの管理者としてのスキル、ノウハウを学びたいといった希望を持つ者も少なくない。</p>
根拠法令等	技能実習制度に係わる出入国管理上の取扱いに関する指針 入国・在留審査要領
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

2. 医療・介護・福祉分野

<p>医療・介護・福祉 (1)</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金から保険者に送付するレセプトの電子媒体化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)から健康保険組合など保険者に対して送付されているレセプトは、現在、紙媒体となっている。 なお、医療機関と支払基金との間で実施されている、レセプト電算処理システムの普及状況は、2004年8月現在、医科レセプト件数の6.9%(病院11.7%診療所4.5%)、調剤レセプト件数の38.4%となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理の効率化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、レセプト電算処理システムの整備が進められているが、支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化に関する体制整備は進んでいないのが実態である。 厚生労働省では、審査支払機関から保険者へ送付するレセプトのデジタル化については、電子媒体仕様のあり方、情報セキュリティ確保のあり方、保険者側がデジタル化したレセプトを受け入れることができるかどうか等を考慮しつつ検討するとしており、2004年度中に結論を得る予定である。可能な限り検討の速度を早めるとともに、実施スケジュールを明確にした上で措置すべきである。 医療機関から保険者まで一貫したレセプト審査・支払業務の電子化を進めることによって、事務の効率化だけでなく、レセプト情報を被保険者の健康管理に役立てることが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「保険医療機関及び療養取扱機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて」(平成14年11月29日保発第1129001号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省保険局保険課</p>

医療・介護・福祉 (2)	調剤報酬明細書の審査請求の見直し
規制の現状	<p>調剤報酬明細書については、合計点数が2000点以上である場合、保険者は医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義があれば、社会保険診療報酬支払基金等(以下「支払基金等」)に対して審査請求ができる。しかし、合計点数が2000点未満である場合、支払基金等に対して審査請求ができない。</p>
要望内容	<p>調剤報酬明細書については、保険者が医科歯科診療報酬明細書と突合して疑義がある場合には、合計点数が2000点未満であっても支払基金等に対して審査請求ができるようにすべきである。</p> <p>その際に支払基金等に対して支払う審査事務費は、保険者に過重な負担を課さないようにすべきである。</p>
要望理由	<p>調剤報酬明細書については、合計点数が2000点未満である場合、支払基金等に対して審査請求ができない。支払基金等は事務審査(点検)の後、保険者に調剤報酬明細書を送付することになるが、保険者は合計点数が2000点未満の場合に疑義があっても支払基金等に審査請求ができない現状は、容認できるものではない。また、減点により、医療費抑制の効果も期待できる。</p> <p>2004年度中に「その方策と事務負担の在り方について」結論を得ることになっているので、可能な限り検討の速度を早めるべきである。その際、保険者の請求により支払基金が審査するという現行の枠組みの中で、審査事務費は適正に算出される必要がある。</p>
根拠法令等	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

医療・介護・福祉 (3)	保険者と医療機関の直接契約に係る規制緩和
規制の現状	<p>保険者が医療機関と契約し医療費の割引契約を受けられる制度が、昨年5月に解禁となった。しかし、契約条件等として、契約医療機関の運営状況(直近2年間とも経常損益が赤字の場合など収支状況が良好でないと認められる場合には認可しない)、各都道府県に設置される委員会(地方社会保険医療協議会)による審議、保険者は契約後、毎月、契約医療機関における a) 当該契約健保組合加入者に係る診療報酬の額及びレセプト件数、b) 当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプト件数を地方厚生(支)局に報告しなければならないなどの規制がある。</p>
要望内容	<p>契約医療機関の運営状況、各都道府県に設置される委員会による審議、契約医療機関における、当該契約健保組合加入者及び当該契約健保組合加入者以外の患者に係る診療報酬の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月)など、契約条件等の規制を緩和すべきである。</p> <p>2004年10月22日現在、直接契約が成立していない現状に鑑みて、直接契約条件等について全般的に見直す必要がある。</p>
要望理由	<p>今般、保険者と医療機関の直接契約による割引契約が可能となったことから、各医療機関のインフラ、医療技術、サービス等の改善が期待される。よって、医療費の効率的活用を一層促進する観点から、保険者側で医療機関を評価できる場合には、当該委員会による審議を簡略化するなど契約条件等を緩和すべきである。</p> <p>本年6月の規制改革集中受付月間において厚生労働省からは、「患者にとって適切な受診行動を確保するため、契約当事者からの申し立てだけでなく、地域の医療機関や被保険者代表などの意見を聞く必要があるので、都道府県ごとの委員会における審議を求めている」との回答があった。しかし、当該契約に直接関わることのない医療機関や被保険者の代表などの意見を聴取するまでもなく、当該契約に伴い直接影響を受ける被保険者の申し立てにより、患者のフリーアクセスを確保できると考える。</p>
根拠法令等	健康保険法第76条第3項 「健康保険法第76条第3項の認可基準等について」(平成15年5月20日保発第0520001号)
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

医療・介護・福祉 (4)	営利法人による保険医療機関の経営
規制の現状	<p>構造改革特別区域法の改正により、株式会社は、構造改革特区において、自由診療の分野で、「高度医療」の提供を目的とする医療機関を開設することが認められた。</p> <p>また、厚生労働省告示(2004年10月1日施行)では、株式会社が特区内で開設する医療機関における高度医療の範囲は、a)高度な画像診断、b)高度な再生医療、c)高度な遺伝子治療、d)高度な美容外科医療、e)高度な体外受精医療などとなっている。</p>
要望内容	<p>構造改革特区以外でも、株式会社等による医療機関経営の参入規制を解除すべきである。</p> <p>特区申請期間(2004年10月4日～15日)において、申請がなかったことを踏まえ、医療の種類を限定列挙するのではなく、地方公共団体が必要とする「高度医療」が幅広く認められるように参入要件を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>a)民間企業の有する経営のノウハウと資本を活用して医療サービスの効率化と質の向上が図られると同時に、医療機関の経営を専門家に委ねることにより、医師が診療に専念できることになる。配当分を確保するために、医療費の高騰を招くとの考え方は、現在の医業経営のコスト構造を前提とした議論である。</p> <p>b)営利法人による病院等の経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。</p> <p>c)経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療については、セーフティネットの観点から別途、公的な関与が必要である。</p> <p>d)患者選別や過剰診療等に対する懸念の払拭のためには、参入規制ではなく、現行の応召義務等の規制や、情報公開の徹底等によって対応可能である。</p> <p>e)現存の企業立病院に何ら弊害が生じていないばかりか、地域の中核病院の役割を果たしている医療機関もある。</p> <p>内閣府が実施した事前相談に対して1件の相談もない現状からは、参入要件自体が地方公共団体が望む住民への医療サービスを反映していないものだと考えられる。地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入するという制度の趣旨を踏まえて、参入要件を緩和すべきである。</p>
根拠法令等	<p>医療法第7条第5項、第54条、構造改革特別区域法第18条、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第362号)、「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」(昭和25年8月2日発医第98号)、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日総第5号/指第9号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医政局総務課

医療・介護・福祉 (5)	いわゆる「混合診療」の容認
規制の現状	一疾患に対する一連の診療行為において、保険診療と保険外診療を併用することが認められていない。
要望内容	<p>高度先進的な医療サービス等(専門医の間で効果が認知されている新しい検査法、薬、治療法を含む)を患者が選択しやすくするため、例えば、特定承認保険医療機関など、質の高い医療サービスを提供できる医療機関においては、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず、いわゆる「混合診療(保険診療と保険外診療の併用)」を包括的に認めるべきである。</p> <p>また、a)一連の診療行為の中で行う予防的処置・保険適用回数等に制限がある検査、b)診療行為に附帯するサービスについては、患者と医療機関との契約により、いわゆる「混合診療」を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>いわゆる「混合診療」が広く認められることによって、費用の全額を自己負担してきた高額な高度先進医療が、公的医療保険によって部分的にカバーされるために、患者の受診機会を拡大し、所得の格差に基づく不公平感は緩和される。</p> <p>医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とする現行下(既承認の高度先進医療技術のうち、一部が届出制に移行)では、手続きに時間がかかり患者の受診機会を狭め、また、先端医療など公的保険の適用外となっている新しい医療技術・サービスに対する医師の積極的取組みを阻害したり、医療サービスの質の向上を妨げている。</p> <p>全額が自己負担にならないように、例えば本来1回の入院・手術で済むところを保険診療部分と保険外診療部分とに分けて処置するなど、一連の診療行為ではない対応を行うことにより、患者の身体的負担を増大させるとともに、こうした非効率な行為が、医療費を増大させているとの指摘もある。</p> <p>患者自らが必要な医療を適切に選択できる環境を整備するためには、当該診療行為の内容や結果の予測、危険、料金などについて十分な説明を受けることを担保する意味で、患者等への情報開示の義務化が求められる。</p> <p>特定療養費制度における高度先進医療の承認手続きについては、一定の基準を満たした場合、医療技術及び医療機関ごとに個別の承認を必要とせず届出のみで認める簡素化が一部図られたものの(2004年11月現在88技術のうち20技術)、当該制度の抜本的な見直しには至っていないと考える。</p> <p>診療行為に附帯するサービスは、療養の給付でないことを明確化して、患者の自己負担とすべきである。</p>
根拠法令等	健康保険法第52条、第63条、第74条、第85条、第86条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局医療課

医療・介護・福祉 (6)	電子化された診療録等の外部保存と情報活用
規制の現状	<p>「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政局長・保険局長通知)、「診療録等の外部保存に関するガイドライン」(平成14年5月31日医政局長通知)により、電子化した診療録等の保存場所は、病院、診療所の医療機関、及び医療法人等が適切に管理する場所(医師会)に限定されており、それ以外の場所に保存することは認められていない。</p>
要望内容	<p>医療機関や医師会に限らず、情報の漏洩防止など一定の要件を満たす施設においては原則、自由に電子カルテの保存が可能となるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>外部保存を幅広く認めることで、医療施設間の連携が進み、医療の質の向上が期待できる。例えば医療機関間での紹介・逆紹介がスムーズになることや多重投薬のチェック、検査の重複防止などが実施しやすくなる。また、医療費の無駄を省くことも可能となる。さらに、データベースを構築して分析することにより、医療の発展にもつながることが期待される。</p> <p>個人情報については、個人情報保護法が2005年4月1日より全面施行され、医療分野についてはガイドラインも設けられることから法的に整備は進んでいる。</p> <p>厚生労働省の医療情報ネットワーク基盤検討会の最終報告(2004年9月30日)では、国の機関、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等について、外部保存を可能とすることとされており、さらにその範囲を拡大し、民間の施設でも保存を可能とすべきである。</p>
根拠法令等	<p>「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年3月29日医政発0329003号 / 保発第0329001号)</p> <p>「診療録等の外部保存に関するガイドライン」(平成14年5月31日医政発第0531005号)</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省医政局研究開発振興課

医療・介護・福祉 (7)	特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬における 施設基準の特定機能病院に対する緩和
規制の現状	<p>特殊CT撮影、特殊MRI撮影の診療報酬を請求する場合には、施設基準として他の保険医療機関からの依頼による撮影の症例数(共同利用率)が、全体の5%以上となることが要件となっている。</p>
要望内容	<p>特定機能病院については、診療報酬上の特殊CT撮影、特殊MRI撮影の施設基準(共同利用率5%)を適用除外、または共同利用率の解釈を変更するなど規制を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>大学病院等の特定機能病院の役割は先端医療を担うことであって、特殊CT撮影、特殊MRI撮影は診断に多く用いられており、患者が集中している現状がある。共同利用率の規制については、特殊CT撮影、特殊MRI撮影の稼働率を高めることが目的であるにもかかわらず、稼働率の高い特定機能病院に当該規制の適用を求めることは本来の趣旨に反する。</p> <p>昨年11月の規制改革集中受付月間における厚労省の回答では、「当該機器を共用することにより、地域における効率的な医療の実施に貢献している点をも評価している」との指摘があるが、紹介率や逆紹介率は、地域医療への貢献をはかる指標の一つであると理解している。したがって、大学病院等の特定機能病院では制度上、紹介率30%以上が規定されていることから、この基準の中に共同利用率5%が包含されるとみなすことには合理性があると考えられる。</p> <p>大学病院等では、共同利用率5%の実証が困難であるため、診療報酬の低い単純CT撮影、単純MRI撮影の点数で請求されている現状がみられる。</p>
根拠法令等	<p>「特掲診療料の施設基準等」(2004年2月27日厚生労働省告示50号) 「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」 (2003年2月27日保険局医政局長通知)</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局、医政局

<p>医療・介護・福祉 (8)</p>	<p>医療機関及び医療用医薬品に関する広告規制の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条第1項と厚生労働省告示第158号の範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。</p> <p>医療用医薬品(医師もしくは歯科医師の処方箋が必要な医薬品)については、医薬関係者(医師または薬剤師等)以外の一般人を対象とした広告はできない。一般人を対象に医療用医薬品の添付文書情報を製薬企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告等に関する取締り強化や第三者的な評価機能の充実を図りつつ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関する広告規制を緩和すべきである。</p> <p>特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している医療用機器の種類など)。</p>
<p>要望理由</p>	<p>利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を緩和して、サービス提供者と利用者との間の情報共有を図り、医療サービスを安心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいようにすべきである。</p> <p>医療用医薬品については、厚生労働省の通知により、添付文書情報が一般消費者(患者)でも入手しやすい環境は整備されたが、内容については十分に理解できないことも予想される。医療用医薬品に関する情報を一般消費者(患者)が十分入手できる体制が必要と考える。2004年度中に結論を得る予定の研究内容に基づき、可能な限り早期にガイドラインを作成することが求められる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>医療法第69条第1項、厚生労働省告示第158号(平成14年3月29日) 薬事法第66条、第67条、第68条 「医薬品等適正広告基準について」(昭和55年10月9日薬発第1339号) 「医療用医薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係について」(平成15年3月28日医薬監第0328006号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省医政局総務課</p>

医療・介護・福祉 (9)	医療用具製造承認の一部変更承認 に伴う保険適用希望書の簡略化
規制の現状	医療用具製造承認の一部変更が認められた場合、保険適用の希望内容に変更がなくても、「保険適用希望書」を提出する規定となっている。
要望内容	<p>一部変更が認められ、保険適用の希望内容に変更がない場合、「保険適用希望書」については、簡略記載の提出を認めるべきである。</p> <p>具体的には、「保険適用希望書」の備考欄に一部変更の概要と保険適用希望内容の変更有無を記載するだけで受理すべきである（「医療用具保険適用希望資料」、「類似機能区分及び類似機能区分選定の根拠」、「承認書の写し」の添付は不要もしくは簡略化）。</p>
要望理由	<p>保険適用の希望内容に変更がない場合、一部変更承認の内容を確認し、保険適用内容に変更がないことを確認できれば良いと考える。一連の資料添付を求める必要はなく、より迅速な審査が可能になるように、添付資料のスリム化が求められる。</p>
根拠法令等	薬事法第12条、第14条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局医療課

医療・介護・福祉 (10)	在宅医療で使用する注射薬の規制緩和
規制の現状	<p>在宅で患者が自ら行う「在宅中心静脈栄養法」においては、高カロリー輸液の他に、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤、血液凝固阻止剤に限って投与可能であり、その他の治療薬(注射薬)の投与は認められていない。</p>
要望内容	<p>医師の指導により、患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、例えば降圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬(注射薬)については、患者への投与を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「患者が自ら使用しても安全性が確保できるものについては、既に在宅医療において投与することができる注射薬として認めている」とのことであるが、在宅医療は入院医療に代わる医療であり、患者のQOL(生活の質)が改善することに役立つものとして期待されている。このため、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられる治療薬(注射薬)の範囲について再検討することが求められる。</p>
根拠法令等	保険医療機関及び保険医療費担当規則第20条第2号
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局医療課

医療・介護・福祉 (11)	医薬品の一般小売店における販売
規制の現状	<p>医薬品の一般販売業については、店舗ごとに都道府県知事からの許可が必要である。その際、薬剤師の配置義務や構造設備が定められている。このため、一般小売店では医薬品の販売はできない。</p> <p>1999年3月31日よりドリンク剤等の15製品群が、また、2004年7月30日より健胃薬等371品目が、医薬部外品へ移行されて一般小売店での販売が可能となった。しかし、依然として範囲が限られており、風邪薬等消費者のニーズの高い医薬品は販売ができない。</p>
要望内容	<p>2004年7月30日より医薬部外品に移行されなかった医薬品の製品群の中でも、人体に対する作用が比較的緩和な医薬品群については、一般小売店での販売を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>現状でも、ドラッグストアで売られている医薬品の中には、自己購入で売られているものもあり、そのような医薬品に関しては薬剤師を常設しない一般小売店での販売を行っても問題はないものと考える。また、風邪薬(内用)、解熱鎮痛剤、乗り物酔防止薬、シップ剤、目薬等が一般小売店において販売できるようになると、常備薬切れや夜間等における緊急の疾病時には対応が可能となり、消費者の利便性が向上する。</p> <p>作用が緩和な医薬品の販売にあたっては、使用上の注意書き等の店内掲示により、安全上の課題は克服できると思われる。</p>
根拠法令等	薬事法第24条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省医薬局総務課

医療・介護・福祉 (12)	医療用配合剤に関する規制緩和
規制の現状	<p>複数の有効成分を含有する医療用医薬品である医療用配合剤は、服薬利便性の向上、飲み忘れ等の防止等により、医療経済学的効果の改善に寄与することが知られている。しかし、わが国では、輸液等用時調製が困難なもの、副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、その他特に必要が認められるものだけに限定されている。このため、日本で承認されている医療用配合剤の数は欧米諸国と比べて少なく、欧米で広く利用されているにもかかわらず、日本では承認されていないものが多い。</p>
要望内容	<p>医療用配合剤の承認事由を緩和して、医療ニーズに応じた医療用配合剤の提供を可能とすべきである。具体的には、承認要件を欧米並みに緩和し、「複数の薬物治療を並行して行う必要のある患者人口が相当程度存在する場合」あるいは「患者のコンプライアンスの改善をもたらす治療の単純化等が認められれば承認する」などを追加すべきである。また、欧米で既に承認されている医薬品については、原則としてその配合意義を認めることとすべきである。</p>
要望理由	<p>急増する生活習慣病患者の治療では、医療用配合剤は有効である。生活習慣病患者は複数の疾患を併せ持っている確率が高く、重篤な障害を引き起こす可能性が高まるからである。これに対応するために、医療用配合剤の承認要件を緩和する意義は大きい。また、利便性が高まることで、患者の服薬コンプライアンスが向上し、医療費を抑制する効果も期待される。</p> <p>なお、欧米では、症状の推移等に応じて使用量を調整する必要がある慢性疾患領域において、医療用配合剤が幅広く使用されており、日本に限って使用量の調整の困難さが問題になるという合理的根拠は考えられない。</p>
根拠法令等	「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」(平成11年4月8日医薬審666号)
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局医療課

<p>医療・介護・福祉 (13)</p>	<p>難治療性疾患等の治療薬等に関する審査制度の弾力化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>医薬品医療機器総合機構が2004年4月1日より発足し、優先治験相談制度と優先審査制度が整備されて、治療薬等の承認が早まることが期待されている。しかし、難治療性の疾患等には、さらに一刻も早い治療薬等の承認のための仕組みが求められる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>難治療性の疾患の治療薬等に関する迅速な承認のために、申請に先立ち、申請資料のうち準備のできたものから順次提出し、審査が受けられる「先行審査制度」を導入すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現行の優先治験相談制度と優先審査制度に加えて、難治療性の疾患等にはさらに一刻も早い治療法の確立のための仕組みが求められる。「先行審査制度」により承認までの時間は大幅に短縮が可能となることから、導入することが必要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>薬事法第14条第5項 薬事法施行規則第18条の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局審査管理課</p>

医療・介護・福祉 (14)	販売業における管理薬剤師の配置見直し【新規】
規制の現状	薬事法では、販売業(卸売販売業)において、管理薬剤師の配置が義務付けられている。
要望内容	毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料(プロピレングリコール、グリセリン等)について、 商社、 販売業における営業所、倉庫等では、一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者を管理者として認めるべきである。
要望理由	<p>商社を通して薬剤を販売する場合、薬剤自体は製造元の工場から直接顧客に配送され、商社では伝票処理だけという状態である。このように、毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料に関して、薬剤原料に触れることのない商社などでは薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきである。</p> <p>販売業における営業所や倉庫等では、毒性もなく薬理作用の少ない薬剤原料を扱うのであれば、同様に、薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者を管理者として認めるべきである。</p>
根拠法令等	薬事法第8条、第9条、第9条の2、第26条、第27条
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省医薬食品局総務課

<p>医療・介護・福祉 (15)</p>	<p>「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>介護保険では、貸与対象として12種類、購入対象として5種類の福祉用具を定めている。人の肌に直接触れるなど再利用することに心理的抵抗感がある福祉用具は、貸与対象品(レンタル)ではなく購入対象品としており、ポータブルトイレは購入対象品に該当している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>安全衛生面など一定の基準を満たす高機能ポータブルトイレについては、便座など肌に直接触れるものを除き、本体部分は貸与対象品にすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>福祉用具について、入浴、排泄に供するものは再利用することに心理的抵抗感があるとして購入対象としているが、一定の安全衛生基準を満たすことで使用者の心理的な抵抗感をなくすことが可能であると考え。ポータブルトイレは、近年、技術革新が進み、防臭機能や水洗式でシャワー洗浄機能が付加されるなど清潔なものが販売されるようになってきている。快適なトイレ環境は、QOL(生活の質)を保つ上で重要であり、介護保険の購入対象となっている腰掛便座では、QOLの保持は程遠いといわざるを得ない。 現状では、高機能ポータブルトイレの価格は高く(20～30万円)、レンタル対象品とすることにより多くの利用者のQOL改善に貢献できると考える。また、副次効果として、トイレのリフォーム費用など他の介護費用の削減にも資することが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>介護保険法第7条第17項、第44条第1項 「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号、平成12年厚生省告示第479号) 「厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第94号、平成12年厚生省告示第480号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省老健局振興課</p>

医療・介護・福祉 (16)	保育所の施設基準の見直し
規制の現状	保育所の保育室の窓など採光に有効な開口部の総面積は、「保育室の床面積に対して1/5以上」と規定されている。
要望内容	保育所の保育室の窓等開口部の総面積は、保育室の床面積に対して1/5以上と定める規定は、廃止すべきである。
要望理由	<p>現在、自然光のみで室内の明るさを確保するという設計のビルだけではないため、保育所を設置する上で窓等の開口部の総面積が床面積の1/5以上という規定が大きな障害になっている。</p> <p>昨年11月の規制改革集中受付月間に提出した本要望に対して、国土交通省から、「入射する光の量を考慮して、当該開口部に面する土地の状況に応じて定めているところであり、窓等の開口部が道路等に面している場合等は、当該割合は、1/5から1/15まで緩和することが可能であることから、実態として支障となるとは考えられない」旨の回答があった。照明設備の設置、有効な採光方法の確保等の措置を講じることによって基準の緩和が可能であることに鑑み、一律に1/5以上という規制をかける必要はないと考える。また、保育所の増加は、待機児童問題の解消にも寄与するものであり、保育所の設置の妨げにつながるような規制は撤廃すべきであると考えている。</p>
根拠法令等	建築基準法第28条第1項 建築基準法施行令第19条 国土交通省告示第303号
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 国土交通省住宅局建築指導課

3. 企業年金分野

<p>企業年金(1)</p>	<p>確定拠出年金における中途引出し要件の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>脱退一時金を受給できる要件は、通算拠出期間が3年以下の場合または資産額が50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。 60歳未満の加入者等で給付を受けられるのは、高度障害(障害給付金)、死亡(死亡一時金)の要件を満たした場合に限られている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである(死亡・高度障害以外の事由の容認及び少額の脱退一時金の拡充を図る)。 60歳未満の加入者等で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とするか、あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>a)60歳到達前に退社して、海外に居住する者や、確定拠出年金制度がなく他の企業年金制度がある他社に転職する者などの場合、b)比較的短い期間の加入員が50万円超の年金資産を持ったまま退職して専業主婦となる場合、いずれの場合も現行制度では、60歳に達するまで個人型年金の運用指図者とならざるを得ないことから、資産が目減りするリスクを回避しにくいという問題に対処する必要がある。 加入員の想定を超えたりリスクが発生した場合、個人別管理資産を活用することで対処可能となる。 現行の要件は制度普及の阻害要因の一つにもなっており、利便性の向上により制度普及にも資することになる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>確定拠出年金法第28条、第33条 確定拠出年金法附則第3条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>

企業年金(2)	確定拠出年金の加入対象者の拡大
規制の現状	確定拠出年金では、専業主婦の加入が認められていない。
要望内容	<p>確定拠出年金において、個人型への専業主婦の加入を認めるべきである。 なお、被用者年金の一元化が実現した際には、公務員の加入についても検討すべきである。</p>
要望理由	<p>確定拠出年金のポータビリティを拡充し、専業主婦の加入を認めることで、制度普及が図られ、個々人の自助努力による老後資金の形成に寄与する。</p>
根拠法令等	確定拠出年金法第2条、第9条、第62条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(3)	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ
規制の現状	<p>企業型確定拠出年金については、企業年金に加入していない場合、月額46,000円、企業年金に加入している場合、月額23,000円であり、個人型確定拠出年金については、自営業者の場合、月額68,000円、企業年金、企業型確定拠出年金のない企業の従業員の場合、月額18,000円となっている。</p>
要望内容	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。
要望理由	<p>確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正により引き上げられたが、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。自助努力、自己責任による老後の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。</p> <p>利便性の向上により制度普及に資することになる。さらには、成果主義的要素を反映させることもできる。</p>
根拠法令等	<p>確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条、第36条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(4)	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認
規制の現状	<p>企業型確定拠出年金については、事業主からの拠出しか実施できず、本人からの拠出はできない。</p>
要望内容	<p>企業型確定拠出年金について、事業主の拠出に加えて本人拠出が可能となるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の意識醸成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点からも求められる。 利便性の向上により制度普及にも資することになる。</p>
根拠法令等	確定拠出年金法第19条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(5)	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外
規制の現状	<p>確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外にはなっていない。</p>
要望内容	<p>確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。</p> <p>2004年度中に結論を得るとされている金融審議会での検討を可能な限り前倒しすべきである。</p>
要望理由	<p>確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択肢に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象になっていない。</p> <p>インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。</p>
根拠法令等	<p>証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁

企業年金(6)	確定拠出年金における企業型年金規約変更の届出規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>確定拠出年金法施行規則(以下「施行規則」)第5条に定める軽微な変更は、確定拠出年金法第6条第1項により変更の届出を行うこととされている。この届出を行う場合は、変更内容に関わらず、施行規則第7条第1項第2号により被用者年金被保険者等の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意が必要とされている。</p> <p>なお、2004年改正において、施行規則第5条第2項に定める事項は、特に軽微な変更として、同意不要の措置が図られたところである。</p>
要望内容	<p>軽微な変更のうち、施行規則第5条第1号から第4号に定める変更(事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の名称変更)についても、同意不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>事業主、事業所、運営管理機関及び資産管理機関の商号変更は、事務的な色彩が強く、加入者側の不利益になる事態は想定できない。また、変更のたびに、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数の者で構成される組合)を代表する者の同意を得ることは、事業主の負担(代表者の選出事務や、同意が必要である旨の説明等の実施事務)も大きい。</p>
根拠法令等	<p>確定拠出年金法第6条第1項 確定拠出年金法施行規則第5条、第7条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(7)	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認
規制の現状	<p>代行返上し、新型企業年金に移行した場合、受給(権)者の基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金支給(清算)が認められているが、一律に一時金による清算が認められていない。</p>
要望内容	<p>基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、年金支給額と経済的に等価な一時金(財政上の予定利率による過去分の給付現価)を支給する仕組みを設けるならば、一律に一時金による清算を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、選択による一時金給付の仕組みが設けられているが、一時金給付を選択しない者が残り続ける限り、事務的な負担は極めて重い。</p> <p>また、受給者等にとっても、年金として支給を受けることが必ずしもプラスでない面もあり、一律に一時金給付を行ったとしても、必ずしも不当な扱いになるとは言えない。</p>
根拠法令等	<p>「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」(平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(8)	厚生年金基金の代行返上資産の物納要件緩和
規制の現状	<p>代行返上の資産は、現金のほかに国内株式と国内債券による物納が認められているが、物納の要件(国内株式は、TOPIXの構成銘柄80%以上の銘柄で構成、推定トラッキングエラー0.2%以内)が厳しいことから、代行返上の際に物納を実施した基金は極めて少ない状況である。</p>
要望内容	<p>代行返上資産にかかる物納要件について、国内株式の構成銘柄は、TOPIXの構成銘柄80%を下回る場合でも認めるべきである。</p>
要望理由	<p>物納要件の緩和により、小規模基金でも物納が可能となる。 物納が促進できれば、基金にとって株式売却に伴う費用を節減できるほか、マーケットインパクトも軽減でき、株価の安定に寄与する。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法施行規則第133条 「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」(平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(9)	会社分割による新会社や会社合併等における 基金の連合設立認可要件の緩和
規制の現状	労働契約承継法による分社会社等においては、分社後も従来の労働条件等を承継することが原則であり、企業年金制度においても何ら変わらない中で、承継のための認可申請においては過度な手続きが必要となっている。
要望内容	労働契約承継法による基金の連合設立等に関する認可基準を緩和し、制度への継続加入について柔軟な対応ができるようにすべきである。 さらに、事業所編入認可申請時の必要資料等を簡略化し、事務負担の低減を図るべきである。
要望理由	事業の分割・合併等が加速される中で、事業の分割・合併等の形態が多様化していること、企業間の資本関係についても、持ち株会社の介在等により直接的な関係とならないケースがあること、外資系企業との合併の場合では、制度の統一そのものが難しい場合も想定されることなどから、事業再編等に対する制約ともなりかねない。
根拠法令等	「厚生年金基金の設立要件について」(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(10)	確定給付企業年金等の財政検証に伴う掛金追加拠出の要件緩和
規制の現状	<p>確定給付企業年金及び厚生年金基金は、決算時に財政検証を実施し、制度間移行等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基準確保が求められている。積立比率(積立金額/最低積立基準額)が0.8未満の部分は5年、0.8以上0.9未満の部分は10年、0.9以上の部分は15年で、それぞれ不足分を解消する必要がある。また、積立水準の回復計画を作成する方法も認められている。</p>
要望内容	<p>代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増加することがないように、非継続基準に抵触した場合の積立期限を弾力化すべきである(掛金拠出年数を延長する)。</p>
要望理由	<p>厳しい運用環境の中で、企業年金を維持していこうとする基金や母体企業に対し、検証結果により新たな掛金拠出を求めることは、かえって年金制度存続の道を険しくすることに繋がるおそれがある。</p> <p>企業年金制度は長期にわたって継続されることに鑑み、環境変動による制度運営負担を軽減する観点から、非継続基準抵触時の掛金拠出の要件緩和が求められる。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条、第63条 「厚生年金保険の財政運営について」(平成8年6月27日年発第3321号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(11)	確定給付企業年金における加入者範囲の見直し【新規】
規制の現状	<p>確定給付企業年金は、企業と従業員によりその制度内容を決定する私的年金の一つであるにも関わらず、厚生年金適用事業所単位の実施となっていることから、企業外への出向者(出向先の厚生年金被保険者資格を取得する者)は一旦脱退することとなり、制度運営上の制約がある。</p>
要望内容	<p>厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業及び従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。または、法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても加入者と認めるべきである。</p>
要望理由	<p>確定給付企業年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いとなることにより、企業は当該従業員の出向期間について掛金の拠出ができず、また、従業員の掛金拠出も停止される。企業側、従業員側の双方にとって不利益となるおそれがある。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法第2条、第25条、第27条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(12)	確定給付企業年金における加入資格の弾力化【新規】
規制の現状	<p>適格退職年金では、加入待機期間の設定を弾力的に行うことが可能だが、確定給付企業年金については、5年を超える勤続条件や30歳を超える年齢条件を加入資格の要件として定めてはならないことになっている。</p>
要望内容	<p>確定給付企業年金について、勤続条件が5年以上の場合や、年齢条件が30歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>実施中の退職一時金制度や適格退職年金制度に合わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制度の普及、拡充への基盤整備を図ることになる。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法第4条、第26条 確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>

企業年金(13)	確定給付企業年金(老齢給付金)における支給要件の弾力化【新規】
規制の現状	<p>老齢給付金の支給開始は、60歳～65歳の到達日であり、50歳以上で退職した場合には、退職時から年金受給が可能となっている。</p> <p>a) 50歳未満で退職(加入者資格の喪失)した場合は、60歳到達時まで年金の受給ができない。</p> <p>b) 企業の定年が、例えば年齢満60歳の誕生日以降に到来する3月末日である場合は、年金の開始(60歳誕生日)は在職中になってしまう。</p> <p>老齢給付金について、20年を超える加入期間を受給資格の要件として定めてはならないことになっている。</p>
要望内容	<p>a) 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすべきである。</p> <p>b) 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とすべきである。</p> <p>加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>a) 既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。</p> <p>b) 年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。</p> <p>加入期間が20年以上の場合であっても、年金受給の資格を付与しないで、一時金だけの設定としたいニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法第36条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(14)	確定給付企業年金におけるキャッシュバランスプランの選択肢の拡充【新規】
規制の現状	<p>あらかじめ定めた給付を算定する際の年金換算利率は通常、下限予定利率を用いるが、下限予定利率が低下した場合において年金換算利率の引下げを行うと、当初の下限利率で定める最低保証額を下回るケースがでる。規制緩和により、規約に改定方法を示し、受給者の事前同意を得るなどの一定条件のもとで最低保証額の変動が可能となっている。</p> <p>再評価率については、規制緩和により、賃金指数や物価指数も適用が可能となったが、市場連動する評価率は採用されていない。</p>
要望内容	<p>退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下のとおりキャッシュバランスプランに係る選択肢の拡充を行うべきである。</p> <p>給付額に下限を設けない制度の導入、あるいは、下限を設ける場合はさらなる運営の弾力化を行うこと</p> <p>市場インデックスなどを用い、従前の再評価率と組み合わせた再評価指標の拡大を行うこと</p>
要望理由	<p>キャッシュバランスプランは、運用リスクの年金財政への影響軽減が可能となる有意義な方式であることから、確定給付型の企業年金における一層の普及・充実のためには、さらなる選択肢の拡充が必要である。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法施行規則第26条、第28条、第29条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(15)	確定給付企業年金における選択一時金の支給要件の緩和【新規】
規制の現状	<p>選択一時金の支給上限は、保証期間に係る現価相当額とされており、現価相当額を算出する際の割引率については、下限予定利率となっている。</p>
要望内容	<p>選択一時金の支給上限に係る制限の緩和を行うべきである(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率」を使用する取扱いを認める)。</p>
要望理由	<p>次の事例では、不利益問題が生じることになる。 年金裁定(給付利率2%と仮定し、これに基づき計算された年金額の給付開始) (その後の金利上昇により)下限予定利率が3%に上昇し、これに基づく財政計算実施 一時金選択の場合、この時点で、「前回の財政計算の下限予定利率」は3%ということになるが、本来、当該対象者の年金額は、給付利率2%により年金額に換算されたものである。この年金額を給付利率2%をもとに選択一時金を算出すれば、元の一時金とは等価ということになるが、3%をもとに選択一時金を算出すると、本来の原資と比較して等価にならない。 現行では、上記計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いるように規定されていることから、今後これが給付利率を上回ると、一時金支給と年金の一時払いが不等価になってしまう。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法施行令23条 確定給付企業年金法施行規則第24条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>

企業年金(16)	確定給付型の企業年金における給付引下げに係る承認基準及び手続きの緩和
規制の現状	<p>現行の制度では、給付引下げの認可基準が厳しいため、現状の運用環境下においても高い給付利率を維持しなければならない。</p>
要望内容	<p>各年金制度における給付引下げについて、基本的に労使合意さえあれば、給付引下げの理由は問わないものとするべきである。</p>
要望理由	<p>運用環境の低迷が長期化する中で、事業主の負担が非常に大きくなってきている。本業である事業収益以上の穴埋め負担は本末転倒であり、従業員の雇用を守るためにも、各企業労使において、自主的に給付引下げの意思決定ができる仕組みが必要である。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法第5条、第6条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日年発第363号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(17)	受給(権)者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し
規制の現状	<p>受給者等の給付減額を行う場合、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができるなど、減額前の最低積立基準額が確保される措置が必要になっている。</p>
要望内容	<p>給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、希望者に対する一時金清算を行う場合、労使が退職一時金として認識している制度上の選択一時金を用いるのが妥当である。</p> <p>現行の割引率を適用すると、最低積立基準額相当の支給額は、選択一時金ベースと比較して過大になり過ぎる。このため、受給(権)者の大多数が一時金清算を選択することが想定され、結果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけでなく、年金財政に致命的な影響を及ぼしかねない。</p> <p>例えば、現在、厚生年金基金の解散時には、当面の措置として「最低責任準備金以上、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)」の資産を保有していれば、一括拠出を行う必要がなく、最低積立基準額以下で規約に定める額(労使合意した額)から最低責任準備金を除いた金額を分配することが認められている。</p> <p>したがって、制度を継続するためなど、やむを得ない場合の給付減額時に、受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、労使の合意に基づき制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法施行規則第6条 「厚生年金基金の設立認可について」(昭和41年9月27日年発第363号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(18)	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの緩和【新規】
規制の現状	<p>確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更に係る承認・認可申請手続きについて、適格退職年金制度からの移行の場合を含め、原則として、厚生労働大臣へ申請書を提出し、事前に承認・認可を受ける手続きを行わなければならない。また、申請に要する書類は多岐に亘っている。</p>
要望内容	<p>一定の要件を充たす場合(例えば、転籍の発生に伴うポータブルペンションの実施など)については、事前の承認・認可手続きを緩和し、事後届出制の導入及び届出を不要とする範囲の拡大を図るべきである。</p> <p>また、事前の承認・認可手続きを要する場合においても、申請手続きに係る提出書類の簡素化が求められる。</p>
要望理由	<p>現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可手続きが必要とされており、過度の規制となっている。特に、適格退職年金では大多数が自主審査を経て受託機関が国税庁へ届出を行っているのに対し、確定給付企業年金では、事業主が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない、事業主の負担が増大している。</p> <p>また、厚生年金基金は、最多でも1,800基金程度であったために、認可申請制度でも可能であったと思われるが、適格退職年金(現在、50,000件以上)の一定割合が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな許認可運営を促すためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。</p>
根拠法令等	確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

企業年金(19)	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における 現物移管の適用拡大[新規]
規制の現状	<p>適格退職年金から確定給付企業年金への移行については、権利義務承継による移行の場合、現物移管が可能であり、実施企業等の負担軽減に寄与している。しかし、適年解除時の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合、法人税法施行令により現物移管が認められていない。</p> <p>適格退職年金を解除する方法を採るのは、確定給付企業年金制度への移行が認められていない制度設計を持つ場合や、予定利率を変更する場合などである。</p>
要望内容	<p>適格退職年金を解除した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合には、現物移管を容認すべきである。</p>
要望理由	<p>現物移管は、不必要な現金化に伴うコスト負担の軽減に資するものであり、また、受給権者に不利益な取扱いとなるものではない。適格退職年金から確定給付企業年金への円滑な移行促進の観点から、権利義務の承継による移行の場合以外においても、同様の現物移管が可能となるように選択肢の拡大を図るべきである。</p> <p>移行手続方法の相違だけで、積立金の評価が(著しく)異なることは、公平性を欠くと言わざるを得ない。</p>
根拠法令等	<p>確定給付企業年金法附則第25条 確定給付企業年金法施行規則附則第13条</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

4. 社会保険分野

社会保険(1)	任意継続被保険者制度の見直し
規制の現状	<p>継続して被保険者期間2カ月以上の者が資格喪失後、保険者に申し出ること で最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。 現行制度では特に、被保険者期間が2カ月であるにもかかわらず、最長1年 6カ月の間、傷病手当金が受給可能であるなど、合理的でない枠組みになって いる。</p>
要望内容	<p>任意継続被保険者の資格取得要件について、喪失の日以前1年間に通算し て6カ月以上の被保険者期間とすべきである。</p>
要望理由	<p>被用者保険の本人負担引上げに伴い制度間の差がなくなったことで、任意 継続被保険者制度の意義が薄れつつある。同制度は、例外措置として、申請 により暫定的に被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなけれ ば、国民健康保険の被保険者となる道も開かれている。 本年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省からは、医療 保険と雇用保険とは趣旨が異なり、同様には論じられない旨の回答があった。 しかし、傷病手当金は所得保障の役割を担っており、その観点から、労働者が 失業したときの所得を保障する雇用保険制度と比較すると、資格取得要件に ついて、制度間の不均衡が生じていることは問題である(雇用保険では、算定 対象期間に通算して6カ月以上の被保険者期間が必要)。 現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合の運営を圧迫して いることから、見直しが求められる。</p>
根拠法令等	<p>健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行令第49条</p>
制度の所管官庁 及び担当課	<p>厚生労働省保険局保険課</p>

社会保険(2)	特例退職被保険者制度の資格喪失要件の緩和
規制の現状	<p>特例退職被保険者制度(以下「特退制度」)においては、a)死亡、b)再就職、c)被扶養者資格を満たしたとき、d)海外に移住したとき、e)生活保護を受給したとき、f)老人保健制度に加入したときなどの事由以外に、脱退できない。</p> <p>また、保険料は、加入健保の全被保険者(除、特例退職被保険者)における前年の標準報酬月額の前平均額等の範囲内で規約により決めることができる。</p>
要望内容	<p>現行の資格喪失要件に次の項目を加えるべきである。</p> <p>特退制度加入者の保険料が、年間収入の1000分の95を超える場合には、本人からの申出により資格喪失を認めること</p> <p>2002年10月までの特退制度加入者に対しては、70歳到達時点で資格喪失もしくは継続加入の手続きを認めること</p>
要望理由	<p>昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「退職時に保険料負担額、付加給付の有無などを勘案した上で、(中略)被用者保険に残ることを自ら選択しており、自己都合による資格喪失は認められない」とのことであるが、総報酬制の導入や老人保健制度の加入年齢引上げは、特退制度加入者にとって想定できない制度変更であり、次の場合など、自己都合による資格喪失を認める必要があると考える。</p> <p>保険料は、特退制度加入者の年収にかかわらず、一般被保険者の年間総報酬に基づく算定方式で決められている。このため、一般被保険者の保険料負担上限は、健康保険法で1000分の95としているが、年金受給額の少ない特退制度加入者にとっては、1000分の120という事例もあり、国保制度との負担の整合性が図られていない。</p> <p>2002年10月以前の既加入者は、最長でも70歳到達まで継続するとの制度説明を前提に加入している。よって、2002年10月の老人保健制度の加入年齢引上げにより、既加入者に対しては、70歳到達時に喪失か継続の選択権を与える必要がある。</p>
根拠法令等	<p>健康保険法附則第3条第6項 健康保険法第38条 国民健康保険法第8条の2第1項 老人保健法第25条</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(3)	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立)に関する規約変更の緩和
規制の現状	健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条第2項に規定されている事項(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。
要望内容	当該健保組合に既に参加している事業所が、会社設立により新規に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を要しないことに変更すべきである(認可事項から届出事項への変更)。
要望理由	<p>同一健保組合における会社設立の場合、資本関係や役員構成などについて一定の要件を満たすならば、届出を認める余地があると考える。</p> <p>企業は国際競争力を維持するため、機動的な組織再編を行っており、それに伴って、健保組合への設立事業所の編入・統合が必要となる。とりわけ、同一健保組合における会社設立については、認可の前提となる登記簿等の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者への被保険者証交付の遅れなど不都合が生じている。</p> <p>健保組合の認可手続きの負担が、企業の柔軟な組織再編の妨げとならないようにすることが求められている。</p>
根拠法令等	健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第2項
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省保険局保険課

社会保険(4)	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し
規制の現状	<p>2002年4月より、第3号被保険者の届出はすべて、配偶者が勤務している事業主を通じて行うことになった。このため、事業主は、第3号被保険者の年金手帳を預かったり、住所変更届を提出しなければならない。</p>
要望内容	<p>第3号被保険者の住所変更届及び氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。</p>
要望理由	<p>昨年11月の規制改革集中受付月間における厚生労働省の回答では、「仮に、住民基本台帳ネットワークから必要な情報の提供を受ける仕組みを構築するとしても、被保険者記録の管理上基本となる基礎年金番号との突合をどのように行うかという問題がある」とのことであるが、4つの情報(氏名、性別、生年月日、住所)により、同一人物かどうかの確認は可能であると考えます。</p> <p>また、届出漏れの対策として実施された法律改正の趣旨は、事業主の納得が得られない。事業主を経由しないことで、企業負担の軽減に資する。</p>
根拠法令等	国民年金法第12条第3項
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省年金局

5. 流通分野

流通(1)	「大規模小売店舗立地法」に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止
規制の現状	<p>多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行おうとする場合、届出前に関係部局との協議などを義務付けている。</p>
要望内容	<p>経済産業省は、都道府県との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るように周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な処置を講ずるべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「事前概要説明を義務化することのないよう周知徹底を図っている」との回答がなされたが、現実問題として多くの自治体では届け出する者に事前協議を求めており、運用の改善が図られていない。</p> <p>例えば、東京都では届出前の計画概要書の提出を求めている。また、横浜市では届出前の計画書事前説明書の提出だけでなく、横浜市の関係部署、警察署との事前協議なども求めている。</p>
根拠法令等	<p>大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法運用要綱など(各地方自治体)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省流通産業課</p>

流通(2)	酒類小売業免許の制限の緩和
規制の現状	<p>大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。</p> <p>通信販売酒類小売業免許では商品の引渡しに配達による引渡しに制限されているほか、販売できる酒類は次のものに制限されている。</p> <p>〔通信販売により販売できる酒類〕</p> <p>(1)国産酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度(4月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1,000kl未満である酒類製造業者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。</p> <p>イ 清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100kl未満の銘柄のもの。</p> <p>ロ 清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100kl未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200kl未満)の銘柄のもの。</p> <p>(2)輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税引取数量が100kl未満(ただし、しょうちゅう乙類については、200kl未満)の銘柄のもの。</p>
要望内容	<p>大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにするべきである。</p> <p>通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の制限を撤廃するとともに、宅配便等による受け渡しに加え、小売店舗における引取りを認めるなど、商品の引渡しに関する制限を撤廃するべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、通信販売酒類小売業免許の販売制限の緩和については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行状況等を踏まえ、平成17年までに検討することとされた。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月29日閣議決定)において、大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置については、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされた。これらの免許制限の緩和について早期に結論を得て措置すべきである。</p>
根拠法令等	<p>酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関連法令等解釈通達の制定について(平成11年6月25日)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>国税庁 課税部酒税課</p>

流通(3)	酒類販売における受払簿の記帳義務の見直し【新規】
規制の現状	<p>酒税法第46条において、「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない」とされ、酒類を販売するにあたっては取引情報(払い出した酒類の数量、及び、払い出しの年月日)を受払簿に記帳しなければならない。</p>
要望内容	<p>酒類販売者については受払簿の記帳義務を見直すべきである。具体的には、酒類の販売に関する取引情報を逐一記載するのではなく、前回申告時の在庫量と、今回申告時の在庫量、その期間中の仕入れ実績から販売量を算出することとし、別途記帳することなく、そのデータをもとに申告・納税できるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>現状では受払簿の記帳に多大な労力が必要となっている。電子的な記帳・保管も可能であるが、国税庁にシステムに関する詳細な説明した上で、審査に3ヶ月近くかかることに加え、システムの導入は個人商店等にとって過大な負担となるため、依然として手書きで記帳しているケースも多い。酒類の取引情報を把握するには必ずしも受払簿を毎日記帳する必要なく、たとえば発注・納入の状況と棚卸在庫の差分を1ヶ月ごとに把握することで足りることから、受払簿の記帳義務を見直し、事務負担の軽減を図るべきである。</p>
根拠法令等	<p>酒税法第46条 酒税法施行令第52条 酒税法施行規則第14条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>国税庁課税部酒税課</p>

流通(4)	食品(馬鈴薯以外)に対する放射線照射の容認
規制の現状	<p>過失、故意を問わず国内で、食品衛生法で許可された以外の方法で食品を放射線で処理した場合、法律違反となり、違反食品の回収・廃棄を命じられるとともに、営業停止処分を受ける。さらに、場合によっては関係者などが懲役刑や罰金刑など相応の罰則が科せられる。輸入食品の場合は、他の食品衛生法違反の場合と同様に、輸出元への積戻しか廃棄処分がとられる。</p> <p>現在、日本において認可されている食品は、馬鈴薯のみである(但し、放射線の線源及び種類はコバルト60のガンマ線とすること、吸収線量が150グレイを超えてはならないこと、照射加工を行った馬鈴薯に対しては、再度照射してはならないことの規制あり)。</p>
要望内容	馬鈴薯以外の食品に対しても発芽防止、殺虫、殺菌処理、カビ防止などを目的とした放射線照射を認めるべきである。
要望理由	<p>タマネギの発芽防止、米および小麦の殺虫、ウインナーソーセージと水産練り製品の殺菌処理による貯蔵期間延長、みかんのかび防止について、原子力特定総合研究のプロジェクトとして、日本原子力研究所および国公立の研究機関や大学などがそれぞれ専門分野を担当した食品照射の研究がすでに終了しており、食品としての健全性はどの品目も問題がないことが明らかにされている。また、1981年にJECFI(WHO(世界保健機関)、FAO(国際連合食糧農業機関)、IAEA(国際原子力機関)の合同食品照射専門家委員会)は、「10kGy以下の総平均線量で、いかなる食品を照射しても、毒性学的な危険性はまったく認められない。したがって、この線量以下では、毒性学的試験をもちや行う必要はない」とし、さらに「10kGyまでの線量での照射食品の健全性に問題がない」ということを明確に結論づけている。なお、「健全性」には毒性学、栄養学、微生物学的な観点も含まれる。このJECFIの結論と勧告を受けて、コーデックス委員会(WHO、FAOの合同食品規格委員会)では平均線量10kGyまでの照射食品について国際規格を策定し、1983年に「照射食品に関する国際一般規格(Codex General Standards for Irradiated Foods)」として採択した。WHOやFAOも食品照射の実用化を各国に勧告しており、世界で食品照射を実用化している国は、2001年度のIAEAの資料によると、30ヶ国以上に達している(米国:香辛料、牛肉、鶏肉、果実など。フランス:香辛料、乾燥果実、鶏肉など。オランダ:香辛料、冷凍魚介類、チーズ。イギリス:病院食、香辛料、など。日本は馬鈴薯のみ)。</p>
根拠法令等	「食品、添加物等の規格基準」(厚生省告示第370号、昭和34年12月28日) 第1-B-1、第1-C-3、第1-D-「○ 穀類, 豆類, 果実, 野菜, 種実類, 茶及びホップ」-4
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 食品安全部

流通(5)	<p>養殖海老(魚介類)に関するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準の見直し[新規]</p>
規制の現状	<p>平成15年5月に改正された食品衛生法(「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布))に基づき、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下「農薬等」という。)について、いわゆるポジティブリスト制(基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度)が公布後3年以内に導入されることとなる。ポジティブリスト制施行に伴い、国民の健康保護を確保するとともに食品流通の無用の妨げとならないよう、国際基準などを参考に残留農薬等の暫定基準を設定することとし、その検討が行なわれている。</p> <p>しかし、抗生物質等については改正の対象とはしていないため、従前の通り個別に基準値が設定されたものを除き、ポジティブ制の施行に当たっても「含有してはならない」とこととされる。</p>
要望内容	<p>養殖海老(魚介類)について、テトラサイクリン系抗生物質の残留基準を、牛の肉などの畜産物と同様に、「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの和として0.6ppmまで」とするべきである。</p>
要望理由	<p>次の例のように、性質的にほぼ同等の3種の抗生物質について、牛肉では3種類の合計量が基準値以内であれば残留しても安全であるとしているにも関わらず、養殖海老ではそのうちの1種のみ基準値を定めており、他の2種については基準値を設定していないため、僅かでも残留してはならないとされ、その検出作業が食品流通の妨げとなっている。</p> <p>例)テトラサイクリン系抗生物質の残留基準 畜産物(例:牛の肉)の場合、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの和として0.6ppmまで 魚介類(例:養殖海老)の場合、オキシテトラサイクリンを0.2ppmまで 魚介類からクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンは僅かでも検出されてはならない</p>
根拠法令等	<p>食品安全基本法 食品衛生基準法 「食品、添加物等の規格基準」(厚生省告示第370号、昭和34年12月28日)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課</p>

流通(6)	揚げ油の廃棄基準の見直し【新規】
規制の現状	<p>油脂による食品の揚げ処理を行なう場合、揚げ油の劣化を判断する基準として、発煙点が170度未満となったもの、酸価が2.5を超えたもの、カルボニル価が50を超えたもの、の3つがあり、いずれかに該当する場合はその揚げ油の全てを新しいものに替えることとされている。</p>
要望内容	<p>現行の揚げ油の廃棄基準として設定されている基準のうち、酸価値にかえて極性化合物量を採用するべきである。</p>
要望理由	<p>我が国では揚げ油の管理基準となるものが昭和54年に制定された衛生規範における酸価値しかないため、現在でも酸価値により廃棄の判断がなされている。しかし、揚げ油は、酸価値の上昇の要因となる遊離脂肪酸(揚げ種の水分が加水分解されて増加する)だけではなく、空気との接触や過熱が原因となって生じる低分子分解物や重合物の増加によっても劣化する。これらの3種類の増加を測定できる極性化合物量を基準としたほうが、より総合的に油の劣化具合を判定することができることから、現行の揚げ油の廃棄基準として設定されている基準のうち、酸価値にかえて極性化合物量を採用するべきである。なお、欧州の主要国では既に極性化合物量を劣化の判断基準として採用している(イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル等。ドイツは酸化値も基準としている。オランダは酸化値のみを基準としているが4.5以下としている)。</p>
根拠法令等	<p>「弁当及びそうざいの衛生規範について」(昭和54年6月29日環食第161号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省環境衛生局食品衛生課</p>

流通(7)	保健所の営業許可におけるコンビニエンスストアの施設基準の設定【新規】
規制の現状	<p>現状の保健所の施設基準の取り決めでは、コンビニエンスストアは飲食店として扱われる為に、レストランや喫茶店としての施設を要望され、また細かい設備基準については、大型スーパーと同じ括りで設置設備を要求されている。</p>
要望内容	<p>コンビニエンスストア用の施設基準を定めるべきである。具体的には、カウンターの天井や壁の仕上げを特定のものに指定せず、売場と同じもので良いとすること、倉庫等に大型冷蔵庫があれば調理場のすぐそばに小型の冷蔵庫を置かなくても良いこととするなど、実態に即した施設基準を定め、全国一律に適用すべきである。</p>
要望理由	<p>コンビニエンスストアの施設基準がないため、飲食店など他の施設基準が適用されている。また、その適用にあたっては次の例のように、地域によっては過剰な負担を求められることがある。コンビニエンスストアのカウンター内における調理及び販売は飲食店よりも露店等に近く、また、コンビニエンスストアは全国に約5万店近くあるという実態を踏まえ、コンビニエンスストア用の施設基準を設けて全国で一律に適用するべきである。</p> <p>例) コンビニエンスストアの営業許可を申請するに当たり、一部の保健所では次のような要件を求められることがある。</p> <p>カウンター内には、シンクと手洗いを、客用には別途お手洗いを設けているにも関わらず、売り場に一ヶ所さらに、手洗いを設けるように指導がある地域がある。無駄なコストと共にかえって不衛生な現場を生んでいる(新潟県、愛知県、千葉県、宮城県、山形県、福島県等)。カウンター内を厨房とみなし、仕上げを特定のもので指定される地区がある(静岡県、京都市など)。愛知県では、飲食店営業の許可基準として、原則従業員全員に検便を義務づけている。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法第51条 食品衛生施行令第35条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省・各都道府県食品衛生課・市町村保健所</p>

流通(8)	特定電子メールによる広告規制の適用除外範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2項に規定する特定電子メールにより広告をする際は、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の規制を受けるが、団体の内部自治の観点から例外的に従業員については適用除外となっている。</p>
要望内容	<p>電子メールによる広告規制について、「事業者が実質的に支配するグループ会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」を行う場合も、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の適用除外とすべきである。</p> <p>特に、実質的に同一会社とみなすことのできる完全子会社の従業員に対しては、早期に同法の適用除外とすべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの回答について」(平成15年7月28日)において、経済産業省は、事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員を法の適用除外とすることについて、「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、同法の適用除外とすることは困難である」と回答している。経済産業省の説明によれば、「団体の内部自治」とは人事・組織のあり方や、利益分配の方法に関する裁量性といったものを指すとされているが、そうした観点からは親会社と親会社が実質的に支配するグループ会社の間も十分な内部自治が働いていると見ることができることから、法の適用除外とすべきである。とりわけ、完全子会社の場合にあっては、実質的に親会社の一部とみなせるため、内部自治の観点上の問題はないことから、早期に法の適用除外とすべきである。なお、このような子会社の従業員に対して特定電子メールによる広告をしようとする際に、受信拒否の意思表示をした個人のみを送信しないことはシステム上難しく、その企業単位で送信することが出来なくなるため、同法の適用除外とすることが必要である。</p>
根拠法令等	<p>特定商取引に関する法律第12条の2 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省、経済産業省</p>

流通(9)	景品類の提供に関する事項の制限の緩和
規制の現状	<p>不当景品類及び不当表示防止法第3条により、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項が制限されている。具体的には、一般消費者に対して懸賞によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の10分の1の金額(当該金額が100円未満の場合にあっては、100円)の範囲内であって、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない。また、懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額(当該金額が10万円を超える場合にあっては、10万円)を超えてはならず、総額は当該懸賞に係る取引総額の100分の2を超えてはならない。</p>
要望内容	<p>景品類の提供に関する最高額、総額の制限を見直すべきである。具体的には、総付け景品については、取引価額が1000円以下の際に200円までの景品を付けられるようにすること、一般懸賞の際の景品総額を取引総額の10%まで可能とすること、の2点を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>景品を総付けする場合、取引価額の10%までに制限されているため、取引価額が1000円以内の場合は景品の価額は100円以内に制限される。原材料費・人件費等の上昇により、100円以内の景品製作は困難であり、また、100円以内の景品では消費者に価値を認めてもらいにくいことから、この制限を緩和するべきである。</p> <p>一般懸賞の場合、景品の総額が取引価額の2%に制限されるため、次に挙げる例のように当選確率が極端に低くなる。「殆ど当たらないにも関わらず、購入を誘引させる懸賞」を実施していると顧客が考え、企業に対して不信を抱く可能性があることから、この制限を緩和するべきである。</p> <p>例)おにぎりの購入者を対象に景品をプレゼントする場合。 ・1個120円で1日100個販売し、1週間実施した場合、期間内の販売金額は84,000円となる。景品可能総額は2%の1,680円であるから、例えば500円程度の景品を提供する場合、プレゼント可能数は3個までであり、当選確率はわずか0.4%となる。</p>
根拠法令等	<p>不当景品類及び不当表示防止法第三条、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号)、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第5号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会

流通(10)	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し
規制の現状	たばこ販売における免許申請において、人的要件や距離基準等の規制が設けられており、基準を満たさない場合の申請が不可能となっている。
要望内容	たばこ小売販売に係る需給調整上の参入規制となっている距離規制の見直しについて、今後のスケジュールを明示し、緩和に向けた具体的な検討を始めるべきである。
要望理由	『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について(平成16年1月29日内閣府)において、「たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行なう」とされているが、具体的な検討スケジュールや内容については触れられていない。昭和60年の専売制廃止に伴い、零細小売店への激変緩和措置として小売定価制を導入してから既に20年近く経過していることも踏まえ、具体的な検討を直ちに開始すべきである。
根拠法令等	たばこ事業法第22条、第23条
制度の所管官庁及び担当課	財務省理財局総務課たばこ塩事業室

6. 土地・住宅・都市再生分野

<p>土地・住宅・都市再生(1)</p>	<p>電気通信工事業者における監理技術者要件の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>建設業法における特定建設業に該当する許可を受けるにあたり、工事業者は監理技術者を配置しなければならない。 その要件としては、イ.国土交通大臣が定める技術検定又は免許の取得者、ロ.指導監督的実務の経験者(注)、ハ.大臣がイ.又はロ.の該当者と同等と認めた者 のいずれかに該当することとされているが、電気通信工事業者にはイ.における技術検定が単独では設置されておらず、代替として電気通信以外の内容も含む「電気・電子部門」の資格を取得することとされている。 (注)電気通信工事の発注者から直接請け負い、その請負金額が45百万円以上である工事に關し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。</p>
<p>要望内容</p>	<p>監理技術者の申請要件として、従来の電気・電子部門とは別個に、電気通信工事業者に対する単独の技術検定を創設・設置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>建設業法の規定に基づく試験資格が許可等の要件の対象となっている電気工事業など技術者の育成が容易となっている業種もある中で、当該要件は一部の事業に課せられた特別な規制となっている。電気通信工事業者にとって高度かつ専門的な電気・電力業の知識を必要とする資格を取得することは大変困難であるため、電気通信工事に必要な有資格者が不足し、IT革命推進に向けたインフラ整備の大きな障壁となっている(現実的には実務経験充足による資格取得を目指すこととなるが、発注工事の小規模化が続く中、限られた工事の実務経験者という要件のみでは有資格者の不足は避けられない状況である)。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建設業法第15条の二、第26条第2項、第27条の一 建設業法施行令第27条の3建設省告示第1317号(昭和63年6月6日)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(2)</p>	<p>主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>企業集団に属する建設業者間(親会社とその連結子会社)において、出向社員を出向先が工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置する場合、当該出向社員と該当出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことについて平成15年1月に通知された。しかし、親会社又は連結子会社(その連結子会社が2つ以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であることを、その要件の一つとしている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>監理技術者・主任技術者の親子会社間の出向について、さらに規制を緩和し、親会社、子会社がともに経営事項審査を受けている場合でも監理技術者・主任技術者の出向を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>当該企業が属する建設業種に要請される技術者としての技量、経験、ノウハウを十分に保有する場合で、かつ連結納税制度を適用している親子間会社における出向者は出向先企業の指揮命令系統下で管理統率されることから、当該企業の技術者として、その職責を全うすることが十分可能である。「本規制緩和をするとペーパーカンパニーが増加する」と国土交通省より見解が示されているが、これは建設業許可申請時の審査、経営事項審査を厳格にすることで対応可能な問題と考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建設業法第二十六条1項、2項、3項。「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係わる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取り扱い等について」(平成15年1月22日国総建第335号)。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(3)</p>	<p>オフィスの住宅転用を目的とした規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>オフィスビル(耐火構造)においては、5階以下の階で、且つ避難階の直上階にあっては、その階における居室の床面積の合計が400㎡未満の場合、2方向避難階段を設置しないでもよい。しかし、共同住宅(耐火構造)の場合、床面積の合計が200㎡を超える場合2方向避難階段の設置が義務付けられている。よって、5階以下の階で、且つ避難階の直上階の床面積合計が200㎡以上400㎡未満のオフィスビルはそのままでは共同住宅への転用ができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>共同住宅(耐火構造)についても、オフィスビル(耐火構造)同様、5階以下の部分では、避難階の直上階については居室の床面積が400㎡を超える場合についてのみ2方向避難路の設置を義務付けるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>防災対策、安全対策が十分取られる必要性についてはオフィスビルも共同住宅も全く同じである。よって、共同住宅とオフィスビルとで2方向避難路の設置が義務付けられる要件が同じでしかるべきである。要は、安全に避難階に達することができるよう設備が実質的に整っていることが大事なのであり、共同住宅(耐火構造)について居室の床面積が200㎡を超えているというだけの理由で2方向避難路の設置を義務付けるのはあまりにも画一的であると考え。建築ストックの有効活用が求められるなか、空室を抱えた既存の事務所ビルを住宅に転用することは、都市の活性化や省資源の観点からも有効な方策である。しかも、現在、都心において中型オフィスビル(200㎡以上、300㎡以下)の空室率が最も高く(約8%)、また、この程度のオフィスビルが規模的にも住宅転用に適している。オフィスビルと共同住宅との防災・安全基準が異なっていることが転用を妨げることないように、措置すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法施行令第121条第1項、2項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(4)</p>	<p>斜線制限の撤廃・緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2003年1月の建築基準法改正により、商業地域内の建築物の基準容積率が1300%まで拡大されている(建築基準法52条1項3号)。しかし一方で道路斜線の適用距離が従前の35m上限から、容積率に応じて最大50mまで引き上げられており(建築基準法56条、同別表第3)、容積率の充足の妨げとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>基準容積率の拡充に伴い最大50mに引き上げられた商業地域内の道路斜線の適用距離について、従前どおり35m上限とする、あるいは、現在1.5と定められている数値を引き上げることで容積率の充足を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>基準容積率が引き上げられたにも関わらず、道路斜線適用距離の引き上げによって容積率の充足が妨げられている。斜線規制は容積率の充足を妨げ、土地の高度利用を妨げるばかりか、土地の規模によって建築物の高さがまちまちになり、景観を損ねるといふ弊害を孕んでいるといえる。特に、50m道路に面した街区がほとんど存在しないことに鑑みれば、50m上限自体が非現実的な数値である。また、道路反対側での採光、通風確保が可能な場合など、画一的な道路斜線制限自体が無意味な場合も多々存在することに留意されたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法52条1項3号、同56条、同別表3</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(5)</p>	<p>宅建業法上の仲介手数料の規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>宅地建物取引業者が宅地・建物の売買、交換、貸借の代理・媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる(宅建業法46条1項)とされており、その上限は賃料1ヵ月分である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>仲介手数料の上限規制を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>「全国規模での規制改革要望に関する当室からの再検討要請に対する各省庁の回答(2004年1月29日)」において国土交通省から示された通り、一定範囲内の報酬を支払うことで基本的サービスが受けられることが重要である。しかし、どんなにサービス内容に付加価値をつけても仲介手数料は頭打ちということでは、仲介業者としても「仕事の質はともかく数をこなす」方が有利ということになり、顧客志向と離れた結果を招きかねない。そもそも仲介手数料はサービスの質の対価として市場が決定するものであり、仲介業者による不当利得を防止するための最低限の規制のみで十分であると考えます。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>宅建業法46条1項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省不動産課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(6)</p>	<p>定期借家制度の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切替が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。 定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法38条2項)。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむ得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくても中途解約できる(借地借家法38条5項)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。 定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。 床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>既存の借家契約を定期借家に切り替えることが出来ないことが定期借家制度普及のネックとなっている。 契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続を煩雑にするだけである。 借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条 借地借家法38条2項、38条5項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省民事局</p>

<p>土地・住宅・都市再生(7)</p>	<p>一団地認定に際しての地権者全員同意要件の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>1998年6月の建築基準法改正により、一団地の総合的設計を行う際にも、全地権者の同意が必要となった(86条6項)。これにより、市街地再開発事業において、一団地の総合的設計を活用して、複数建物を建築する場合は、権利調整手続に加えて、上記建築基準法に基づく地権者の全員同意要件が課せられることとなった。</p>
<p>要望内容</p>	<p>都市再開発法に基づく市街地再開発事業については、建築基準法に基づく地権者の全員同意要件の適用対象から除外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>一団地認定(86条3項)の下、同一敷地内に複数の建物を建てようとしていたところ、地権者全員の同意が得られなかった場合、都市計画を変更する必要がある。確かに、平成14年1月23日の通達によって、「都市計画の変更等は建築計画に支障のないものとする」よう配慮されており、この点は評価できる。しかし、都市計画の変更には審議会に諮ったりする時間を要し、スケジュール的な口スを被ることになる。一団地認定がそのまま認められれば、そもそも都市計画の変更手続は不要であり、地権者全員同意の緩和が望まれる。</p> <p>確かに、地権者全員の同意が得られる見込がないのならば、最初から「同一敷地に複数の建物を建築する」という一団地認定ではなく、「1敷地1建物」という通常の都市計画を策定すればよいという議論がある。しかし、一団地認定の方が自由度が高く、効率的である。例えば、一団地認定を受けていれば、都合によって建築計画を変更したい場合(例えば3棟のビル建設の予定を2棟の高層ビル建設に変更したい場合)、容積率等が許容された範囲で自由に変更できる。しかし、通常の都市計画の場合、同じような建築計画の変更を行うには審議会を経た上で都市計画の変更をしなくてはならず、手続的にも時間的にも厄介である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第86条第3項、6項 都市再開発法第14条以下</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(8)</p>	<p>建築物の耐震改修計画の認定範囲拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号によると、耐震改修計画が 壁のない部分に壁を設けることで建築物の延べ床面積を増加させる増築、大規模の改修、大規模の模様替えを伴うものであるときは、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても認定されうるとしている。しかしながら、純粋な床面積の増大を伴う増築についてはその対象外となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>純粋な床面積の増大を伴う増築についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の対象とし、耐震関係規定以外の建築基準法、これに基づく命令、条例の規定に適合しなくても耐震計画の認定を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>隣接する複数の建築物を構造的に連結して耐震改修する場合、一部の建築物に十分な体制を与える集中工事をすれば、他の建物が建築基準法等の規定に適合しなくても連結建築物群としての耐震性能を十分向上させることができる。むしろ建築物一つ一つに耐震工事を施すことはコストや使い勝手の面で非効率である。にも関わらず、複数の建物の連結工事(応力伝導を可能とすべく梁のみならず床を設置する連結工事)は「床面積が純粋に増大」に該当してしまうという形式的な理由のため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号の適用を受けられず、不合理である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」5条3項3号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(9)</p>	<p>複合型分譲住宅における店舗の改修工事の要件緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一棟の建物に存在している住居、店舗、事務所、倉庫等は規約により当該建物の共用部分とすることができ(建物の区分所有等に関する法律4条2項)、共用部分の変更は区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議を要する(同17条1項)。このため、複合型分譲住宅内の店舗を改修する際、手続が煩雑で時間を要する。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「建物の区分所有等に関する法律」17条1項の決議の必要条件を(例えば過半数程度まで)緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>議決の必要条件の緩和によって、店舗等のリニューアルの際の時間・コストが節約できる。また、専有部分に影響を与える場合は当該専有部分の所有者の同意が必要とされており(同17条2項)、決議の要件を緩和しても所有者の保護の観点から問題はないと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建物の区分所有等に関する法律4条、17条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(10)</p>	<p>鉄道抵当法に基づき抵当権が設定された施設への物権設定の実現【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>鉄道事業者がその所有する施設等に抵当権を設定すべく、鉄道抵当法に基づき鉄道財団を設けた場合、当該鉄道財団に属するものについては所有権以外の物権、差押、仮差押、仮処分の目的とすることができない(鉄道抵当法4条)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>所有権以外の物権、賃借権等の設定を可能とすべく、鉄道抵当法4条を改正すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>鉄道抵当法に基づき抵当権が設定された鉄道施設については、賃借権(定期借地権等)等の権利を設定しても登記ができないため形式的に権利が担保されない。定期借地権が担保されていない状況では、これを活用した駅前再開発事業等の事業者を募集することが事実上不可能であり、結果として鉄道施設の高度利用の妨げとなっている。なお、これまでに鉄道財団の抵当権が実行された事例は無く、特に定期借地による期限付きの事業を展開する分には実質上問題はない。また、万一抵当権が実行されても、後順位の当該定期借地権は抵当権の実行に対抗できず、鉄道財団抵当権者は保護されるため、改正を行ったとしても問題は無いと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>鉄道抵当法4条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省鉄道局総務課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(11)</p>	<p>航空法による高さ制限の緩和(新規)</p>
<p>規制の現状</p>	<p>航空法で空港周辺建築物の高さ制限を定めている制限表面のうち、進入表面及び円錐表面の勾配が1/50となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>進入表面及び円錐表面の勾配を現状の1/50からICAO(国際民間航空機関)の国際標準である1/40に緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>羽田空港は都心に隣接していることに加えて航空法による高さ規制が国際標準に比べて厳しい為に、特に湾岸部などで土地の高度利用が制限されている。このため制限表面を国際標準並に緩和することで都心部での土地有効活用が促進される。本要望については東京都も航空政策基本方針の中で取り上げており、また六本木ヒルズや防衛庁跡地等例外も認めていることから、もはや国際標準よりも厳しく規制する理由はない。</p> <p>例) 羽田空港から8～9キロ離れた遊休地で超高層マンションを中心とする再開発を企画する場合、現行基準に従うと40階建て(約140m)程度が高さの限界だが、進入面の角度を1/40に緩和することで47階建て(約165m)程度にまで高層化し、消化容積率の向上及び建物計画の自由度の確保を図ることができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>航空法第2条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省航空局</p>

<p>土地・住宅・都市再生(12)</p>	<p>開発行為における公園の無償譲渡が不要であることの明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>都市計画法施行令25条は、開発行為に伴い、開発区域の敷地の3%以上を公園、緑地または広場とすることを義務付けている。しかし、同施行令は公園等を公共側に無償譲渡することまでは求めているにもかかわらず、実際は、公園等の担保性を理由に無償譲渡が要求されることがある(例えば東京23区内)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公園等の公共側への無償譲渡が強制されないよう、各自治体に通達等で徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>そもそも無償譲渡の法的根拠はなく、開発行為に伴い公園等を整備した場合、自主管理とすれば十分である。将来にわたって公園として利用する旨協定等で定めれば担保性も確保できるので、無償譲渡の必要性は見あたらない。開発行為に伴って整備する公園を建築敷地に算入できれば、その部分の容積を利用した建築計画が可能であり、土地の有効利用に資する。なお、国土交通省「開発許可制度運用指針」-5-2は「大学等の建設を目的とした開発行為における公園等の整備については、学生・教員等の利用を想定した緑地の整備で足り、一般公共用の利用に供する公園の整備までは要求しない」としており、無償譲渡の必要性を否定している。この点を共同住宅等の建設を目的とした開発行為にも類推運用すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>都市計画法施行令25条6号、7号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省都市・地域整備局都市計画課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(13)</p>	<p>住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>住居系用途地域において、共同住宅の附属駐車場の面積は低層住居系では600㎡以下、中高層住居系では3000㎡以下に制限されている。また階数についても、低層住居系では1階のみ、中高層住居系では2階以下に制限されている。これらの制限により、共同住宅に必要な不可欠な駐車場が確保できなかったり、緑地面積が少なくなる等の弊害が生じている</p>
<p>要望内容</p>	<p>共同住宅に必要な駐車場を全て確保できるよう、住居系用途地域における共同住宅の附属駐車場の面積制限及び階数制限を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>共同住宅の附属駐車場の面積は、建物規模及び敷地規模にかかわらず絶対面積にて制限されている。従って共同住宅の規模が大きい場合、駐車場の設置率を低くする、敷地を細分化して利用する、延べ面積に算入されない平面式駐車場を多くする、といった計画とせざるを得ない。その結果、自動車が収容しきれない、土地の細分化が促進される、敷地の大部分を平面式駐車場とするため緑地面積が減る、といった弊害が生じている。また、共同住宅の附属駐車場の階数が2階以下に制限されていることによっても同じ弊害が生じている。確かに、一団地認定を取得した場合の緩和措置はあるものの、緩和された上でも、絶対面積制限があるため上記の弊害は生じている。もちろん、住環境を保護する上で、共同住宅等の規模に一定の制限を加えることは理解できる。しかし、一定規模の共同住宅の建設を認めておきながら、駐車場に関する独自の規制が存在するために、共同住宅の規模に見合った駐車場が確保できない、あるいは無理矢理確保するために土地の利用効率の悪い平面式駐車場を多くするといった事態が生ずることは本末転倒である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第48条別表第2 建築基準法施行令第130条の5,5の2,5の5,7の2</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>

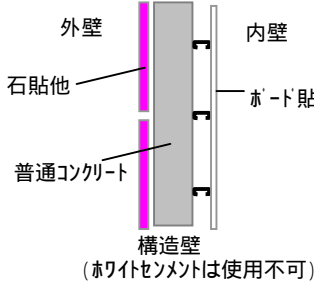
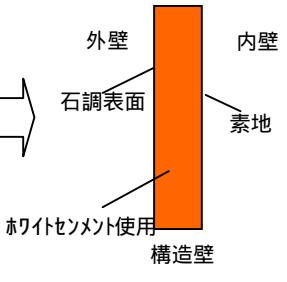
<p>土地・住宅・都市再生(14)</p>	<p>建築制限等の解除手続の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>都市計画法29条に基づく開発が許可された際、開発工事が完了した旨都道府県知事に届出た上で(36条1項)、工事完了の公告(同3項)を受けるまでは建築物を建築することができない(37条)。確かに、都道府県知事が支障ないと認めた場合は例外的に建築が認められるが(同条但書)、その申請手続きに時間を要する。</p>
<p>要望内容</p>	<p>開発工事完了の公告を受ける前に建築行為が認められるよう、都市開発法36条、37条を改正すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>そもそも、マンション建設等では開発工事と建築工事を分けることは現実的ではない。仮に開発工事と建築工事を明確に分けた場合、開発工事の時点で一度、盛土をし、建築工事でそれを根切る等、無駄な工事が発生する。また道路の拡幅等についても、開発工事による整備後、建築工事後の補修が必要となる。また、36条第3項に基づき開発工事が完了した旨の公告がないと建築確認の手続きが進まないため、手続きに時間がかかる。なお、開発工事の完了前に建築工事を許可しても、開発工事が完了しない限り、建築確認の手続きに基づく検査済証は発行されないため、不具合は発生しない。開発工事完了の公告を受ける前に建築工事を進めることができるようにすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>都市計画法29条、36条、37条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省都市・地域整備局都市計画課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(15)</p>	<p>開発行為の該当要件の明文化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>開発行為は「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう」(都市計画法4条)と規定されているが、「区画形質の変更」の具体的内容は都道府県知事の裁量にまかされており、計画が開発行為に該当するか否かの判断は行政によりまちまちである(例えば、神奈川県では2宅地を1宅地に統合することが区画の変更にあたりとされているが、他の自治体でそのような判断はない)。また、「区画形質の変更」の要件が厳しい行政では、既成市街地の建替えの際にも、細かな地盤レベルの変更を理由に、開発許可が必要となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>通達、ガイドラインを發布し、開発行為に該当する「区画形質の変更」の内容を明文化すべきである。また、その際、既成市街地での建替えに伴う小規模な工事は開発行為から除外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>分譲マンションを建築する際、当該計画が開発行為に該当するか否かは事業上非常に重要であり、土地取得段階から明確化する必要がある。これにより、ディベロッパーの事業リスク回避され、都市の健全な発展が推進される。現状では、「区画形質の変更」が明文化されていないため、各行政毎に基準を設け運用されている。また基準の内容はまちまちであり、該当行政毎に調査および事前相談が必要となっている。「区画形質の変更」が明文化されることで、行政間の差異が解消されると共に、ディベロッパーの事業リスクが回避されることとなる。また、既成市街地の建替えで、建築工事に伴う土木工事と比較し小規模な土木工事は、開発行為として独立するものではなく建築行為と一体的とみなすべきものである。従って、既成市街地での建替えに伴う小規模な工事は開発行為としないものとすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>都市計画法4条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省都市・地域整備局都市計画課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(16)</p>	<p>公共工事標準請負契約約款における現場代理人常駐の定義の明確化[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「公共工事標準請負契約約款」10条2項は、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」としている。この点に関して、「常駐」の定義が不明確なため、契約工期全般にわたって現場代理人の駐在を強いられる、現場代理人が24時間、365日にわたって現場に駐在することを強いられるといった事態が生じている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「公共工事標準請負契約約款」10条2項に関する解釈通達を發布し、現場代理人は実工事期間のみ「常駐」すればよく、契約工期全般に亘る必要はないこと 「常駐」とは、24時間、365日にわたって現場に張り付くことを要さないことを明確にすべきである。 公共工事に関する契約の大半が「公共工事標準請負契約約款」に倣って作成されている現状に鑑みれば、同約款の解釈を明確化する必要がある。</p>
<p>要望理由</p>	<p>契約工期に比べ、現場における実工事期間が著しく短いケースがある。例えば、エレベータの設置工事の場合、標準的な契約工期は1年であるが、そのうちの大半が設計・工場における機器製作に充てられ、現場におけるエレベータ設置の実工事は1ヶ月程度である。かかる場合、実工事期間の1ヶ月間だけ現場代理人を「常駐」させれば十分であり、何ら具体的な仕事がないにも関わらず、契約工期全般に亘って「常駐」させることは、受注者にとって人的資源の無駄遣いとなる。 また、携帯電話の普及など連絡手段が発達した今日、「常駐」を24時間・365日現場に張り付くことを意味すると捉える合理性は少なくなっている。 <参考> 「監理技術者資格者証運用マニュアル」(2004年3月改正)で監理技術者等の配置にあたっての特例装置として、「請負約款締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)については、たとえ契約工期中であっても工事現場への専任は要しないとの解釈が示されている。現場代理人についても同様の措置が可能ではないか。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>公共工事標準請負契約約款10条2項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(17)</p>	<p>エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>エレベーター昇降路には、給水、排水や、その他配管設備を設けてはいけな いことになっており、「その他配管設備」には昇降機に関係の無い電気設備の 配管、配線、風道等が該当するとされており、建物内の縦抗である事を活かし た設備配管の敷設が禁止されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>エレベーターに関連しない配管設備であっても、安全性が確保できればエレ ベーター昇降路への「その他配管設備」の敷設を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>エレベーター昇降路は、建物内の数少ない縦抗であり、既存の建物の用途変 更に伴う、インフラ整備に伴う配管配線の敷設に活用できることになれば、光 ケーブルの縦線敷設が容易に、低価格に可能になり、既存建物におけるIT情 報化を加速度的に進めることが可能になる。本条項の目的は、エレベーターに 必要な配管設備以外のものの設置によって、エレベーターの安全性を損なうこ とになることを懸念したものであるが、エレベーター用配管設備と同等の敷設 構造をもたせることなどで、安全性を確保することは可能であり、本条項は不 可欠なものではなくなっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他配管設備の設置及び構 造)第1項第三号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(18)</p>	<p>監理技術者等の途中交替の弾力的運用【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日)二-二(4)は、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者の死亡、傷病または退職により真にやむ得ない場合に加えて、受注者の責によらない工期の延長の場合、工場から現地へ工事現場が移動する時点、大規模工事で一つの工期が多年に及ぶ場合が挙げられている。しかし、これら場合を除いて、発注者が工事を請け負った建設業者に対して工事途中での監理技術者交代を認めることは殆どないのが実情である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一定の基準(例えば当該契約期間中1回、あるいは、当該事業年度中1回等)を条件に、監理技術者の工事途中での交代を妨げるものではない旨の通達等を発布することで監理技術者の交代が弾力的にできるよう措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>監理技術者の途中交代が弾力的に行えることによって、効率的な人員配置が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>監理技術者制度運用マニュアル二-二(4)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(19)</p>	<p>白色ポルトランドセメント(ホワイトセメント)のJIS規格化【新規】</p>						
<p>規制の現状</p>	<p>建築物の主要構造部に使用できるコンクリート材料(セメント, 砂, 砂利, 混和剤, 水等)は、JIS又はJASS規格品のみである(建築基準法第37条1号)。 現在JIS規格化されているセメントは、早強ポルトランドセメントほか計9種類に限られており、白色ポルトランドセメント(ホワイトセメント)はこれに含まれていない。 よって、ホワイトセメントは、早強ポルトランドセメントと同等の性能を有しながら、建築物の主要構造部には使用できず、意匠的な部分のみにしか使用できない。</p>						
<p>要望内容</p>	<p>ホワイトセメントをJIS規格化することで、建築物の主要構造部に使用できるよう措置すべきである。</p>						
<p>要望理由</p>	<p>ホワイトセメントが主要構造用資材として認可されることで、コンクリート打設と同時に化粧部の施工が可能となり、工期の短縮、経費の節減に貢献する。海外ではカラーコンクリート(ホワイトセメント使用)を主要構造部である構造壁等にも使用しており、わが国において主要構造部として使用することを妨げる理由は少ない。</p> <p>・主な効果 PC造(プレキャストコンクリート壁式構造の場合)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>現状規制での【一般的な壁】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【今回提案の壁】</p>  </div> </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>効果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・短納期化 (内装壁レス)</td> <td>1ヶ月</td> </tr> <tr> <td>・低コスト化 (壁面積あたり)</td> <td>15千円/m²</td> </tr> </table>	効果		・短納期化 (内装壁レス)	1ヶ月	・低コスト化 (壁面積あたり)	15千円/m ²
効果							
・短納期化 (内装壁レス)	1ヶ月						
・低コスト化 (壁面積あたり)	15千円/m ²						
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第37条 日本工業規格 JIS R5210, A5308等</p>						
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省</p>						

<p>土地・住宅・都市再生(20)</p>	<p>工場立地法における緑化面積率への屋上緑化部分の算入【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>工場立地法に基づき、「工場立地に関する準則」は緑地面積等に関する区分ごとの基準を定めている。平成16年3月31日付の改定により、「第三種区域」が新設され、工業地域に関しては緑地面積率、環境施設面積率共に緩和されている(緑地面積率:15%以上 10%以上、環境施設面積率:20%以上 15%以上)。しかし、何が緑地面積率、環境施設面積率に算入されるのかは不明確である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>屋上緑化部分が緑地・環境施設面積に算入されるよう、解釈通達等を発布すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>屋上緑化は建築物が密集している地域において緑地を増加するのに有効な手段であり、ヒートアイランド現象の緩和等につながる。例えば横浜市の「緑の環境をつくり育てる条例」は屋上緑化、人工地盤、プランター等を一定の割合まで緑地面積に算入することを認めており、このような解釈・運用が全国規模で徹底されるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>工場立地法、「工場立地に関する準則」</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省地域経済産業政策課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(21)</p>	<p>容積率算定の際のエレベーター及びエレベーターホール部分の延べ面積への不算入</p>
<p>規制の現状</p>	<p>容積率算定の際にエレベーター及びエレベーターホール部分も延べ面積に算入される。</p>
<p>要望内容</p>	<p>エレベーター及びエレベーターホール部分の面積は容積率算定の際に延べ面積に算入しないよう措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>エレベーターはもはや必要不可欠なインフラであるが、エレベーターが容積率算定時に延べ面積に算入されていることにより、例えばペンシルビルでは車イスのに入る余裕もない狭いエレベーターが設置されていたり、低層マンション等ではエレベーターが設置がされていないといった不都合が生じている。平成9年の建築基準法改正では共同住宅の共用の廊下・階段を容積率算定時の延べ面積に算入しない旨の改正を行うなど規制緩和の方向にあるが、今後の一層の高齢化を考えると、階段・廊下とエレベーターとは同等に考えるべきであり、少なくとも住宅については不算入にすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第52条、昭和61年通達「床面積の算定方法について」</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省建築指導課</p>

<p>土地・住宅・都市再生(22)</p>	<p>地下電線の埋設深さの緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地下電線の埋設深さについては、道路構造の保全等の観点から車道では0.8m、歩道では0.6m以下としないよう定められている(道路法施行令第11条7項)。これに関連して、国が建設する電線共同溝については、道路部は舗装厚さ0.3m以上、歩道部では舗装厚さ0.2m以上で足りるとする措置が採られている(電線共同溝マニュアル)。しかし、同措置は電力事業者が実施する単独地中化については適用されない。確かに、平成11年3月31日付け通達「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」(建設省道政発第32号、建設省国道発第5号)に基づき、電力会社が実施する単独地中化についても、道路部では0.6m以上かつ舗装厚さ0.3m以上、歩道部では0.5m以上とすれば足りるとの規制緩和が行われたが、国が建設する電線共同溝に比べると条件が厳しい。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電力会社が実施する単独地中化においても、国が建設する電線共同溝と同レベルの浅層埋設化が図れるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電線共同溝において採用する管路については、国交省地方整備局と電力会社が協議のもと決めているものであり、電力会社が使用している管路材を広く使用しているが、浅層埋設を行っても道路構造の保全上支障が発生していないのが現状である。</p> <p>当該管路は、電力が単独で管路を敷設する場合と同一若しくは同等性能のものであることから、単独地中化の場合の埋設深さについても、電線共同溝の場合と同等で全く問題はない。</p> <p>また、電力自由化の進展に伴い電力会社を取り巻く経営環境がますます厳しさを増すなかで、今後更に無電柱化を推進していくことが必要なことから、より一層のコスト縮減を図る必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>道路法施行令第11条7項、平成11年3月31日付け「建設省道政発第32号、建設省国道発第5号」、「電線共同溝マニュアル」</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省道路局路政課、国道課</p>

7. 廃棄物・リサイクル/環境保全分野

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(1)</p>	<p>無価物等のリサイクルを促進するための規制改革</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資源循環・リサイクルに取り組む場合においても、廃棄物処理法上の「廃棄物」と定義された場合には、「廃棄物処理業」ならびに「廃棄物処理施設」の許可が必要になり、リサイクルされない場合と同様の厳しい規制が課せられる。</p> <p>現行廃棄物処理法の下で「廃棄物」か否かは、「物の性状や排出の状況、通常の見取形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「有価物」か「無価物」かによって判断されている。</p> <p>また、有価で取引される物品であっても、運搬費用が買取金額より高くなる(運搬費の逆ざや)など逆有償の場合には、行政指導によって、「有価物」ではなく、「廃棄物」に分類されてしまうため、当該物品を購入するリサイクル業者は、廃棄物処理業及び施設の許可が必要となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>無価あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。</p> <p>まずは少なくとも、有価で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと認められる場合には、「有価物」と同様に扱うべきである。</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において「平成16年度中に、『廃棄物』か否か判断する際の輸送費の取扱い等について統一的な解釈を示す」旨盛り込まれたところであり、上記要望が実現されるよう、解釈を示すべきである。</p> <p>さらに、逆有償であっても、明らかにマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものについては、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現行廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視しているため、「廃棄物」を広範に定義するとともに、廃棄物処理に対して厳格な規制と煩雑な許認可手続きを規定している。このため、循環型社会の一層の推進が至上命題になっているにもかかわらず、廃棄物処理法は、資源循環・リサイクルに取り組む場合であっても、厳格な諸規制を一律的に課している。このことから、実際には、逆に、リサイクルを阻害している場合もある。</p> <p>廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するためには、「不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進する」ことが必要である。「受入時点で有償であったかどうか、廃棄物と判断する絶対的な基準ではない」旨示された、2004年1月の水戸地裁判決内容を、行政としても十分に斟酌すべきである。</p> <p>少なくともまずは、資源循環・リサイクルする場合には、輸送費の扱いなど、「有価物」と「廃棄物」の区別を柔軟にすべきである。</p> <p>現在、製造業者がリサイクルを促進しようとして、リサイクル原料を安価に仕入れた場合に、近地からの仕入れについては廃棄物処理法の規制を受けずにリサイクルできるにもかかわらず、遠地からリサイクル原料を仕入れた場合には、輸送費がかさんだために「廃棄物」となり、産業廃棄物中間処理業の許可が必要となるといった事態が生じる。全く性状の同じ物品であっても、近地から運んだ場合は有価物、遠地から運んだ場合は廃棄物となるのは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。</p> <p>パーティクルボードの資源として利用される木屑、セメント原料として100%有効活用される鋳物砂など、既にマテリアルリサイクルとしてのビジネスが成立しているものがある。このような物については、逆有償であっても、廃棄物処理法の対象外とすべきである。このような規制改革が行われれば、リサイクル事業への参入が容易になり、循環型社会の推進につながる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第2条 廃棄物処理法施行令第2条 等</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(2)</p>	<p>分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。 行政通知により、排出事業者の関係会社が、当該排出事業者の構内のみの収集・運搬のみを行う場合であっても、法人格が異なる場合には、業の許可が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。 具体的には、資本関係、処理対象物(親会社からの供給のみ等)、収集運搬ないし処理の場所(同一敷地内等)の諸条件を勘案し、廃棄物の処理に係る管理監督においても実質的に支配関係にあると判断される場合には、別法人であっても、親会社による自己処理と同等の扱いとする特例措置を講じるべきである。 少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内(同一敷地内)のみにおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であっても、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。 その他、親会社の土地や設備を子会社が借用して事業活動を行い、親会社に所有権がある設備等を子会社が廃棄したい場合、子会社が排出事業者として、親会社の費用負担によって処理委託することについても認めるべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲について、平成16年度中に、明確化する」とされたことは評価でき、経営実態に則して上記要望が実現されるよう、着実に措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>近年、わが国企業は国際競争力強化・構造改革の一環として、分社化などグループ経営を促進しているが、廃棄物処理法の規定はこういった企業経営の変化に対応した規定となっていない。 とりわけ、構内のみの収集運搬を連結子会社が行う場合は、不法投棄が行われることは考えにくく、業許可は不要とすべきである。多くの企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに廃棄物の収集運搬作業を連結子会社等に委託しているケースが一般的である。許可業者は必ずしも適正業者ばかりではないという実態を踏まえると、外部の許可業者に委託する方が、連結子会社・関係会社に委託するよりも、不適正処理のリスクを負うといった不安がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第7条第1項、第14条第1項、第14条の4第1項 廃棄物処理法施行規則 第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、 第10条の3第2号 平成5年3月31日厚生省産業廃棄物対策室長通知(衛産36号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(3)</p>	<p>産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化・電子化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物処理業を行うにあたっては、当該業を行おうとする区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を個々に取得することが求められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>都道府県・保健所設置市・特別区ごとに、産業廃棄物処理業の許可申請手続等に係る書式がまちまちであり、書式を統一化するよう、環境省は地方自治体に指導・徹底を図るべきである。</p> <p>廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方自治体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続をインターネットで行えるようにすべきである。</p> <p>その際、許可情報について地方自治体間で共有し、民間事業者が複数の地方自治体で許可を取得する場合には、ある一つの地方自治体に手続きを行えば、その他の自治体への行政手続は大幅に簡素化できるようにする、また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。</p> <p>産業廃棄物処理業に係る許可権限を広域化すべきであり、少なくとも都道府県および政令指定都市単位に集約すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>昨年度の規制改革要望を受けて、2004年4月に、先行許可証の活用など申請手続の一部簡素化の措置が講じられたことは評価するものの、依然として、廃棄物処理法に係る各種申請・届出に係る事務負担は大きい。</p> <p>とりわけ廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が、許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物処理法上都道府県知事の許可となっているが、一部の県では、市の許可が必要になる地域もあり、県及び市毎に許可申請を行っており、負担感が極めて大きい(ある県では、県以外に4つの市に許可権限がある)。</p> <p>また、循環型社会の構築のためには廃棄物・リサイクルの広域処理の推進が大きな課題の一つとなっており、本問題は収集運搬業に限ったことではない。</p> <p>許可権限の広域ブロック化が難しい場合には、廃棄物処理法の許可手続きに係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットでの申請手続きを一括して行うことができれば(ワンストップサービス)、事務負担の大きな軽減に繋がる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>現在、保健所設置市は全国に60近くある。産業廃棄物処理権限をブロック単位とするなど、許可権限をより広域化することが望ましいが、せめて、都道府県および政令指定都市に集約化を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第14条1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(4)</p>	<p>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の合理化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法の平成12年改正によって、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t/年以上又は特別管理産業廃棄物が50t/年以上の事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、当該事業場に係る「産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及びその実施状況」の報告を作成し、当該地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならなくなった。 併せて、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況について、1年間、公衆の縦覧に供する方式で公表することとされた。</p>
<p>要望内容</p>	<p>多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量(特別管理産業廃棄物発生量)」について、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないことにすべきである。 また、多量排出事業者の判定基準に関し、建設現場からの建設廃棄物については、その業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。 加えて、本計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、環境省が策定した「マニュアル」に沿った内容・書式とするよう、環境省は地方自治体に対して指導すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>平成12年の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に対する計画策定及び報告等が義務づけられたが、この改正趣旨には、埋立処分場残容量や産廃処理場の処理能力の逼迫を背景に、排出量の減量化促進が含意されていたと解される。 現行規定では、例えば極端な例として、汚泥発生量1,000tを事業場内の処理施設で脱水、焼却し、残さを有価で売却して廃棄物排出量を0tにしている事業者には、多量排出事業者としての報告義務が課されるが、汚泥発生量999tの全てを外部へ処理委託する事業者には当該報告義務は課されないといった不合理が生じている。 よって、排出量を基準未滿に削減した事業者に対しては当該計画策定及び報告義務を課さないこととすることにより、自事業場内の処理施設での減量化や有効利用を促進すべきである。 当該計画及び報告の内容・書式等について、環境省より「マニュアル」が示されているが、当該都道府県の裁量に委ねられているため、実際には都道府県毎に異なっていることなどから、当該計画の策定及び報告に係る事務量は膨大なものとなっている。 とりわけ建設業では、工事現場が対象事業場となるため、提出・報告先の都道府県が年毎に変わることで、産廃の種類・量も変動が大きいこと等から、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。 当該事務量が膨大なため、かなりのコスト負担が生じていることのみならず、提出・報告の期限(毎年6月30日)に遅延が生じるとともに、煩雑な事務作業となってデータの信頼性も低下している。 全国的にデータの共有化が図られれば、産業廃棄物の適正処理・処分における広域的な検討が可能となるなど、効果的な利用が実現できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第12条第7項,第8項,第9項,第12条の2第8項,第9項,第10項 廃棄物処理法施行令第6条の3、第6条の7</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 国土交通省 総合政策局</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(5)</p>	<p>廃棄物処理施設に係る許可の取消要件の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>平成15年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化された。その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令()違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も取り消されることとなった。加えて、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することもできない。</p> <p>その他の環境関連法令： 大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理を業として行っていない製造業者等が、万が一過失や事故によって、廃棄物処理法以外の環境関連法令の罰金刑を受けた場合については、自己処理のために使用する廃棄物処理施設に係る許可の取消要件から除外すべきである。少なくとも、同一法人・組織(グループ・会社等)の他の事業所に係る廃棄物処理施設まで許可の取消処分が及ぶことがないようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1)法改正により、製造業等において下記のような事態が発生することになった。 事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。 複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記のような事態が発生した場合、当該事業所のみならず、当該製造業者が有する全ての事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。</p> <p>(2)環境省は「今回の廃棄物処理法改正の趣旨は悪質な廃棄物処理業者の取締り強化にある」と公に解説しているところであり、廃棄物処理を業として行わない製造業者等が、過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、事業所内の廃棄物の自己処理ひいては事業活動そのものが継続できなくなるというのは、行き過ぎた規制強化と考える。</p> <p>(3)製造業者等は、事業活動に伴って生じる排水等の廃棄物は、法が求める「自己処理の原則」に基づいて、極力、事業所内で処理・減少化して敷地外に出すように取り組んでいるところである。しかしながら、上記のように環境リスクが増大化すると、「環境負荷逓減」や「廃棄物削減・再資源化」等に積極的に取り組む企業の姿勢に悪影響を及ぼしかねない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第15条の3第1項(許可の取消し) (第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号八、同法施行令第4条の6)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(6)</p>	<p>汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法の適用除外</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法施行令第7条により、「汚泥の脱水施設であって、一日当りの処理能力が十立方メートルを超えるもの」については、産業廃棄物処理施設に該当するとして、施設の設置・変更にあたって、都道府県知事の許可を受ける必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>汚泥の脱水処理施設のなかには、水処理設備と一体となっており、生活環境に大きな負荷を与えない施設も多いことから、一定の要件を満たす施設については、廃棄物処理法上の施設許可を不要とすべきである。 規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、平成16年度中に、「汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する」旨明記されたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置を講じるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>脱水処理施設のなかには、自社の排水処理の一部として設置している脱水機等もあって、これは廃棄物の処理にはあたらず、生活環境に大きな負荷を与えることもない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第1号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(7)</p>	<p>貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>(1)産業廃棄物の収集・運搬を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可が必要である。鉄道運送事業者が産業廃棄物を運搬する場合、発着の貨物駅で取り扱う廃棄物の品目ごとに、当該発着駅が所在する都道府県知事から、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければならない。</p> <p>(2)産業廃棄物を密閉封印されたコンテナで、鉄道運送事業者や船舶運航事業者を介して運搬する場合、最終的に廃棄物処理場に搬入するまでに、駅や港で密閉封印されたコンテナをそのままトラックに載せかえる作業が発生する。</p> <p>このトラックに載せかえる作業を、都道府県によっては、産業廃棄物の「積替え・保管」に該当すると判断するところがある。</p> <p>駅や港における当該コンテナの載せかえ作業を、廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、同法の積替え保管基準(積替え作業を行うスペースに囲いを設ける等)を満たす必要がある。</p> <p>加えて、同作業を廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、産業廃棄物収集運搬業の許可取得にあたって、条例等により周辺住民の同意等を求められるなど、業の許可の取得に非常に時間がかかる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナに密閉封印された状態のまま単にトラック等へ載せかえる作業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しないとする統一的な解釈を示し、各都道府県に対し通知すべきである。</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画(2004年3月)において、「平成16年度中に、貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は『積替え・保管』には該当しないなど、法令上の『積替え・保管』に関する解釈を明確化する」旨、盛り込まれたことは評価でき、上記要望が実現するよう、着実に措置すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1)鉄道コンテナによる一貫輸送においては、「排出地から発貨物駅」及び「着貨物駅から処理場」までの両端のトラック運搬を行う利用運送事業者は、それぞれ産業廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があるが、鉄道部分のみの運搬を実施する鉄道運送事業者に許可を要しないものとしても、廃棄物の適切な運搬は可能である。また、産業廃棄物の広域処理を行う場合、コスト面のみならず、環境負荷の軽減からも、鉄道による輸送が適している。安全で確実な鉄道コンテナによる一貫輸送の形態に鑑み、産業廃棄物収集運搬ネットワークの構築を促進すべく、規制を緩和すべきである。</p> <p>(2)少なくとも、貨物駅における密閉封印されたコンテナの載せかえ作業は、廃棄物の飛散・流出等が生じるおそれはなく、廃棄物処理法で想定する「積替え・保管」の概念とは異なると解される。</p> <p>廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当すると、駅に囲いをつけなければならないが、公共の場所であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求める都道府県もあり、迅速な業許可の取得が困難となる。</p> <p>このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第14条 第14条の4 廃棄物処理法施行令 第6条、第6条の5 廃棄物処理法施行規則 第9条、第10条の11</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(8)</p>	<p>廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によってその扱いが異なっているのが実情である。</p> <p>例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物が県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物と同等の扱いとして、廃棄物を使用した試験研究が認められている。</p> <p>他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱いに関する指導要綱」の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、廃棄物処理法の規制が適用されると判断される。この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならないという、極めて煩雑な手続きが必要になる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様な扱いとする旨省令化するなど、地方自治体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方自治体に指導・徹底を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>試験研究等の供試物について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売してもらえないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方自治体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反すると考える。</p> <p>廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化には規制を緩和すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(9)</p>	<p>廃棄物処理法上の「建設汚泥」に関する取扱いの見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。 コーン指数200kN/m²以上であれば、汚泥ではなく土砂と定義され、産業廃棄物から外れるが、「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされている(掘削泥から砂分を除去した時点での性状で判定)。「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月29日))</p>
<p>要望内容</p>	<p>建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。 とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点での性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。 また、高規格堤防の築造財に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。とりわけ、地方自治体が行う各種公共工事について、本制度の適用を積極的に認めていくべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならないため、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。 とりわけ、当該建設汚泥が有害な不要物であるか否かは、作業所等から排出する段階で判断すべきであり、杭工事等の掘削の最終段階等で汚泥と判断するのは早計である。特に自硬性汚泥については、建設資材としての利用価値が高い。掘削泥を脱水処理や安定処理等を行うことによって「200kN/m²」の基準を満たすことは十分に可能であるにもかかわらず、現行規制の下では、作業所等で土質材料等として再利用できるものも「廃棄物」として処分せざるをえない状況にある。これは循環型社会の形成の趣旨に反する。 また、「有用物」か「不要物」かの判断が都道府県担当者によってまちまちである。 さらに、高規格堤防の築造財として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方自治体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。また、構造物の裏込めや土地の造成等について、また、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月23日 厚生省衛産第20号) 平成9年12月26日「厚生省告示第259号」 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省 総合政策局 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(10)</p>	<p>「廃棄物処理法」に係る事前協議制の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事前協議が必要となると、許認可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。 とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方公共団体の指導要綱、行政指導</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 地方公共団体</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(11)</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省 住宅局市街地建築課 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(12)</p>	<p>水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。</p> <p>現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体勢が整えた状況では過剰なものと考えられる。スピード経営が求められる時代にあつて、60日間もの遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。</p> <p>環境省は、平成11年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えているとのことである（環境省「対応の状況」(2003年4月)より）。</p> <p>このような状況を踏まえれば、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。</p> <p>企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>水質汚濁防止法 第9条 大気汚染防止法 第10条、第18条の9</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省 水環境部 環境管理課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(13)</p>	<p>瀬戸内法に基づく総量規制対象事業所における 排水処理施設に係る変更手続の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>(1)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、排出水の汚濁負荷量に係る総量規制を受けている事業所において、総量規制の枠を大幅に下回っている状態を保持したままで、特定施設の構造等を変更する場合であっても、前回届出た事前評価書の記載値を超えると、事前評価・告示縦覧といった手続が必要となり、時間と費用がかかる。</p> <p>(2)具体的には、以下のような事例においても、前回届け出た事前評価書の記載値超過とみなされ、事前評価・告示縦覧といった過度な対応を迫られる。 汚濁負荷総量を削減するための改善措置を講じたことによって、排水量・負荷量ともに削減される場合であっても、汚濁物質濃度が従来値を超えた場合には、記載値超過とみなされる。 総量規制が設定されている複数の物質のうち、ある一つの物質に係る規制値および汚濁負荷量を削減できたとしても、他の一つの物質が微量でも増加した場合には、たとえ、総量規制の枠を大幅に下回っている状況を保持したままであったとしても、記載値超過とみなされる。</p> <p>(3)一つの地方自治体において、指導担当部署と瀬戸内法担当部署と二つの部署があり、それぞれの部署で審査が行われるため、許可までに多大な日時を要し(複数部署との事前折衝から縦覧、許可書発行まで約2ヶ月要している)、事業運営の機会逸失となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>汚濁負荷量が規制値を大幅に下回っている場合(例えば総量規制の5割以下)には、事前評価の変更手続は不要(あるいは手続きの簡素化を図る)とすべきである。 総量規制の枠を大幅に下回っている場合には、ある項目の汚濁負荷量を削減するために、他の項目の値が多少変化したとしても、その項目に対する新たな濃度と負荷量の削減は求めないことにすべきである。 告示・縦覧が必要な場合でも、遅くとも30日以内に許可証が発行されるよう、手続きの迅速化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>瀬戸内法制定当時と比較すれば、産業活動の汚濁源対策が非常に効果をあげている結果、汚濁源は産業系から生活系・内部生産系に移行していることから、現行の瀬戸内法の規制は現状にそぐわなくなっている。 工場の排水処理が改善されても、設置許可申請の都度、過度な改善を求められる規定となっており、企業の負担が大きい。 一つの自治体のなかで複数部署の審査があるため、非常に時間がかかり、迅速な事業展開が行えない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条3項、第8条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則 第7条第2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(14)</p>	<p>騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。 同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機は対象外とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>騒音規制法 第6条、同法施行令第1条別表第一 振動規制法 第6条、同法施行令第1条別表第一</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(15)</p>	<p>化学物質管理促進法に基づく届出手続の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>工場を有する企業は、PRTR法(化学物質管理促進法)に基づき、政府に対して「化学物質の排出量及び移動量の届出書」(化学物質の排出データ等)を提出しなければならない。本件については電子届出が可能となったが、電子届出を行うためには、事前に、「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県PRTR担当窓口で書面で提出する必要がある。</p> <p>県内に複数事業所を所有する企業において、「電子情報処理組織使用届出書」の提出先は、基本的に都道府県とされているものの、実際には県庁のみならず、県の出先機関や政令指定都市など、都道府県内の複数カ所に提出しなければならない場合もある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先について、インターネット上で届出ができるようにすべきである。また、本届出書の届出先について、「化学物質の排出量及び移動量の届出書」の提出先と同じとするなど、複数事業所を所有する企業においても「電子情報処理施設組織使用届出書」の届出先を一ヶ所に統合化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>複数事業所を所有する企業にとって、「電子情報処理施設組織使用届出書」を都道府県内の複数箇所に届出をしなければならない。地方自治体の条例に基づく情報提供も多く求められていることもあって、PRTRに係る届出事務は非常に多い。</p> <p>今後、PRTR法の普及・定着を図るためには、企業の事務負担を極力軽減させ、円滑に利用できる仕組みを構築する必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>化学物質管理促進法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)施行規則 第12条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省、経済産業省</p>

8. 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安(1)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。</p> <p>例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。</p> <p>こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している一つひとつの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。</p> <p>少なくとも、さらなる合理化、整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することとすべきである。</p> <p>第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。</p> <p>また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <p>設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行</p> <p>技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間企画の積極的活用</p> <p>国際整合性のとれた保安規制の整備</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はそれぞれ異なる目的と対象を有するものの、現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわないものとなっている。例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態であるため、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等において、重複して行うことになっている。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分されている。)</p> <p>「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安四法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。</p> <p>一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

危険物・防災・保安(2)	石油コンビナート等災害防止法の機能性規定化の推進
規制の現状	<p>防災資機材等の規定は仕様規定化されており、技術の進歩に即応した新技術の導入が極めて反映されにくい仕組みとなっている。安全性や性能の実証試験、シミュレーション、消火実績をデータで説明しても、仕様規定を満たしていないとの理由で、新技術を導入できないことがある。</p>
要望内容	<p>防災資機材の技術は急速に進歩しており、石油コンビナートの防災体制の高度化を図るため、現在の仕様規定から性能規定へと転換し、新技術を導入可能とすべきである。</p> <p>規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月)においても、防災資機材については、随時必要に応じた見直しを行う等により、可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置することとしており、早急に性能規定化を進めるべきである。</p>
要望理由	<p>新しい技術を機動的に導入しようとしても、現行の仕様規定の下では、法の解釈や運用において限界があり不可能となっている。新技術の安全性や性能を証明するための実証実験、シミュレーション、消火実績をデータをもって説明しても活用できず、技術の進歩にあわせた防災体制の高度化を図ることができない。</p>
根拠法令等	<p>石油コンビナート等災害防止法第8条、15条、16条 石油コンビナート等災害防止法施行令第7～13条、15条、16条、19条、20条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織などに関する省令</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁特殊災害室

<p>危険物・防災・保安(3)</p>	<p>1-S型泡放射砲のリング火災への適用【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>リング火災の消火に対して、1-S型泡放射砲の使用を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。 1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第8条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安(4)</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期の延長</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査の周期は1年1回と規定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期を2年に1回とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ボイラー及び圧力容器の性能検査周期は1年とされている。 他方、操業条件が同等の気化器、熱交換器、容器等のガス工作物の自主検査周期は、ガス事業法では25ヶ月または37ヶ月を超えない時期に実施することとされており、規制の合理性に欠ける。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法第37条、第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省安全課</p>

<p>危険物・防災・ 保安(5)</p>	<p>ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラーの性能検査は毎年開放検査を行うことが基本であるが、運転時性能検査の認定を受けた場合、隔年で開放検査と運転時検査を行うことができる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>運転時性能検査の更新手続は、「ボイラー等の連続運転認定要領」に定める手続によることとされているが、変更点がない場合も同じ書類の再度添付が求められているが、重複し不必要な資料の提出は不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>運転時性能検査の認定を受けた際に提出した書類のうち、変更のないものを再度提出することは単なる重複であり、再添付を不要とすることにより、準備作業の効率化を図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラー等の連続運転認定要領(基発第0329018号 平成14年3月29日)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>危険物・防災・保安(6)</p>	<p>ボイラー点検項目の点検周期の延長【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ボイラーの点検周期は、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則等関連法令等に詳細に規定されている。しかし、項目によっては、ボイラーの運転を頻繁に停止させなければ実施不可能なものもあり、特に運用上頻繁な停止が困難なボイラーについて円滑な運転が困難となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>連続運転が求められるボイラーについては、短周期のボイラー停止を前提とする点検項目は、例えば起動・停止時や定期点検実施時等にあわせて点検を行うか、別の点検等で安全が担保できる場合は代替を認めるなど、実態に合った柔軟な対応が可能となるよう、指針・基準等を改訂すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ボイラーの点検は、下記の指針等に準拠して実施しているが、中にはボイラーの運転を停止しなければ確認できない項目があり、連続運転の求められるボイラーについて支障を来している。特に、運転時性能検査を認められたボイラーについては、停止を前提とする点検項目が短い周期で設定されていることは合理的ではなく、実態にあった柔軟な対応が求められる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針 ボイラーの遠隔操作に関する基準 定期自主検査指針</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>危険物・防災・保安(7)</p>	<p>第一種圧力容器の適用除外の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>クーラーのうち、石油精製プラントで用いられるもの以外は、第一種圧力容器とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>クーラーの冷却水出口側にバルブを設けた場合でも、冷却水側に溶解栓または自動制御装置等の安全対策を講じた場合は第一種圧力容器の適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>クーラーのうち、石油精製プラントで用いるものについては、石油精製関係圧力容器一覧において第一種圧力容器の適用外とされているが、その他のクーラーについても、同じ使い方をすることは異なる取扱いを行う理由はない。 蒸気ボイラーから蒸気を受け入れて水を加熱する熱交換器は第一種圧力容器に該当するが、加熱された温水を受け入れて保有する温水ヘッダーについては、自動制御装置2個以上、または溶解栓2個以上、または溶解栓1個以上と自動制御装置1個以上を備え、内部の温度が常に100 を超えないようにした場合、第一種圧力容器の適用除外とされており、クーラーについても同様の措置を講じた場合は、第一種圧力容器の適用除外としても問題ないと考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法施行令第1条第5項イ (蒸気その他の熱媒を受け入れ、または蒸気を発生させて固体または液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省安全衛生部</p>

危険物・防災・保安(8)	消防法の認定制度の範囲拡大及び自主検査の導入
規制の現状	<p>< 範囲の拡大 > 消防法の認定制度では、屋外貯蔵タンクについてはその範囲が「完成検査」ならびに「完成検査前検査(水張り検査)に限定」されており、その対象も1,000kl未満のタンクに制限されている。</p> <p>< 自主検査の導入 > 完成検査の認定制度は、事業者自身が検査した結果を活用し、市町村長などが合否を判断することとされており、高圧ガス保安法の認定制度のように、自ら検査を行った事業者が判断できない。</p>
要望内容	<p>< 範囲の拡大 > 認定の対象を、屋外貯蔵タンクについては容量制限を撤廃し、完成検査、完成検査前検査(溶接検査、基礎地盤検査)、水張り検査および保安検査まで拡大すべきである。</p> <p>< 自主検査の導入 > さらに、上記の認定制度に自主検査を導入すべきである。 当面の措置として、事業者の検査結果で問題がない場合は、その時点で施設の仮使用を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>高圧ガス保安法では、所有者、管理者等の自己責任原則の下、自主検査が認められている。他方、消防法では認定事業者制度が導入されているが、認定の範囲の狭さや、求められる要件、提出資料の多さから現状ではメリットが十分とはいえない。さらに、事業者が検査を完了しても市町村が交付する完成検査済書を得るまで、使用できない期間が長くなっている。</p> <p>経済産業省、厚生労働省、消防庁で検討された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会の最終報告(平成12年11月)でも、検査機関等の相互乗り入れ、民間検査機関への門戸開放、検査機関等の要件の共通化の方向で検討されることとなっており、整合化を図るべきである。</p>
根拠法令等	「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁危険物保安室

<p>危険物・防災・保安(9)</p>	<p>引火性液体危険物の定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。昨年度要望に対しては、「日本における危険物保安の観点」から上限引き下げは困難とされているが、その根拠は不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条(用語の例)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安(10)</p>	<p>危険物施設移設に伴う完成検査の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>使用中の危険物対象施設を移設する場合、市町村長等が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>移設前に完成品検査済証が発行されている危険物対象設備は、事前に各種の申請書類を提出しており、完成検査の短縮を図るとともに、検査対象項目を見直し、迅速な再稼動を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>危険物施設を移設する場合、移設前に検査済証を発行されていても、変更に伴う検査済証の発行を受けるまで生産ができない。しかしながら、検査期間は地域により違いが大きく、円滑な生産に支障をきたしている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第11条第1項、第5項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁</p>

<p>危険物・防災・保安(11)</p>	<p>危険物一般取扱所の許認可における基準の統一【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物一般取扱所の認可・変更については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令において、当該施設の位置、構造および設備に関する基準が定められている。しかし、申請先の自治体の裁量によって、提出を求められる書類が異なっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一般取扱所の位置、構造および設備の基準については、消防法ならびに危険物の規制に関する政令に定められたものであることを確認し、同一の基準に基づいて許可が行われるよう指導するとともに、提出書類についても明確にし、地方公共団体の裁量による上乘せ、横出しが行われないよう徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>許可基準の地域間格差が生じるとともに、申請先によって求められる提出資料の内容が異なる結果、過大な負担が生じており、競争上の不公平が生じている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第10条(危険物の基準)、11条(許認可権者) 危険物の規制に関する政令第9条、19条(位置、構造および設備の基準)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁</p>

<p>危険物・防災・保安(12)</p>	<p>移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の最大ハッチ容量の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>規制緩和の進展により、現在タンクローリーの最大積載容量は最大30klまでとなっているが、各ハッチの最大容量は、最大積載容量が20klであった時と同じ4klとなっている。このため、ハッチ数の多さ(最大8ハッチ)が荷役時間の長期化に繋がり、効率的な荷役作業を阻害することとなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>タンクローリーのハッチについては、最大容量を現在の4klから拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>イギリス、オランダ等EU諸国では、4kl以上のハッチが可能となっており、わが国において4klに限定すべき理由はない。 ハッチ最大容量の緩和により、タンクローリー車体の軽量化による燃費改善、荷役作業時間短縮による配送効率の向上、荷役作業工程数の減少による荷役トラブルの抑制等の効果が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>危険物の規制に関する政令第15条第1項第3号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安(13)</p>	<p>タンク底板溶接部検査の省略【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>タンクの保安検査、内部点検は、底板溶接部の検査についてはタンク製作時または1度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>消防庁の「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会」で明らかになったように、タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。 応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出し入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても、100年要するとの結果が得られている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について」(昭和52年3月30日消防危第56号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安(14)</p>	<p>危険物施設の変更の際の非変更部分に係る仮使用許可申請の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物施設の変更工事に際しては、変更申請を行うが、申請後は完成検査を受けるまで、当該施設全体が使用できなくなるため、施設のうち変更部分以外を使用するためには、仮使用許可申請を行い、市町村長などの承認を得る必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>当該施設のうち変更を伴わない部分については、施設の変更申請時に、工事期間中に講じる火災予防上の措置についてあわせて審査することとし、仮使用許可申請は不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>施設の変更を行う際、高圧ガス保安法、労働安全衛生法では、当該部分の変更のみの申請を行い、変更を伴わない部分については引き続き使用することが可能となっている。消防法についてのみ、仮使用許可申請の承認が求められるのは合理的でなく、制度間の整合性を確保すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第11条第5項 消防法危険物の規制に関する規則 第5条の2(仮使用の承認申請)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

危険物・防災・保安(15)	輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度の導入【新規】
規制の現状	<p>海外の自動車メーカーでライン生産されるLPガス自動車は、日本に輸入する時点で、燃料容器・容器付属品を取り外し、検査を受けなくてはならない。</p> <p>また、取り外して検査を受けることにより、「製造国で完成された自動車」でなくなり、自動車型式認定を取得して販売することができない。</p>
要望内容	<p>海外メーカーで生産された完成LPガス自動車について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づく承認を受けた燃料容器・付属品を採用するものについては、輸入時の容器・付属品検査を廃止または省略すべきである。</p> <p>また、LPガス自動車に関する規制について、自動車部分(国土交通省)と燃料容器・付属品部分(経済産業省)間で、二重規制が生じないように調整を行うべきである。</p>
要望理由	<p>海外の自動車メーカーがライン生産を行っているLPガス自動車を輸入しようとする場合、国際的な基準認証に合格しているにも関わらず、輸入時点で車両からいったん取り外し、日本国内で容器・付属品の検査を受けなくてはならない。その結果、国の型式認定が受けられなくなり、事実上輸入ができなくなっている。</p> <p>海外で生産され、わが国に輸入される可能性のあるLPガス自動車は、容器・付属品について、国連欧州経済委員会(UN・ECE)自動車基準67号に基づいて、生産国で認証を受けている。しかし、世界中の殆どの国がこの基準で認証を受けた自動車の輸入、型式認定等を認めている中、日本はこの基準から離れて規制を行っているため、消費者の自由な選択を妨げることとなっている。</p> <p>ECE基準の認定を受けた自動車部品を使用したLPガス自動車が、日本で保安上、道路交通安全上問題を生じるとは考えにくい。</p> <p>輸入の実現により、年間40億円規模のビジネスが創出されると見込まれるだけでなく、地球環境の観点からも貢献が期待される。また、日本製のLPガス自動車の開発促進と、海外市場を視野に入れたビジネス創出も期待される。</p>
根拠法令等	<p>高圧ガス保安法容器保安規則第7条・17条 道路運送車両法第75条 道路運送車両の保安基準第17条2</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力・安全保安院 保安課 国土交通省自動車交通局 国際業務室</p>

<p>危険物・防災・保安(16)</p>	<p>高圧ガス認定保安検査実施者の要件の緩和[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>コンビナート等保安規則では、完成検査に係る認定の基準について、役員を長とする保安対策本部等の設置が求められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>商法上の役員に加え、取締役会において委任された者も可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>商法改正に伴い、商法上の役員数は減る傾向にある。取締役会の選任した者への保安・防災に関わる責任と権限の委任を可能とすることにより、より確実な保安・安全体制の整備が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高圧ガス保安法第39条の3(完成検査に係る認定基準等) コンビナート等保安規則第41条(完成検査に係る認定の基準等)別表第5、6</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省</p>

危険物・防災・保安(17)	高圧ガス設備の軽微な変更届の対象の拡大【新規】
規制の現状	<p>高圧ガス保安法では、高圧ガス設備の変更について、都道府県知事の許可を不要とする軽微な変更の工事について、コンビナート等保安規則において範囲を定めている。</p>
要望内容	<p>同径・同材質・同強度の配管の取り替え、バルブの切り込み、D/C(ドレンコック)、V/C(ベントコック)の取り付け等で溶接する場合についても、軽微な変更として対象を拡大すべきである。</p>
要望理由	<p>現在、軽微な変更ならびに手続が不要となる変更の範囲は極めて限定的となっている。技術上の基準を維持するための日常的な補修工事として行う、位置・構造の変更を伴わない溶接行為については、軽微な変更の対象とし、不必要な手続の負担を緩和すべきである。</p>
根拠法令等	<p>高圧ガス保安法第14条第1項 コンビナート等保安規則第14条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>

9. 情報・通信分野

<p>情報・通信(1)</p>	<p>2MHzから30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信(Power Line Communication)の商用化に向けた、関係法令の早期改正</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電力線搬送通信は、無線設備規則第59条により、10kHzから450kHzの周波数帯に限定されているため、低速度しか実現できない。 平成16年1月26日の総務省告示第87号(電波法無線設備規則第59条及び60条の但書)により、2MHzから30MHzの周波数帯を利用した、漏洩電界強度の低減技術を検証するための、高速電力線搬送通信の実験のみが可能となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>2MHzから30MHzまでの周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の商用化を早期に認めるべきである。総務省は、実証実験の結果を得た後、技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとしているが、関係法令改正までの具体的なスケジュールを示し、早急に商用化に向けた手続を進めるべきである。なお、商用化においては、漏洩の影響が少ない住宅内利用を先行させるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>家庭内の電力線の高速通信への活用は、既存のインフラである屋内電線を利用することから、新たな通信線を敷設する必要がなく、家庭内の各コンセントからのブロードバンドアクセスが可能となるなど、国家的課題である国民への早期のブロードバンド普及に大きく貢献することが期待される。また、その利便性から、高速電力線通信に対する国民の期待も高まってきている。高速電力線通信は早期のブロードバンド環境の実現や、デジタルデバイドの解消にも大きく貢献可能であり、実用化に向けての早期の法整備は国民的課題である。 電力線搬送通信の使用が認められている現行の周波数帯(10kHzから450kHz)では、百数十キロビット/秒程度の低速度しか実現できないが、2MHzから30MHzの周波数帯を用いた高速電力線搬送通信では、最大200メガビット/秒程度を実現する可能性がある。 「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)においては、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速通信への活用」が盛り込まれている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「実験データの取得が行われつつある現段階で、検討開始時期等具体的なスケジュールを設定することは、実験実施者に不要な制約を加えることになり不適當である」と考える」とある。しかし、早期のブロードバンド普及、デジタルデバイド解消に向け、商用化の目標時期を明確にする必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電波法第100条、電波法施行規則第44条及び46条 無線設備規則第59条、第60条及び64条の2 平成16年総務省告示第87号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課</p>

情報・通信(2)	小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除【新規】
規制の現状	<p>小電力セキュリティシステムは特定小電力無線局と異なり、電気通信回線設備に接続し、電気通信回線設備に通報することを前提としたシステムとなっている。そのため、使用方法が限定され、同一構内における自営設備としての通報等の用途に利用しにくい状況となっている。</p>
要望内容	<p>電気通信回線設備との接続前提を排除し、他の小電力無線機器と同様に電気通信回線設備への接続を行わない場合の業務も認めるべきである。</p>
要望理由	<p>セキュリティニーズの増加に対し、学校やマンションでの防犯など同一構内で自営設備として完結する小電力セキュリティシステムを認めることで、警備員が常駐するようなシステムでも、火災、盗難、その他非常の通報での利用を可能にすることができる。</p> <p>上記のようなシステムは既設の建築物に後付けする 경우가多く、有線による工事では制約が多い。一方で、無線を用いた早急な解決を望む要望が増加している。</p> <p>またこの場合は、不要な電気通信回線設備との接続機能を無線局に搭載しなければならないという、電気通信回線設備としての申請や電気通信回線設備への接続も必要となり、利用者に多大なる負担を強いることになる。</p> <p>昨今、パーソナルコンピュータを介して、様々な処理をした後で電気通信回線設備に接続したいとの要望が増えているが、上記を含め本前提により煩雑なシステム構成を余儀なくされている。</p> <p>一方、他の小電力無線機器は電気通信回線設備に接続するものを含むという定義となっており、接続する場合に具備すべき条件が別途郵政省告示第424号等に規定されている。小電力無線システムも同様の扱いとすることは容易に変更可能と判断できる。</p>
根拠法令等	<p>電波法施行規則 第6条第4項第三号 端末設備等規則 第9条 平成6年 郵政省告示 第424号</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課</p>

情報・通信(3)	<p style="text-align: center;">ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した 周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和</p>
規制の現状	<p>3.1GHz～10.6GHzの周波数帯においてUWBを利用するには微弱電波として扱うことになるが、電波法施行規則第6条第1項において、322MHzから10GHzにおける距離3mでの電界強度は毎メートル35マイクロボルト以下に制限されているため、UWBの実用化にとって十分な通信距離が確保できない。</p>
要望内容	<p>3.1GHz～10.6GHz帯においてUWB用途に微弱電波を使えるように、放射電力密度をFCC規則パート15(FCC:米国連邦通信委員会)と同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるべきである(放射電力密度を-41.3dBm/MHzまで引き上げるとは、電波法施行規則においては距離3mでの電界強度を毎メートル500マイクロボルトまで引き上げることに相当する)。</p>
要望理由	<p>UWBとは、比帯域が20%以上あるいは絶対値で0.5GHzの帯域幅を占有する無線通信である。UWBは新たな周波数の割当が不要であり、限られた電波を有効活用できる。UWBはパーソナルコンピュータの周辺機器と無線で通信ができるなど、ユビキタスネット社会の実現に向け大きな役割を果たしう。</p> <p>UWB無線システム委員会中間報告(平成16年3月24日)においては、「ITU-R、IEEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討の整合を図ることが必要。また、技術的な検討によって得られた結果等については、ITU-Rの勧告等に反映していくべきである。」とされている。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「国際的な検討動向を踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行っている」とある。</p> <p>米国FCCにおいては、2002年2月に3.1GHz～10.6GHzの周波数帯がUWB用途に開放され、放射電力密度が-41.3dBm/MHz以下であるUWBのシステムが定められた。日本においてもユビキタスネット社会の実現に向けて、米国に遅れをとらないよう、早期にUWBを利用できるように規制緩和するべきである。</p>
根拠法令等	電波法施行規則第6条第1項
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 移動通信課

情報・通信(4)	特定無線設備に係る技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大
規制の現状	<p>特定無線設備で技術基準適合自己確認制度の対象となるのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話のみに限定されている。</p>
要望内容	<p>特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備については、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には、公正・透明に除外対象から外すべきである。</p> <p>具体的には、現在、特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の対象は、携帯電話、PHS端末機、コードレス電話及びデジタルコードレス電話に限定されているが、これら以外の特定無線設備全てを技術基準適合自己確認制度の対象とするべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、本要望に対し、「今年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」としている。</p> <p>しかし、この回答は技術基準適合自己確認制度の対象からの除外理由の説明になっていない。技術基準適合自己確認制度を導入した時点における、技術基準適合自己確認制度の対象を定めた基準及びその根拠となったデータを公表されたい。その上で、現時点における検討結果を公表し「平成18年度」以前に前倒しして結論を出すべきである。</p>
根拠法令等	電波法第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条2項
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

情報・通信(5)	電気通信機器に係る技術基準適合自己確認制度における届出の廃止
規制の現状	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度においては、届出を行わなければならない。
要望内容	技術基準適合自己確認制度における届出を廃止すべきである。 なお、廃止に至る間においても、検証の際に用いた測定器等、届出の記載事項の大幅な削減を行うべきである。
要望理由	<p>技術基準自己確認制度の下では、企業が製品の品質に対する全責任を負っている。総務省は届出により必要な情報を把握する必要があるとしているが、現実には届出の様式のチェックだけで、技術的なデータはチェックされないことがないので、届出自体が不要である。</p> <p>『「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁の取り組み状況について』(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において、総務省は、「自己確認が行われた機器に関する情報を国が提供することにより、消費者が安心して端末機器や無線設備を利用できる環境の維持を確保する」として、「消費者保護」を理由に届出が必要としている。しかし、不適合機器が流通していても、現品確認でメーカーを特定して行政措置が可能であり、届出情報によりあらかじめ機器の情報を把握する必要性は乏しい。</p> <p>技術基準不適合機器が流通した場合には、基準不適合機器と製造者を公表し、製造者に罰則を課すこともできる。このような市場を監視する事後チェックにより、消費者保護は十分に図れ、「消費者保護」は届出を課す理由にはならない。</p> <p>この点、EUにおけるR&TTE指令では届出は不要とされており、日本もその事例にならうべきである。</p> <p>また、不要な届出項目及び届出事項の変更における煩雑さが技術基準適合自己確認制度の普及を阻害している面もあり、届出が廃止される間においても、早急に記載項目の削減が必要である。</p>
根拠法令等	電波法第24条の2、第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第39条、電気通信事業法第87条、第63条、端末機器の技術基準適合証明等に関する規則第41条
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

情報・通信(6)	電気通信機器の技術基準適合認証に係る認証取扱業者、及び、技術基準適合自己確認制度における届出業者の検査記録の作成・保存義務の撤廃
規制の現状	<p>端末設備、特定無線設備の技術基準適合認証においては、登録認定/証明機関を経由した認証取扱業者も、技術基準適合自己確認の届出業者も、検査を行い、その検査記録を作成して、検査の日から10年間検査記録を保存することが義務付けられている。</p>
要望内容	<p>技術基準適合認証に係る、認証取扱業者及び技術基準適合自己確認の届出業者の検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>登録認定/証明機関を経由して技術基準適合認証の設計認証を行う場合においては、検査記録の作成・保存義務を課すことは妥当でない。なぜなら、企業は製品の品質管理に全ての責任を負っており、不適合機器が市場に流通した場合に備えて自ら必要な検査記録を作成・保存しているからである。もし検査記録を作成・保存せず、裁判等で責任が問題となった場合、不利なのは企業側である。</p> <p>平成15年の電波法・電気通信事業法改正により技術基準適合自己確認制度が導入されたことは、企業の自己責任を重視する観点に基づくものである。その観点からは、企業は製品に対する自己責任の下で検査記録を作成・保存するのであり、作成・保存義務を課すことは不要である。検査記録を作成・保存しない場合に企業側が不利なのはと同様である。</p> <p>総務省は「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組み状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進会議)において、「技術基準不適合機器に対する迅速な原因究明及び所要の措置を講じることが可能にする」「技術基準不適合機器が発生し、妨害防止命令や妨害等防止命令を発する場合のために検査記録の保存義務が必要である」としているが、上記の理由により企業は自ら検査記録を作成・保存しており、作成・保存義務を課すことは不要である。また、技術基準不適合機器が発生した場合はまず現品確認を行うことで行政上の措置が可能になるため、消費者保護は図れる。</p>
根拠法令等	<p>電気通信事業法第57条、第64条、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第21条2項、第42条第2項 電波法第38条の25、第38条の34、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条2項、第40条第2項</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課</p>

情報・通信(7)	端末設備の接続の技術的条件の廃止
規制の現状	<p>自己確認制度の対象は技術基準の定まった機器だけであり、技術的条件については第三者認証を受けることとなっている(電気通信事業者が検査の省略を公示したものは除く)。</p>
要望内容	<p>技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。</p>
要望理由	<p>民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。総務省は技術的条件と技術基準には異なる存在意義があり、技術的条件があることによって「新サービスのように過渡的なものに係る場合については、その迅速なサービス提供が可能になる」としているが(「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁の取組み状況について 平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)、技術的条件には自己確認制度の適用が認められないため、企業による迅速なサービス提供の障害となりかねない。</p> <p>電気通信事業者、製造業者、試験事業者等が試験方法を協議し、民間の任意規格として作成公開し、それへの適合性を確認すれば、技術的条件は不要である。</p>
根拠法令等	電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

情報・通信(8)	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示
規制の現状	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。
要望内容	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する国としての統一的な方策を提示すべきである。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。
要望理由	<p>書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子的手段による申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担も大きくなることから、電子申請の積極的な利用が妨げられている。手続の内容によっては、代表者以外の者の電子署名があれば足りると考えられるものもあることから、そのような手続については、書面による申請と同様、従業員等による手続を行うことが可能となるよう、企業の従業員等の属性を証明する手段に関する統一的な方策が示されるべきである。</p> <p>これに関連して、「『e-Japan重点計画-2004』(案)に対する意見及びそれらについての考え方」(平成16年6月15日 IT戦略本部資料)において、「政府においては、医師、弁護士等の資格保有等の電子的手段による証明の検討と併せて、企業の従業員等の属性認証についても検討しているところ」とされているが、具体的な検討スケジュールを明示すべきである。また、同資料において、「地方公共団体独自の申請手続については、それぞれの団体の判断に委ねられる」とされているが、「電子政府構築計画(改定)」(平成16年6月14日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、電子政府構築の原則の一つとして、「独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する」とされているところであり、国・地方の緊密な連携による行政手続の情報化に向けた取組みの一環として、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられることとすべきである。</p> <p>なお、「評価専門調査会第二次中間報告書」(平成16年9月10日 IT戦略本部資料)においても、「オンライン申請や届出の際、企業の従業員等の属性を確認する手段について、統一的な施策を示すべきである」とされている。</p>
根拠法令等	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 第6条8号 など
制度の所管官庁及び担当課	総務省ほか関係府省

情報・通信(9)	公的個人認証サービス制度の利便性向上【新規】
規制の現状	<p>平成16年1月29日にサービスが開始された公的個人認証サービスにおいて、電子証明書の有効期間が、発行の日から起算して3年とされている。</p> <p>市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの「共通運用時間帯」として全国統一されている。</p>
要望内容	<p>電子証明書の有効期間を5年間に延長すべきである。</p> <p>電子証明書の発行申請の受付日、受付時間の拡大を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>住民基本台帳カードの有効期間が10年であるのに対し、公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間が3年となっていることから、住民基本台帳カードの有効期間内に3回の更新申請手続が必要となり、制度を利用する国民の負担を増大させている。公的個人認証サービスにおける電子証明書の有効期間を5年間に延長すれば、住民基本台帳カードの有効期間中の更新を1回で済ますことが可能になり、国民負担の軽減、制度の普及促進につながるものと思われる。なお、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則」第6条4号においては、電子証明書の有効期間は、5年を超えないものであることとされている。</p> <p>住民基本台帳ネットワークの運用時間、業務開始手続等については、都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関が相互に密接な連携を図り、計画を定めることとなっているが、現在、市町村での広域サービス提供の窓口時間帯が、住民基本台帳ネットワークの共通運用時間帯として全国統一されているため、それ以外の時間帯に公的個人認証サービスの申請をすることができない。市町村における広域サービス提供の窓口時間帯外に申請手続をすることが可能になれば、国民の利便性が向上し、制度の普及にも役立つと考えられる。</p>
根拠法令等	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第5条 ()電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号) ()住民基本台帳ネットワークシステムの概要(住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会・住民基本台帳ネットワークシステム全国センター作成パンフレット)</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 自治行政局

情報・通信(10)	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化
規制の現状	<p>貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。</p> <p>また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。</p>
要望内容	<p>貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。</p> <p>これに関し、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)では、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」とあり、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁の取組状況について」(平成16年9月13日 内閣府規制改革・民間開放推進室)においては、「貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日に施行された新貸金業規制法附則において、施行後3年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている」とされているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上を考慮し、検討を前倒しで行い、早期に必要な見直しを行うべきである。</p> <p>なお、「貸金業に係る実態調査結果」(平成15年11月13日 金融庁)において、「本調査結果につきましては、今後の制度の企画・立案等の参考とさせていただきます」とあるが、調査結果に基づく検討の内容、およびその結果を公表すべきである。</p>
根拠法令等	貸金業の規制等に関する法律 第17条、第18条、第24条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 総務企画局 信用課

10. 金融・保険・証券分野

<p>金融・保険・証券 (1)</p>	<p>地方公共団体の保有する財産に係る信託の容認【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分けられるが、地方自治法により、普通財産以外を信託することは認められていない。 普通財産の信託についても、地方公共団体自らが受益者となる場合しか認められておらず、また、地方公共団体は公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産以外の財産についても信託を可能とすべきである。また、その場合に(普通財産の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>地方公共団体においても、資金調達が多様化のニーズが高まってきているところ、流動化、証券化を目的とした信託の設定が可能となることにより、当該ニーズを充足することが可能となる。 地方公共団体の資金調達手段が多様化が図られることは、地方の自主的な財政運営に資するものであり、また、地方分権の推進という国家施策にも合致するものである。 なお、地方公共団体が有する財産を流動化、証券化のために信託することは、地方公共団体にとって当該財産に係るリスクを解放するために行うものであり、地方公共団体の健全な財政運営にも資するものである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第237条、238条の4、238条の5</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省</p>

<p>金融・保険・証券 (2)</p>	<p>投資一任契約のインターナル・クロス取引に係る規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とすべきである。特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、「包括的な同意」で可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となる。 なお、米国のERISA法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣後する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>有価証券に係る投資顧問業者の規制等に関する法律施行規則 第29条の2第1項第4号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (3)</p>	<p>国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第8条第1項により、国家公務員共済組合の業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 信託会社(信託銀行を含む)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 国債、地方債その他財務省令で定める有価証券</p>
<p>要望内容</p>	<p>を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。 また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利金・償還金の収受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。 なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令第8条第1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省</p>

<p>金融・保険・証券 (4)</p>	<p>貸付の代理、媒介業務を行う銀行代理店の事業法人への設置【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>金融機関以外の法人が銀行の代理店となる場合には、銀行法施行規則第9条の3第10号八(及び第10条)において、「代理業務を専ら営む法人であること」が求められている。なお、2004年4月1日付の銀行法施行規則の改正により、保険会社が銀行の代理店として資金の貸付の代理業務を行う場合には、当該専門規制が緩和されたところである。</p>
<p>要望内容</p>	<p>金融機関及び保険会社以外の法人が、銀行の代理店として資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合については、専門規制を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ハウスメーカー等に対して、住宅購入(予定)者より、住宅ローンの相談がなされる事例等が多数存在するところであるが、銀行法施行規則に定める銀行の代理店の専門規制により、当該法人を銀行代理店とすることができず、顧客のニーズに迅速に対応できない。資金の貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合について、銀行の代理店の専門規制を緩和することにより、顧客のニーズに迅速に対応することが可能となり、顧客の利便性の向上に大いに資する。 なお、当該代理店において、金銭等の取扱いを禁止することで、兼業による弊害は防止し得るものと考ええる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法第8条、銀行法施行規則第9条の3、第10条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (5)</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行の投信法には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなった場合、現実には、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほか手段がない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資信託の統合を可能とするため、その基本理念、手続き等について、投信法に規定を新設すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>同様の運用方針を有し、資産規模をある程度有しているような他のファンドと統合する手続きが法制化されれば、迅速に統合を行うことが可能となりコスト削減につながるとともに、受益者に新たな選択肢を提供する機会が出来る。 先進主要国においてファンド統合は一般的になっており、会社型ファンドが主流のアメリカはもとより契約型ファンドが主体のイギリスにおいても統合は頻繁に行われている。欧州大陸においても従来から統合が可能であったルクセンブルク、フランスに続いてドイツでも、改正法(2003年8月公表、2004年春に施行)において統合が可能になった。例えばイギリスでは、ファンドを償還させるよりも他のファンドとの統合について監督官庁から促されるケースもあり、「経済的理由(economic reason、economic scale)」が投資家のため、運用会社のためになると支持されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (6)</p>	<p>複数受益証券の発行の容認【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律においては、「委託者指図型投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもって表示しなければならない」(第5条第1項)、「委託者指図型投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益者の口数に応じて均等の権利を有するものとする」(第5条第3項)と規定されている。このため、一つの投資信託において信託報酬が異なる受益証券(複数受益証券)を発行することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>複数受益証券の発行を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資家のニーズが多様化し、様々な信託報酬体系の投資信託が開発されている。 現状では、信託報酬体系の異なるものについては、別個に投資信託を設定する必要があるが、株式会社の種類株式のように、同一の投資信託であっても信託報酬が異なる種類の受益証券を発行することが可能となれば、目論見書の統一化等様々な費用削減が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第5条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (7)</p>	<p>国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る 債権譲渡禁止特約の解除【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。</p>
<p>根拠法令等</p>	
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>全省庁、地方自治体</p>

<p>金融・保険・証券 (8)</p>	<p>信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>信託法において、信託受益権の有価証券化に関する規定がない。また、信託受益権は、証取法第2条に列挙するものを除き、有価証券として取り扱われていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託受益権の有価証券化が可能となるよう、信託法に所要の規定を明記すべきである。また、可能なものについて、証券取引法上の有価証券とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>信託法、証券取引法第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省、金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (9)</p>	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業者が社債を発行する際は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律による規制を受ける。</p>
<p>要望内容</p>	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>貸金業者のみを社債発行の登録手続きの規制対象とする合理的理由に乏しいと考える。 金融庁の回答では、「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」とされた。しかし、「ノンバンクに関する懇談会」報告書(1997年5月)においては、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」とされており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…当面、暫定的に、貸金業規制法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないかと、この意見があった。」と記されている。 なお、同法は1999年に施行されているが、附則において見直し期間が施行後5年とされており、見直しの時期となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (10)</p>	<p>資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法の特定目的会社の借入先は、銀行及び適格機関投資家に制限されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定目的会社の借入先に、貸金業規制法に基づく貸金業者を追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>業として貸付を行う者に対して、投資家と同様の措置により保護を与える合理的な根拠はない。貸金業者にとっては、事業機会の拡大に繋がるメリットがある。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月)においては、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る(平成16年度中に検討・結論)」とされた。また、金融庁からは、「…適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論」との回答が示されている(2004年8月)。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (11)</p>	<p>債権譲渡登記制度の拡充</p>
<p>規制の現状</p>	<p>債権譲渡登記制度のオンライン申請について、情報量による制限が行われている。また、申請窓口についても東京法務局1ヶ所となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>オンライン申請のシステムを拡充し、情報量の制限を撤廃するとともに、手続の簡素化を図るべきである。また、出頭による申請窓口を各出張所に拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>e-Japan戦略の推進にあたっては、必要な施設等を先行的に整備しなければならない。しかし、情報量による制限が維持されており、オンライン申請の利便性が損なわれている。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に上げるべきである。少なくとも、上限が維持されている現状においては、申請窓口の拡充を行うべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (12)</p>	<p>サービサー法における商号規制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>サービサーは、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>サービサー会社が、「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着している。「債権回収」には後ろ向きの印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第13条1項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (13)</p>	<p>サービスの取扱債権の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>サービスが一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲を拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>一般事業法人において、不良債権処理や債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズが高い。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条、 同法施行令第1条、第2条、第3条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (14)</p>	<p>サービサー法における兼業の承認制の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>サービサーは、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法第12条第1号、第2号以外の業務を兼業するためには、法務大臣の承認を受けるとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネジメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができない。 債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>債権管理回収業に関する特別措置法第12条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>金融・保険・証券 (15)</p>	<p>貸金業規制法の抜本的見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業者が貸金業務を行う際、貸金業規制法の規制が課される。</p>
<p>要望内容</p>	<p>貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>2003年8月に改正された貸金業規制法附則第12条第1項において、施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しが規定されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>貸金業の規制等に関する法律</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (16)</p>	<p>資産対応証券の募集取扱要件の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定目的会社の資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定目的会社の取締役又は使用人は資産対応証券を募集できない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定目的会社の取締役又は使用人が、当該資産対応証券の発行時において、資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。</p> <p>2004年8月の金融庁の回答においては、「本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているものであり、投資家保護の観点から維持すべき」とされている。しかし、特定目的会社の取締役等は、資産対応証券の募集後も、流動化計画の終了まで事業に継続的に関与するものである。したがって、投資家に対して詐欺的行為を行いきいと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第150条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (17)</p>	<p>特定持分信託の信託法第58条からの適用除外【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、当然の要請として、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付の評価が難しくなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明記すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>実務上、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度趣旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第31条の2 信託法第58条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (18)</p>	<p>投資法人の資金調達手段の多様化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高いついてしまう。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>超短期の資金調達についてはCPが調達コストの点で一般借入に比べ低く、これが認められることにより資金調達コストの低下につながるとともに、投資家への配当原資の増加となり、ひいては投資家の利益につながる。また、資金調達にあたっての期間のマッチングという意味からも望ましい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第67条1項16号、同条7項、第139条の2、同法施行規則第103条第1項7号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (19)</p>	<p>担保附社債信託法の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>担保附社債信託法においては、「平等な担保利益の享受」(第71条)に基づき、同一の信託契約における社債権者の間では、担保利益を平等に分配する必要がある。また、担保の変更、及び、担保権の順位の譲渡または放棄には、社債権者集会の決議が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>担保附社債信託法を抜本的に見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>担保附社債に容易に優先劣後構造を設けることを可能としたり、簡易な手続きにより担保変更等を行えるようにするニーズが高まっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>担保附社債信託法第71条、第75条、第75条の2ほか</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (20)</p>	<p>投資法人の規約変更手続の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>規約に予め、租税特別措置法の適用を受ければ投資家にとって有利であることが明確な場合に官報への掲載により規約を変更できる旨、盛り込んでいる場合については、投資主総会を省略できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要するため、租税の優遇措置など投資主に有利なことが明確であるにもかかわらず、租特法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更ができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託法第140条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (21)</p>	<p>資産流動化法における業務開始届出時の添付書類の簡素化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>資産流動化法に基づく特定目的会社において、土地を取得し、不動産開発を行う場合、特定目的会社の業務開始届出の添付書類として、締結済みの工事請負契約書が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定目的会社において土地を取得し不動産開発を行う「開発型証券化」を行う場合、締結済みの工事請負契約に代えて、プロジェクトマネジメント契約書等の請負契約に準ずる契約書の添付を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定目的会社において開発型証券化を行う場合、特定目的会社による土地取得前に、建築確認を経て予定建築物が確定し、工事請負契約の締結を完了することは困難な場合が多く、開発型証券化の阻害要因になっている。 投資家による出資の時期を、例えば、土地相当額については特定目的会社による土地の取得後、建築工事費相当額については請負契約締結後などとすれば、投資家保護も図られると考える。 また、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(2003年3月閣議決定)においても、「資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する」(2003年度中検討)とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>資産の流動化に関する法律第3条3項3号、同法施行規則第7条1項2号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁監督局銀行第2課</p>

<p>金融・保険・証券 (22)</p>	<p>投資法人による同一法人の株式取得制限の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>投資法人は、同一法人の発行済株式総数の2分の1を超える株式を取得することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>投資法人による同一法人の発行済株式の取得制限を緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資法人にとって、投資の選択肢が拡大する。また、流動化ビークルにとって、ニーズのある投資家に対して証券化商品の発行を拡大することが可能となり、より円滑な資産流動化にもつながる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同法施行規則第142条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (23)</p>	<p>貸金業規制法に基づく受取証書交付義務の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業者は債務者から弁済を受けた場合、債務者に対して受取証書を交付する必要がある。ただし、預金又は貯金の口座に対する払い込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合は、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、交付義務を負うこととされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>弁済をした者の請求があった場合に限り受取証書の交付義務を負う弁済として、コンビニエンスストアでの弁済を付け加えるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビニエンスストアでの弁済は、債務者にとって利便性が高い。また、コンビニエンスストアでは公共料金の入金も一般的に行われており、弁済をした者の請求があった場合に受取証書を交付することとしても、問題はないと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>貸金業の規制に関する法律第18条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁金融会社室</p>

<p>金融・保険・証券 (24)</p>	<p>貸金業規制法に基づく債権譲渡通知義務の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>貸金業規制法に基づき、貸金業者から貸金債権を譲受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>兼営認可を受けた金融機関などが債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、貸金業者から貸金債権を譲り受けた者の書面交付義務を不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>債権譲受人の書面交付に要するコスト削減につながる。また、貸金業者の資金調達の円滑化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>貸金業の規制に関する法律第24条2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (25)</p>	<p>保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務(現行信託業法に規定する併営業務を含む)の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(平成15年7月28日)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2 信託業法案第67条、第70条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (26)</p>	<p>保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条、第271条の22 同施行規則第56条の2、第210条の7 事務ガイドライン1-8-1(2)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (27)</p>	<p>従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る 収入依存度規制の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社等からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている(収入依存度規制)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃されたため、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定されるようになった。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失している。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>金融庁告示第38号 事務ガイドライン(保険会社関係)1-8-1(1)(3)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (28)</p>	<p>保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全</p>
<p>規制の現状</p>	<p>生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に責任準備金の削減が行われることになっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。</p> <p>よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法(現在該当条項なし)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課 法務省民事局</p>

<p>金融・保険・証券 (29)</p>	<p>保険会社本体による投資信託販社契約締結の代理 もしくは媒介の解禁【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介は認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社とその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販社契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (30)</p>	<p>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることとすることが有効である。 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課、市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (31)</p>	<p>保険会社の子会社による証券仲介業者への事務支援【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2004年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社である損保代理店が証券仲介業を営むことが可能となった。また、保険会社は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。しかし、保険会社の子会社の業務の範囲には、証券仲介業者の事務支援が含まれていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の子会社である証券仲介業者が、他の証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社の子会社である証券仲介業者が、損保代理店が営む証券仲介業の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条、同施行規則第56条第2項、第56条の2第2項、第3項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (32)</p>	<p>保険会社本体による証券仲介業者への事務支援【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となる。しかし、他業禁止の規定により、保険会社本体で、証券仲介業者に対する事務支援を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社本体が証券仲介業者の事務支援を行うことを認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>保険会社本体が、損保代理店が証券仲介業務を営む際の相談・支援を行うことが可能となれば、証券仲介業者の普及促進、損保代理店の経営の効率化に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条第1項、第100条、同施行規則第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (33)</p>	<p>保険会社の代理代行を行う子会社による証券仲介業務の実施【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2004年12月から保険会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となる。しかし、保険会社の代理代行を行う子会社は、兼業制限により、証券仲介業務を兼営することができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社が、証券仲介業務を兼営することを認める措置を、保険会社が証券仲介業を営むことが可能となる2004年12月に合わせて、講じるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が証券仲介業務を兼営することにより、子会社等を小規模な単位に分けることなく、顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることができる。また、証券仲介業者の普及促進に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第106条、同施行規則第56条の2第2項、第3項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (34)</p>	<p>一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、保険会社が他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行う場合は、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一定の条件を満たすグループ会社(親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。)間であれば、一定の範囲(グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲)を定めた上で、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。そのため、グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることにすれば、当局の適切なチェックを維持することが可能である。</p> <p>認可折衝から認可申請・認可取得までには、時間を要することが多い(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条により60日と定められている)。また、保険会社が既に特定の保険会社からの代理・代行を行う場合の認可を受けている場合にも、他の保険会社から代理・代行を行う場合には、改めて認可を受ける必要がある。届出制への移行により、認可申請する保険会社の事務ロードの軽減につながるとともに、ビジネスチャンスへの迅速な対応が可能となる。</p> <p>生保・損保の兼営が禁止されている現状において、代理・代行の活用により、顧客に対してトータルの保障の提供等を行うことができる。また、他の保険会社の代理・代行は、経営資源の有効活用にも資する。届出制への移行により、さらに積極的に代理・代行制度を活用することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第98条第1項第1号、同条第2項、同法施行規則第51条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課</p>

<p>金融・保険・証券 (35)</p>	<p>主要株主規制の整理・緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。保険会社等の業法の規制を受ける会社が、他の保険会社等の主要株主である場合、所要の変更を行ったときには、自ら、業法の規定に基づき必要な届出を行うほか、別途、他の保険会社等の主要株主としても届け出が求められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>既に主要株主規制以外で届出を行っている場合には、主要株主規制のもとの届出を免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきている。同一の所管官庁に対して、同一の法律のもと、同一内容に関して複数の届出を、違反の場合には行政罰を課してまで求めることは過剰である。 事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法127条1項、271条の32第1項、333条1項34号、同法施行規則210条の14</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (36)</p>	<p>主要株主規制の整理・緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理となっている。主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、似て非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があると、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするか、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきている。しかし、主要株主規制の趣旨は主要株主の適格性にあると考えるべきであり、銀行法、保険業法等、業法において監督当局の規制を受ける業種については、同時に証券取引法における主要株主規制の対象とすることは過剰である。 事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減を図ることができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第28条の4第2項、33条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

<p>金融・保険・証券 (37)</p>	<p>会員・組合員等の共済利用要件の厳格化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>特定の集団を対象にする共済事業において、その特定性が明確でない。また、員外利用や「准組合員」制度が合理的な理由なく認められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>各種法令で認められている共済事業について、共済としての特定性を明確化するとともに、対象範囲を限定すべきである。具体的には 員外利用の禁止、員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化、「准組合員」制度の廃止、「准組合員」制度が廃止できない場合は「准組合員」の基準厳格化、 検査の一元化、を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならぬ。また、員外利用や「准組合員」制度を認める合理的な理由はない。 上記要望項目の実現により、認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業協同組合法、農業災害補償法、森林組合法</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>農林水産省、経済産業省</p>

<p>金融・保険・証券 (38)</p>	<p>株式交換等により完全子会社になった非上場会社に関する 財務諸表開示の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>株式交換又は株式移転による完全親会社として、2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となった会社(当該完全親会社の連結子会社であった場合を除く。)の最近2事業年度に係る財務諸表(連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を「2 財務諸表等」の「(3)その他」に記載しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>株式交換または株式移転の対象により、非公開会社を完全子会社化した場合は、完全子会社の最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)の作成を不要とし、完全子会社の最終の貸借対照表と損益計算書(商法354 四、六)を記載すれば足りるとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、株式交換により完全子会社となった会社については、最近2事業年度の財務諸表(最近2連結会計年度に係る連結財務諸表)を作成のうえ、親会社の有価証券報告書の所定欄に記載しているが、数ページにわたるため、投資家からは親会社自身の財務諸表とまぎらわしいとの批判が寄せられており、投資家にとって必要性の低い開示情報となっている。</p> <p>一方、企業からすれば、完全子会社となった会社が非上場会社である場合、勘定科目等の項目を組み替えたものを過去に遡って算出のうえ、別途監査証明を受けたりする必要があるなど、当該財務諸表の開示に莫大な手間コストをかけている。(5人月くらい要するともいわれる。)</p> <p>したがって、完全子会社となった会社の最終の貸借対照表と損益計算書を記載すれば投資家保護の点からも十分であり、コストの点からも望ましい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令(第三号様式)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁企業開示参事官室</p>

<p>金融・保険・証券 (39)</p>	<p>孫会社の役職員に対するストックオプションの付与にかかる規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現状では、ストックオプションの付与対象者が、「発行会社」および「その完全子会社」の取締役、執行役、監査役および使用人に限定されている場合は、勧誘の相手方の人数に含めないこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>親持株会社が100%持つ中間持株会社が存在し、その中間持株会社100%保有する子会社(親会社から見ると孫会社)の取締役、執行役、監査役および使用人にストックオプションを付与した場合も、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>親持株会社が100%所有する中間持株会社が100%保有している子会社は、親会社が実質上100%所有しているといえる。したがって、このような孫会社については、完全子会社の場合と同様に、勧誘の相手方の人数の計算に含めないこととすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法施行令第1条の4第3項 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の3第2項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (40)</p>	<p>証券会社の商品勘定での自社株・親会社株式の買付・売却が可能であることの明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>商法上、期末に資本の欠損が生ずるおそれがある場合の自己株式取得や、子会社による親会社株式の取得は禁止されている。したがって、商法を字句どおり解釈すると、自身または親会社が上場している証券会社は、機関投資家とのバスケット取引やそのポジション解消のための裁定取引において、自社株および親会社株式を自由に売買できない可能性がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>営業の目的をもって一時的に所有する商品有価証券である限り、自社株や親会社株式の所有も認められることを明確にすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>証券会社は、取引所における有価証券売買の円滑な執行、公正な価格形成のために、顧客の売買の相手方となって、売り買いをしなければならないことがある(ディーラー業務)。万一、証券会社が自社株や親会社株式を自由に売買できないとなると、こうした証券の基本業務に支障を来すことになる。また、機関投資家とのバスケット取引や裁定取引において、自社株や親会社株式の売買が自由にできないとなると、株価指数とのトラッキング・エラーが生じ、外国証券との競争上不利となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>商法210条の2 (自己株式の取得の制限) 商法211条の2 (子会社による親会社株式の取得の制限等)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>法務省民事局</p>

<p>金融・保険・証券 (41)</p>	<p>金融子会社発行の短期社債に関する発行登録制度の 利用適格条件の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>短期社債は、日々発行するという商品特性上、募集には発行登録制度の利用が不可欠であるが、発行者自らが継続開示(1年間以上継続して有価証券報告書を提出)を行っていない場合は発行登録制度を利用することができない。</p> <p>グループ内金融子会社は、親会社の株式保有比率が高く、自ら継続開示条件を満たしていない場合があるが、このとき発行登録制度が利用できず、結果として短期社債の発行ができない状況となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>企業グループ内の金融子会社が発行する短期社債について、商法上の連結対象(有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行う場合は、継続開示要件を満たしていなくても、発行登録制度を利用できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>親会社が保証している有価証券は、親会社も含めたグループで資力、返済能力、デフォルトの可能性等を判断すべきである。したがって、商法上の連結対象(有価証券報告書提出大会社)である親会社が保証を行っている金融子会社の発行する短期社債については、グループ全体では継続開示条件を満たしていることから、発行登録制度の利用を認めることが制度の趣旨に適っている。</p> <p>昨今の連結ベースでの決算・企業情報開示、金融業務の金融専門子会社化の流れにも沿っている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第23条の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (42)</p>	<p>発行登録制度の発行予定期間に関する見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>発行登録制度は、届け出た発行予定期間内に、各募集・売出の条件決定から払込までを終えなければならない仕組みとなっている(証取法23の6、23の7)。 したがって、発行予定期間終了近くになると、払込日が期間内に収まるように日程調整する結果、条件決定期間が限定されてしまい、金利動向を睨んだ機動的な条件決定ができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>発行登録制度に関して、発行予定期間が連続している(前の発行予定期間終了後、即、次の発行予定期間がスタートする)ことを条件として、募集・売出しの条件決定から払込が前後の発行予定期間にまたがることも認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>発行登録制度に関して、前後の発行予定期間の連続性を条件として、募集・売出しの条件決定から払込が前後の発行予定期間にまたがるのが認められると、発行予定期間の終了を意識することなく、自由なタイミングで条件決定をすることができ、市中金利の動向を睨んだ機動的な資金調達が可能となる。 募集・売出の条件決定から払込までは長くても1ヵ月程度であり、条件決定が発行予定期間内に行われている以上、たまたま払込みが当該発行予定期間を過ぎてなされても、発行登録制度の趣旨は失われない。更に、前後の発行予定期間の連続性を条件とすることにより、募集・売出に関する何らかの行為が未登録期間に行われるということも防止できる。 イギリスやアメリカの発行登録制度も本要望と同様の仕組みとなっており、資金調達における日本市場の不利な状況を解消する必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第23条の6、第23条の7</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (43)</p>	<p>現先取引にかかる売買規制の適用除外</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、現先取引については、売現先だけが、証取法163、164条の適用除外として認められている(上場会社証券売買令4条9号、5条)。</p>
<p>要望内容</p>	<p>売現先だけでなく、買現先についても適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>資金の調達と運用は密接に結びついており、現先取引においても売現先と買現先の片方のみが行われることは、実務上想定され得ない。売現先が適用除外となっている以上、買現先についても適用除外とすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (44)</p>	<p>適格機関投資家の範囲拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている(定義府令4 二十一)。 また、個人投資家は、適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識を有する者として内閣府令に定めるもの(法3 一)として、認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>事業会社について、上記の金額制限を、たとえば5億円程度とすることを検討すべきである。 また、個人投資家についても、資力に一定の制限(例:投資資産1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家を付与すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の開発と普及が不可欠であり、投資家の専門的知識をベースに機動的・迅速に募集できる私募市場の拡大がその鍵を握っている。私募市場の投資家としては、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があることから、資力とその意志ある事業会社、個人投資家を増やしてことが市場の厚みにつながる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (45)</p>	<p>信託受益権の振替制度の利用可能化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>民法上は資産流動化法に定める特定目的信託の受益権は、社債等振替法の適用の対象となっているが(社振法125)、一般の信託受益権は、証取法第2条第1項に定める「みなし有価証券」であっても、社債等振替法の対象となっていない。</p> <p>一般の信託受益権の譲渡は、民法上は指名債権譲渡として取り扱われるため、通常は、売買当事者間で受益権譲渡契約を取り交わし、債務者(信託の受託者)の異議なき承諾により対抗要件を取得して(民法467)、権利の移転を行っており、大変煩雑な手続となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>一般の信託受益権について、口座簿の記載により権利が定まり、振替により権利移転できるように法制度を整えるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>近年、住宅ローンの証券化商品(RMBS)は顕著に増えており(03年度は前年度の倍以上、04年度も半期にして既に前年度水準を上回っており9月末時点で8000億円強)、その大半が一般の信託受益権方式によるものである。この市場を更に拡大するには、流通市場の拡大が不可欠である^(注)。しかしながら、発行市場の盛況と比較して、流通市場は未だ未成熟である。その理由の1つとして、一般の信託受益権の譲渡手続の煩雑さが指摘されている。</p> <p>一般の信託受益権についても、振替制度を導入することにより、流通市場の厚みが増し、それによる発行市場の更なる拡大が期待できる。</p> <p>なお、現行法制下で振替制度の対象となっている特定目的信託方式の信託受益権は、流動化計画の届出、税にかかわる導管性、信託自体のガバナンス条件等制約条件が多く、住宅ローンの証券化における利用は皆無に近い。</p> <p>(注) 住宅ローンは一般に長期のものであり、投資家は長期固定金利のリスクを回避する傾向があることから、「売り」によって投資資金を回収できる方法が整備される必要がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>社債等振替法第6章その他の社債等の振替 等</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (46)</p>	<p>外国で上場されている「外国投資信託」、 「外国投信証券」の国内販売における規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務(投信法33、59)、「運用報告書」の交付義務(投信法58、220)が課せられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売事業者の販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要な不可欠な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投信」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に答えられていないのが実情である。 左記に提案する方法によっても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事情把握も可能である。 投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (47)</p>	<p>新株発行に係る軽微基準の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合には、軽微基準に該当し、重要事実にあたらないとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実にあたらなくすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的ではない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買い集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式需給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能と考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第1条の二第一号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (48)</p>	<p>自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、自己株式の取得・処分に関しては軽微基準が設けられていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>自己株式の取得・処分について、軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。</p>
<p>要望理由</p>	<p>自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (49)</p>	<p>子会社の解散に係る軽微基準の創設【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、子会社の解散に関しては、軽微基準が設けられていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたらなとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (50)</p>	<p>上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該子会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第4条の四</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

<p>金融・保険・証券 (51)</p>	<p>インサイダー取引規制に関するセーフハーバーの拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定列挙されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、投資顧問会社、信託銀行、証券会社等に運用を委託している株式売買、取引先持株会による株式の買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>適用除外となっている役員・従業員持株会による取得と同様に、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用除外とするのが合理的である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>会社関係者等の有価証券の取引規制に関する内閣府令第6条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局市場課</p>

11. 運輸分野

運輸(1)	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大
規制の現状	<p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続は、書類により行うとともに、複数省庁にまたがるため、極めて煩雑である。</p> <p>現在、政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成17年中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてはワンストップサービスの対象外である等、一定の制限がある。</p>
要望内容	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービス化は、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、平成17年の稼働開始に向け、検討及び一部で試験運用が行われているが、より利便性の高いサービスを実現するため、以下の事項を早急に検討・具体化していくべきである。</p> <p>(1)検査・登録等諸手続 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 原付のワンストップサービス対象化</p> <p>(2)自動車関連税手続 自動車取得税・自動車税・軽自動車税・自動車重量税の納付手続等の電子化および電子化に向けた手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換</p> <p>(3)保管場所証明申請手続 保管場所申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化、添付書類の簡素化等</p> <p>(4)自賠償保険手続 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 自賠償解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認の合理化 (具体的には、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とすること。【「規制改革・民間開放推進3か年計画」 分野別措置事項1IT関係工 b関連】)</p> <p>(5)所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 (6)自動車大量所有者の事務手続等を踏まえた運用</p>
要望理由	<p>手続申請の電子化がなされていないため、その手続の申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要がある。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないように配慮する必要がある。</p> <p>平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービス化が実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一化する等、ユーザー(申請者)負担の軽減を目指すべきである。</p> <p>また、年間の自賠償解約手続は各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。</p>
根拠法令等	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例 等
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体

<p>運輸(2)</p>	<p>駆動軸重の軸重規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現在、軸重の制限値は、フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタを除き、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合でも、10トン以下とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>2軸トラクタの軸重規制について、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合したトラクタについては、フル積載対応海上コンテナけん引用か否かの別に関係なく、軸重制限を11.5トンまでとすべきである。 この点、2004年6月の規制改革集中月間の回答によれば、「平成17年度までに緩和の可能性について検討を行う」とされているが、早急に検討・実施すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>フル積載対応海上コンテナけん引の2軸トラクタは、「2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」により適合した場合、軸重11.5トンまで走行が認められている。 軸重制限の緩和により、物流効率化の促進及び物流コストの低減が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>道路運送車両の保安基準4条の2第1項、車両制限令第3条第1項第二号ロ</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省道路局</p>

運輸(3)	特殊車両の通行許可申請手数料の軽減ならびに許可期間の延長
規制の現状	<p>一般的制限値を超える車両が道路を通行する場合には、車両の構造または車両に積載する貨物が特殊であるため道路管理者がやむを得ないと認める場合には、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、車両の通行を許可することとなっている。</p> <p>本年3月から特殊車両通行許可の「オンライン申請システム」が導入されたことにより、申請手続の簡素化が図られたが、申請手数料については、本年6月の規制改革集中受付月間の回答において「見直しを平成17年度までに行うこととして検討を進めている」とされた。</p> <p>一旦許可を得ても、許可期間(6ヶ月～1年)の更新が生じた場合は更新申請が、また、申請者及び申請経路等の変更が生じた場合は変更申請が、それぞれ必要となり、申請費用も別途必要となる。</p> <p>トラックヘッドとシャーシの使用に際しても、両方の許可を得なければならない。</p>
要望内容	<p>本年6月の規制改革集中受付月間の回答において「平成17年度までに行うこととして検討を進めている」とされた、申請手数料の見直しを早急を実施すべきである。</p> <p>特殊車両の通行許可期間を延長すべきである。</p>
要望理由	申請事業者および行政事務に係る事務負担とコストを軽減できる。
根拠法令等	道路法第47条の2、車両の通行許可の手続き等を定める省令第6条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省道路局

運輸(4)	大量車両登録変更のための特例措置【新規】
規制の現状	<p>車両所有者が、社名変更や住所変更をおこなったり、車両を他企業に譲渡した場合、事由発生から15日以内に、変更登録の申請(道路運送車両法12条1項)、または移転登録の申請(道路運送車両法13条1項)を行わなければならない。</p> <p>所有者による上記申請は、申請時に自動車検査証の原本を提出して行われる車両の使用者による自動車検査証記載事項変更の申請と同時に行うことが義務づけられている(道路運送車両法12条2項、13条3項及び67条)。</p> <p>一方車両を道路上において運行する場合は、常に車両内に自動車検査証原本を保管することが義務づけられている(道路運送車両法66条)。</p>
要望内容	<p>大量車両所有者の行う車両登録変更等を効率化する観点から、以下の措置を講じるべきである。</p> <p>申請時の車検証原本の提出を不要とするとともに、電子的な方法による申請を認めること。</p> <p>上記の点を踏まえ、先行して変更登録や移転登録を行った車両については、次回車検時まで車検証の記載事項を変更すればよいとすること。</p> <p>自動車登録番号の変更を伴わなければ、各自動車の登録地に関係なく、現所有者の最寄の陸運事務所にて申請可能とすること。</p> <p>真の所有者を即座に確認し得るように、変更登録などの情報が全国どこの運輸局でも即座に入手できるような全国統一的なデータベースを構築すること。</p>
要望理由	<p>リース車の台数は、近年増加しているものの、現行道路運送車両法に基く登録関係諸手続きは、自動車リース会社のような大量車両所有者による変更登録、もしくは移転登録を想定したものとはなっていない【注】。</p> <p>最近の経済情勢により、リース会社や自動車ディーラーのように大量に車両を所有する会社においても、企業統合、会社移転、名称変更などが増加し、それに伴い車両登録変更もしくは移転登録申請などを行わなければならないケースが増えている。</p> <p>現在、自動車リース会社のような大量車両所有者が、移転などにより車両の変更登録や移転登録を大量に行わなければならない場合、各地に散在する車両使用者(借主)から車検証原本を回収しなければならず、なおかつ、15日以内に登録申請も行わなければならないため、膨大な事務的な労力を要している。</p> <p>昨今のIT分野の目覚ましい進展を踏まえ、全国的なデータベースの活用を図ることにより、車両の真の所有者を即座に特定することは十分可能と思われる。また、こうした取組みは、e-政府の方針に一致するものである。</p> <p>【注】 ・リース車両数(国土交通省調査) 1980年 18万台 1990年 119万台 2000年 236万台 2003年 267万台</p> <p>・リース車両を5千台以上保有する会社 (日本自動車リース協会連合会会員調査) 2000年 75社 2003年 71社</p>
根拠法令等	道路運送車両法第12条、第13条、第66条、第67条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課

<p>運輸(5)</p>	<p>繁忙期における営業所間の車両移動の更なる弾力化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>繁忙期におけるトラック輸送対策として、通達で指定された繁忙期のうち、一定期間(30日以内)に限り、事業計画変更の事前届出や、道路運送車両法に基づく変更登録の申請を伴わずに、同一事業者の他の営業所に事業用自動車を配車することが認められている。(引越しシーズン:3月15日~4月15日、夏季繁忙期:6月20日~8月20日、秋期繁忙期:9月1日~11月30日、年末年始繁忙期:11月10日~1月10日)</p>
<p>要望内容</p>	<p>通達の「繁忙期」に、「年度末繁忙期」として、「2月5日~4月5日」を追加すべきである。 また、「一定期間」に関しても、「30日以内」から「60日以内」へ延長すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>自動車業界では、2~3月にかけての年度末納期が最も多いが、通達の範囲外であるため、配車前と、配車後に、事業計画変更の事前届出や、道路運送車両法に基づく変更登録を行っている。 そのため、当期間が通達で指定する繁忙期と認められれば、需要に即した機敏な応援が各所で可能となる。 また、この期間は、2ヶ月間を通して繁忙期となるため、30日以内しか認められないと、当制度のメリットが生かしきれない状況にある。当制度の更なる効果的運用のためにも、一定期間の期間延長が必要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>通達「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」 (H5年11月10日 自貨 第97号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省自動車交通局</p>

運輸(6)	<p>繁忙期における貨物自動車運送事業者による レンタカー使用制限の緩和〔新規〕</p>
規制の現状	<p>年度末及び年度当初において人事異動等に伴う引越輸送が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となっているため、引越に係る輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するために、貨物自動車運送事業者が、3月15日から4月15日までの間に限り、15日未満の借受け期間で、且つ延長しないことを条件に、引越輸送にレンタカーを使用することが認められている。</p>
要望内容	<p>貨物自動車運送事業者が、引越シーズンだけでなく、夏期及び年末年始の贈答シーズン、秋の収穫シーズンを含め、毎年の繁忙期にレンタカーを使用できるように認めるべきである。また、事故修理及び整備・点検の代車におけるレンタカー利用を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>物流の需要が極端に増大する時期に対応するためには、事業用自動車の臨時増車などもあるが、短期的な需要に対応するためには、レンタカーを簡便な手続きにより調達し利用するほうが容易である。</p> <p>現在、短期的な需要や臨時の需要が発生した場合に対応するために、貨物自動車運送事業者とレンタカー事業者は、多大な負担を強いられる。具体的には、レンタカーのナンバーを廃止(減車)し、その車を貨物自動車運送事業者への短期リース車として青ナンバーを取得し、使用後にレンタカーのナンバーに戻す(増車)、ということが各地で行われており、車検の取り直し、許可申請手続き、任意保険の付保変更を含め、多くの手数と費用がかかっている。</p> <p>貨物運送業界の競争が激化する今日では、運送事業者の効率的な経営体質への転換が急務であることから、短期的な需要や臨時の需要が発生した場合にレンタカーの使用が認められれば、増車による固定費の増加を防止でき、スリムな経営が実現可能となる。</p> <p>レンタカーの貨物車は、事業用貨物車と同一の点検基準により点検整備が実施されており、安全面での問題はないと考えられる。</p> <p>物流の需要が極端に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となる時期は、年度末及び年度当初の引越シーズンだけではなく、夏期及び年末年始の贈答シーズン、秋の収穫シーズンなどの時期にもあてはまる。</p>
根拠法令等	<p>道路運送法第80条2、貨物自動車運送事業法第4条3、貨物自動車運送事業法施行規則第2条4、自動車局長通達(昭和44年10月6日付・自貨第231号・自通第143号)、自動車交通局貨物課長通達(平成12年2月8日付・自貨第17号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>国土交通省自動車交通局貨物課</p>

<p>運輸(7)</p>	<p>レンタカーにおける貸渡簿への走行キロ数記載規制の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>レンタカーにおいては、貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年以上保存しなければならない、とされているが、この貸渡簿の記載事項として借受人の氏名又は名称及び住所や運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号などと並んで、走行キロ数があげられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>貸渡簿への走行キロ数の記載規制を廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>「環境にやさしいレンタカー型カーシェアリング特区」制度が創設され、その中で無人の事務所における自家用車の貸渡しが認められたが、無人で走行キロ数を把握するためには、貸渡す自家用車1台ずつ全てに相当の走行キロ数管理システムを搭載する必要性が生じ、初期投資が多大となるため、事業参入への障壁の一つとなっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日付け自旅第138号)」2.(7)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省自動車交通局旅客課</p>

運輸(8)	運行管理者制度に係る規制の緩和【新規】
規制の現状	<p>現在、運行車両が例え1台であっても、当該車両が稼働している限り、営業所毎に所定数の運行管理者を選任しなければならない(貨物自動車運送事業法第18条)。</p> <p>運行管理者は、自動車事故対策機構(旧、自動車事故対策センター)が開催する一般講習を、2年間に1度受講しなければならない(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条、独立法人自動車事故対策機構法第13条)。</p> <p><一般講習の受講対象者></p> <p>既に運行管理者として選任されている方又は運行管理者の補助者として運行管理の業務をされている方を対象。</p> <p>運行管理者(前年度に実施した一般講習の未受講者)</p> <p>当年度中に初めて選任届出をした運行管理者の方</p>
要望内容	<p>別陸運会社の別営業所であっても、管理業務が同様で、営業所が隣接している等の条件を充たしていれば、車両台数を限定して、運行管理業務を受委託できる様にすべきである。</p> <p>運行管理者の一般講習受講間隔の期間を2年に1度から4年に1度に延長すべきである。</p>
要望理由	<p>運行管理業の受委託により、運行管理業務の効率化と、それに伴う運行管理コストの低減化を促進できると共に、安全面において危険情報などの共有化も図られる。</p> <p>運行管理者の一般講習受講日には業務代行者を充てる必要があることから、受講頻度を減らすことにより業務代行者の手配や業務への負荷軽減を図られる。</p> <p>受講間隔の延長により以下の効果が期待される。</p> <p>運行管理者が受講に係る拘束時間が減少する。 (現状、平日昼間8時間/回/2年)</p> <p>運行管理者受講時における業務代行者の手配軽減 受講費用の軽減(一般講習費用 3,000円/回/人)</p> <p>一般講習の内容は、行政動向等の周知や運転者の健康管理等であり、受講期間延長に伴う弊害は少ないと思われる。</p>
根拠法令等	<p>貨物自動車運送事業法第18条第1項 貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条 独立法人自動車事故対策機構法第13条</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省自動車交通局

運輸(9)	道路占用料金の適正化【新規】																				
規制の現状	<p>道路法第39条の2(占用料の徴収)により、占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める、ただし、(中略)全国にわたる事業で政令で定めるものについては、政令で定める基準の範囲を超えてはならないとされ、道路法施行令第19条の2(指定区間内の国道に係る占用料の額)が、指定区間内の国道に係る占用料の額を定めている。現在の道路占用料単価は、平成6年の固定資産評価額を基にしている。</p> <p>通達「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行についての一部改正等について(平成8年1月26日建設省道政発第2号の4)」で、水道事業、ガス事業、電気事業、第一種電気通信事業の占用物件に係る占用料については、政令に定める占用料の額と均衡を失しないよう努めることとされている。しかしながら、所在区分地(市、区、町)によっては、政令に定める占用料の額と著しく乖離している場合がある。</p>																				
要望内容	<p>2003年度が固定資産税評価額の評価替の年であったのを機に、最新の地価を反映させた(評価替後評価額にもとづいた)占用料とすべく、単価の見直しを図るべきである。</p> <p>地方公共団体の市、区によっては、占用料金が政令に定める国道の占用料金に対して著しく高い占用料金となっており、平成8年に出された通達の内容に明らかに反していることから、その見直しを図るべく、各自治体に対し、道路関係法令および通達の周知徹底を図るべきである。</p>																				
要望理由	<p>現在の道路占用料単価は、地価公示価額の7割評価となった平成6年の固定資産税評価額を基に定められ、以降見直しされていないが、近年の地価(固定資産税評価額)動向は、平成6年当時と比べ、大きな乖離が生じているものと考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1193 1236 1355"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">【参考】固定資産評価額の推移 (円/m²)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成6年</th> <th>平成12年</th> <th>平成15年</th> <th>変動率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国計平均価額</td> <td>8,729</td> <td>5,768</td> <td>4,910</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>宅地平均価額</td> <td>86,168</td> <td>53,362</td> <td>44,731</td> <td>48.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成6年から平成15年迄の変動率</p> <p>地方自治体の占用料は、条例で定められているが、近年、国道などの占用料に比べると、著しく高額の占用料を設定している地方自治体がある。本来、道路占用料は、道路占用の適切な対価であるべきとの観点から、政令に定める占用料と均衡を失しないよう取り扱うべきである。</p> <p>政府においても、天然ガス普及促進のためのパイプライン整備が重要事項とされていることから、今後の天然ガスインフラの整備促進を図るためにも、占用料金を適正に見直すべきである。</p> <p>市町村合併によって所在地区分が格上げされるケースが増えてきており、以前と同じ場所で継続して占用していても、所在地区分の格上げに伴い占用料金が値上げとなってしまう。</p>		【参考】固定資産評価額の推移 (円/m ²)					平成6年	平成12年	平成15年	変動率	全国計平均価額	8,729	5,768	4,910	43.8%	宅地平均価額	86,168	53,362	44,731	48.1%
	【参考】固定資産評価額の推移 (円/m ²)																				
	平成6年	平成12年	平成15年	変動率																	
全国計平均価額	8,729	5,768	4,910	43.8%																	
宅地平均価額	86,168	53,362	44,731	48.1%																	
根拠法令等	<p>道路法第39条の2 道路法施行令第19条の2 通達「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正等について(平成8年1月26日建設省道政発第2号の4)</p>																				
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省道路局路政課																				

<p>運輸(10)</p>	<p>車両乗入幅に係る審査基準の徹底【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>道路管理者以外の者(給油所運営者等)が、給油所への車両の出入口を目的とする歩道改築工事を行う場合は、道路法(第24条:道路管理者以外の者の行う工事)に基づき、各々の道路の道路管理者から承認を受けることとされている。</p> <p>車両出入口の乗入幅については、平成6年9月30日付建設省政発第49号「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(以下、第49号通知と略)にて、一般的な審査基準が示されているものの、自治体(都道府県、市町村)が定める承認審査基準には、第49号通知の基準値を下回っているものも多く、給油所が行う車両出入口の歩道改築工事にあたって、十分な乗り入れ幅が確保できないケースが少なからず発生している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>個別地域の特殊性は踏まえつつも、車両出入り及び道路通行上の安全を図る観点から、各自治体の行う車両出入口の乗り入れ幅に関する審査基準の作成、あるいは承認にあたっては、トレーラトラックやタンクローリー等大型車両の安全な進入を十分考慮の上取扱うべく、各自治体へ通達(一般的な審査基準)の周知徹底を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>国が示した一般的な審査基準を下回る基準を採用する地域においては、トレーラトラックやタンクローリー等大型車両の給油所への安全な進入という点で、十分な乗入幅が確保できていないケースが見られる。その結果、以下のような安全上の不具合事例が報告されている。</p> <p>トレーラトラックやタンクローリー等大型車両が歩道部に乗り上げて進入せざるをえない事例。</p> <p>車両前方からの進入が困難なため、バックからの進入を余儀なくされ、車両と給油所側施設との接触が生じた事例。</p> <p>道路センターラインを超えての進入を余儀なくされる事例(対面通行車との衝突事故のリスクが生じる)。</p> <p>幸い人身事故の報告はないが、ガソリン等可燃性危険物を取扱うタンクローリーが給油所乗入口周辺において物損事故を起せば火災・爆発事故につながりかねないことから、安全な進入を確保し、物損事故、人身事故の危険性を低減すべきである。</p> <p>車両制限令等の改正(平成5年11月25日施行)及び消防法の改正(平成6年4月1日施行)により、タンクローリーの大型化が図られるようになり、業界の物流合理化は進展したものの、他方で、十分な乗入幅が確保できない自治体管理道路においては、規制改革の成果を具体化するにあたり、安全上の支障が生じている。</p> <p>トレーラトラックやタンクローリー等大型車両の安全な進入という観点から、給油所への大型車両の進入に関しては、全国的に第49号通知と同等レベルの審査基準が適用されるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>道路法(第24条:道路管理者以外の者の行う工事)、建設省政発第49号「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」(平成6年9月30日)</p> <p>関連法令(道路構造令等)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省道路局</p>

<p>運輸(11)</p>	<p>自動車保管場所標章の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>自動車保管場所標章の貼付を廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>標章購入コストを削減できる。 自動車の保管場所の確保は、道路運送車両法第4条に定める新規登録および同法第12条に定める変更登録の要件となっている。したがって、道路運送車両法において自動車登録ファイルに登録を受け、運行の用に供される自動車は、その時点では、すべて保管場所が確保されていることが確認されていることから、各省庁間のデータの共有化が図られれば、その他に敢えて車両に貼付し、保管場所が確保されている旨を明示する標章に個別の機能はなく、貼付は不要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>警察庁都市交通対策課</p>

運輸(12)	発電車の緊急自動車指定【新規】
規制の現状	<p>道路交通法で定める緊急自動車は、道路交通法施行令第13条で「電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車」となっており、電力会社が保有する車両のうち、火災時の危険防止や電力設備の保安上の緊急復旧に使用する車両は各都道府県の公安委員会から指定許可を受けている。</p> <p>一方、電力会社が保有する発電車は、事故や災害により停電が発生した場合、緊急的に電気を供給するために使用しているが、その用務が危険防止のための応急作業にあたらぬとして、指定許可を受けていない。</p>
要望内容	<p>発電車は、緊急性・公益性の観点から、道路交通法で定める緊急自動車として指定許可すべきである。</p>
要望理由	<p>ライフライン復旧活動ならびに仮設救護施設等への電源確保による後方支援や国・地方公共団体等の重要設備への電力安定供給など、地震などによる広域停電災害発生時にライフラインの緊急対応を行ううえで発電車は最低限必要であり、緊急性・公益性の観点から、緊急自動車として指定許可すべきである。</p> <p>また、事故や災害により停電が発生した場合、病院等(ICUを備えた中規模医療施設等)での救急医療設備の停止等が想定され、その影響が人命に係わるような場合、発電車での緊急的な停電解消が必要となる。</p> <p>道路交通法施行令第13条では、緊急自動車には消防用自動車、救急用自動車などが指定されており、公益性・緊急性の観点から、人命に係わるような停電が発生した場合、これを解消する応急作業に使用する車両についても、救急用自動車等と同様に取り扱われることが妥当である。</p> <p>発電車が緊急自動車として指定許可されていなかったことにより、緊急時に渋滞に巻き込まれ、復旧作業に時間を要するなどの事例が発生している。</p>
根拠法令等	道路交通法施行令第13条
制度の所管官庁及び担当課	警察庁

<p>運輸(13)</p>	<p>車庫申請、登録申請の代行委任に係る規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>他人の依頼を受け、業として、道路運送車両法に基づく自動車の登録申請書を作成すること、また、自動車の保管場所に関する法律に基づく保管場所証明の申請書を作成することは、官公署への提出書類の作成であることから、行政書士の専管業務となっていたところである。 平成14年に行われた行政書士法の改正により、「定期的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続」については「相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」が電磁的記録を作成する場合は、適用除外となったところである。</p>
<p>要望内容</p>	<p>総務省令で定められる「定期的かつ容易に行える手続」に、道路運送車両法に基づく登録申請手続および自動車保管場所法に基づく保管場所証明の申請手続を含めるべきである。 また、総務省令で定められる「相当の経験又は能力を有する者」に、自動車販売業に携わる者を含めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>平成17年より開始される自動車登録申請手続のワンストップサービス化により、登録申請手続は簡易に行えることとなるが、総務省令で定める「定期的かつ容易に行える手続」に道路運送車両法に基づく手続と自動車保管場所法に基づく手続の両方が指定され、かつ、「相当の経験又は能力を有する者」に自動車販売業に携わる者が指定されなければ、ワンストップサービスの円滑な運用が期待できない。 手続費用の削減が期待できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>行政書士法第1条の2 行政書士法第19条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省行政課</p>

<p>運輸(14)</p>	<p>危険物積載船舶の特定港入港におけるGRT(総トン数)制限の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物積載船舶が特定港に入港・荷卸をする場合には、港長の許可を受けることが必要とされている(港則法第23条)。許可を受けるための遵守必要事項として、全長・船巾・載貨重量トン数・喫水・積載量等の制限とともに総トン数(GRT: Gross Registered Tonnage)も制約事項のひとつとして運用されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>危険物積載船舶の特定港への入港時の港長の許可を受けるための規制項目から、総トン数(GRT)の制約を外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、本件に関し、平成16年中に検討・結論を得ることとなっているが、以下の点を踏まえて、早急に対応すべきである。 総トン数は、船舶の大きさを示す標準的なトン数であるが、主に各種の手数料や税金の算定基準として用いられているものである。危険物積載船入港時の安全については、最大載貨重量数、最大積載量、喫水、各種船型長等の定められた制限を遵守することで確保できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>港則法第23条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省海上保安庁航行安全課</p>

<p>運輸(15)</p>	<p>保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保税船用重油の税関申請については、1ヶ月単位での包括申請が認められているが、運用上では、出荷明細が出荷日の1週間程度前に確定するため、結局1回毎の申請とならざるを得ず、包括申請そのものが運用上利用できていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>船用重油に限定して、包括申請の条件を緩和すべきである。 現行どおりの事前申請の場合でも、申請内容(数量、船名等)の仮申請を行い、事後に実績修正を入れることを認めるなど、運用の柔軟性を高めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、本件に関し、平成16年中に検討・結論を得て措置することとなっており、以下の点を踏まえて、早急に対応すべきである。 実際の運用においては、包括事前申請制度を活用できないため、1回毎の申請が必要となっており、結局、申請作業を毎日しなければならない。その都度作業を行なう事は非常に非効率であると同時に、事務的なコストもかさむ。 保税船用重油販売については、国際協力が経済的、運用的にも重要であるが、特に海外市場との比較を強いられる日本の現状は、その点国際的に劣後している。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>関税法第23条第1項、関税法施行令第21条の2第1項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>財務省 関税局</p>

<p>運輸(16)</p>	<p>内航海運暫定措置事業の早期解消</p>
<p>規制の現状</p>	<p>船腹調整事業の解消に伴い、平成10年5月から、内航総連が船舶を解撤する船主に解撤交付金を支払うとともに、新規に建造する船主からは建造納付金を徴収することを柱とする「暫定措置事業」が認可された。 同事業は納交付金の収支が相償った時点で解消することとなっているが、多数の解撤に対して建造が少なく、事業解消時期の目処がたっていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>暫定措置事業を早期に解消する施策を検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>計算上は納交付金の収支の目処は立つものの、建造状況の如何によっては、同事業の解消ができないことも考えられる。 新規参入時に多額の納付金が必要なため、コストが高くなり参入の障害となっていること、また既存業者のリプレイス時も納付金の差額納付が必要とされリプレイスの障害となっていることから、コスト競争力のある事業者が生まれにくくなっている。 また、同事業をこのまま実施すると全船リプレイスした場合は余剰金発生が見込まれるが、実際は、リプレイス時に支払う納交付金差額が平成14年度以降漸増し、船主の建造時の負担が大きくなると見込まれるため、リプレイス建造費が確保できずに廃業する船主が多数発生し、輸送能力不足に陥る懸念がある。 先の国会において審議された「海上運送活性化3法案」の付帯決議の中で、「暫定措置事業の円滑かつ着実な実施」が謳われていたが、このままでは抜本的な解決にならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>内航海運組合法 第8条(事業)、第12条(調整規定の認可)、第57条(調整規定の総合調整等)、内航海運暫定措置事業規程</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省海事局</p>

<p>運輸(17)</p>	<p>沿海船航行可能海域の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>船舶はその船舶の保有する資格により航海できる海域が制限されており、「沿海資格船(沿海船)」は、沿海岸から20海里までを線で囲んだ海域より遠い海域は航海できない(但し、平成8年12月に(イ)内浦湾沖、(ロ)石巻湾沖、(ハ)伊勢湾沖、(ニ)紀伊水道、(ホ)土佐湾沖、(ヘ)豊後水道沖、(ト)若狭湾沖の7沿海区域の境界については直線化が実施済み)。 なお、本州～沖縄間には「近海」海域があるため、沿海船での航海はできない。 国際航海に従事しない船舶として、平成8年7月に新規に「限定近海船」が創設され、沖縄、八丈島、宮古～襟裳岬間(青森県東岸沖)の航行が可能となるとともに、近海船に比し、防火構造要件、消防設備、非常電源・電話などの安全基準が簡素化されたが、まだ一定の安全設備は具備しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>沿海船の航行可能海域の拡大を実施し、最短距離による航行を可能とすべきである。 本州～沖縄航路において沿海船による航行を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>海岸から20海里以内の沿海に沿ってジグザグ航海となるため、距離が長くなり、その分多くの時間と燃料を必要とし、物流効率化の妨げとなる。 近海船の建造、または沿海船から限定近海船への改造は、船舶設備及び救命・消防設備の仕様が沿海船に比べ過大となり、建造費または改造費が多額となる。 近海船及び限定近海船の船員の配乗は、沿海船の配乗より上級免状保有職員の配乗が必要となり、船員費用が増大する。 規制緩和により、以下の効果が見込まれる。 要望海域まで沿海区域が拡大された場合の航行コスト削減効果 設備費のコスト低減効果 船員数削減による人件費の削減効果 通信設備のインフラ整備が進むなど、航海機器の発達と船舶の堪航能力アップにより、沿海船においても、近海区域の航海は十分可能である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>船舶安全法、船舶設備規程、船舶防火構造規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省</p>

運輸(18)	盗難自動車対策の強化
規制の現状	<p>近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。</p>
要望内容	<p>盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザーの普及促進等に加え、旅具通関対象の見直し(船員旅具通関制度の廃止または中古車持ち出し台数制限)等を図ることが必要である。</p>
要望理由	<p>2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円弱に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。</p> <p>盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)</p> <p>2004年6月の規制改革集中受付月間の回答によれば、実施の可否を含め検討中とのことであるが、要望内容を踏まえて早急に検討・実施すべきである。</p>
根拠法令等	関税法、関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告)
制度の所管官庁及び担当課	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部

運輸(19)	船舶の検査期間の延長及び検査内容の簡素化[新規]
規制の現状	<p>船舶は5年に1回定期検査を、また定期検査と定期検査の間に中間検査を受けなければならない。</p> <p>外航船には、船舶の定期検査等の検査間隔は「主官庁の定める5年を超えない間隔」にて実施することとするSOLAS条約の適用があるが、内航船に同条約の適用は無い。</p> <p>参考</p> <p>ア.船舶の定期検査について 1997年7月より、船舶検査証書の有効期間は4年から5年に延長された。また中間検査についても中間検査の時期に一定期間を設け、その受検の時期の弾力化が図られた。</p> <p>イ.検査内容の見直し、簡素化について 推進用機関及び発電用機関については、1997年6月より、中間検査における開放検査に代えて、保守整備記録及び効力試験によることとなった。</p>
要望内容	<p>造船技術の向上、船舶機器の改善による船舶の耐久性向上に対応し、内航船の検査期間を定期検査6年毎、中間検査3年毎に延長すべきである。</p> <p>検査内容の見直しを行い、簡素化すべきである。</p>
要望理由	<p>船舶の定期検査証書の有効期間は内航・外航及び航行区域の区別なく5年毎に、また中間検査は定期検査と定期検査の間に1回行うと定められているため、定期検査及び中間検査に多くの費用と日数を要することから、物流コスト削減の妨げとなっている。</p> <p>船舶機器の改善等により、船舶の耐久性は飛躍的に向上しており、検査期間を5年に1回から6年に1回としても安全確保は十分に可能である。</p> <p>検査項目についても現状にそぐわないものがあることから、簡素化に向けて検査項目の見直しをはかるべきである。</p> <p>規制緩和により、以下の効果が期待できる。</p> <p>検査申請費用等の削減効果 ドック入り日数減少による機会損失低減効果</p>
根拠法令等	船舶安全法
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省海事局検査測度課

<p>運輸(20)</p>	<p>夜間入港制限対象船の総トン数の緩和【新規】</p>									
<p>規制の現状</p>	<p>特定港(函館、京浜、大阪、神戸、関門、長崎、佐世保)の7港では、総トン数500トン以上(関門港若松区は300総トン以上)の船舶は、夜間(日没から日出まで)の入港が原則禁止されている。 平成13年4月23日から包括許可制度が導入され、事前届出により、入港は可能となった。港によって運用の違いはあるが、以下の条件をクリアしていれば夜間入港は可能である。 参考 夜間入港条件 関門 …… 同港への入港実績(1回/半年or3回/1年) 大阪・堺 …… 荷主からのお願い書(工場を停止しない為等)</p>									
<p>要望内容</p>	<p>入港制限の対象船を750総トン以上とすべきである。</p>									
<p>要望理由</p>	<p>安全性については、499総トン、749総トンも変わりなく、問題は無い。 夜間入港船の港外待機時間削減により運航効率が向上する。 平成13年4月の規制緩和で、運輸局へ事前届出にて入港は可能となっているが、毎回の事務処理が頻繁となり、事務コスト増に繋がっているため、事前届出の廃止により、事務処理業務の削減が期待できる。</p> <p>< 参考 ></p> <p>船型別サイズ (m)</p> <table border="1" data-bbox="438 1464 938 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体長さ</th> <th>全体幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>499総トン船</td> <td>74.9</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>749総トン船</td> <td>84.1</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table>		全体長さ	全体幅	499総トン船	74.9	12.0	749総トン船	84.1	13.0
	全体長さ	全体幅								
499総トン船	74.9	12.0								
749総トン船	84.1	13.0								
<p>根拠法令等</p>	<p>港則法第6条 港則法施行規則第4条</p>									
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省海事局</p>									

<p>運輸(21)</p>	<p>港湾関係工事手続の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>港湾区域内で工事を行う際、工事発注者と受注者は、同内容の工事許可申請資料を異なる様式で作成し、港湾管理者(港湾事務所)と海上保安庁(海上保安部)へそれぞれ届け出なければならない(*届出資料のボリュームとしては1案件作成につき、1人区×1~2週間(内容・規模により違いがある。))。また、先に港湾管理者の許可を得てから、海上保安部の許可を受けなければならないため、両者の許可を得るまでに60日程度のリードタイムを余儀なくされている。</p> <p>工事内容によっては、届出先が追加され、異なる申請書類を作成することが必要となる場合がある。(例えば、浚渫作業では埠頭公社建設発生土受入事務所、埠頭事務所、航行安全管理事務所が追加される。)</p> <p>届出対象となる工事の範囲が明確ではないため、軽微な海上作業も含めて全て届け出なければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>港湾関係工事の届出窓口を一本化すべきである。</p> <p>申請書類の締切日を1ヶ月前程度(60~30日)に短縮させ、さらに電子申請等の導入により届出業務を簡素化すべきである。</p> <p>届出対象工事を明確にし、例えば次のような軽微な海上作業の届出は不要とする等の合理化を図るべきである。</p> <p>既設設備上あるいは小型船舶による簡易作業(目視確認、測量)程度の工事 工事期間が7日程度以内の工事 海上汚染、落下等の恐れのない工事</p>
<p>要望理由</p>	<p>棧橋、バース、護岸等工事の届出回数は、1社の例をあげると年40~50回程度に及んでおり、届出に向くために要する往復の移動時間も含め3~4時間/回を要している。届出窓口が一本化され、さらに電子申請等が導入されれば、届出に要する人件費あるいは業務委託費を削減できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>港湾法、港則法、地方自治体条例</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省港湾局、海上保安庁、地方自治体</p>

<p>運輸(22)</p>	<p>危険物容器検査及び手数料徴収の方法の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>危険物を船舶運送するときに使う容器(危険物容器)については、地方運輸局または(財)日本舶用品検定協会が検査(性能試験及び工場検査)を行うこととなっており、危険物の種類に応じて必要な強度を確保していなければならない。</p> <p>この検査は、1年間または検査申請時に申請した個数を製造終了したときのいずれか早い時期までに行うこととされている(1年のうちに申請個数を超えて容器を使用するときは、再び検査申請を行い検査を受けなければならない)。</p> <p>検査申請個数に応じて検査手数料(検査手数料は容器100個当たり284円・手数料が25,000円未満/回の場合は25,000円が最低料金)及び旅費相当額(交通費、日当、宿泊費等)を前払いしなければならない。</p> <p>1年間の使用個数が検査申請個数に満たない場合でも、前払いした費用の払い戻しはされない。</p> <p>検査申請から検査証交付までに最低でも2週間以上を要する。</p>
<p>要望内容</p>	<p>検査有効期間を延長すべきである。</p> <p>検査手数料の設定根拠(何のために徴収するのか)を明確化し、透明性の高い手数料体系に見直すべきである。例えば、申請型式当りの検査料又は一回の検査当り検査料とする、または、現在の検査料体系のもとで、出荷実績にもとづいた実績払いとするなどの検討を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>1年以内に危険物容器に変更があるケースは少なく、検査有効期間を延長しても問題ない。</p> <p>検査手数料の設定根拠が明確でない。本来は、申請個数に応じた手数料体系ではなく、検査内容に応じた手数料体系とするか、検査が検査個数に殆ど関係ない場合は、検査回数や検査日数に応じた一定額の手数料体系とした方が合理的である。</p> <p>現在は、検査申請個数に応じた手数料でありながら、検査申請個数に充たない場合に、払い戻しが無い。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 危険物の容器及び包装の検査に関する規定 危険物の容器及び包装の検査に関する手数料等を定める規定</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国土交通省海事局検査測度課</p>

運輸(23)	中型航空機の事業運航基準の見直し
規制の現状	<p>2000年の法改正により、不定期航空運送事業が無くなり、航空運送事業に統一されたため、5.7t以上の旅客機については、大型旅客機か中型ビジネスジェット機かを問わず、同一の基準が一律に適用されている。</p> <p>シカゴ条約附属書に定める国際標準に航空機の最大離陸重量5.7tで安全基準の区分けがなされている。</p>
要望内容	<p>事業運航基準を飛行機の重量・座席数・運航目的等によって細分化し、より運航実態に則したものとすべきである。</p>
要望理由	<p>中型機には、あまりにも過大な事業運航基準を要求され、実態にそぐわない。</p> <p>わが国航空法令の立場は、必ずしも国際標準を完全に準拠しているというものではなく、国際標準を踏まえつつも、実情に応じた取扱をしているものと考えられる。本件に関しても、シカゴ条約附属書に定める国際標準を踏まえつつも、実態に即した基準の細分化を図ることは国際標準の趣旨に抵触するものではない。</p> <p>平成15年5月の内閣府「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」では、当要望に関して検討の必要が回答されており、民間サイドから具体的緩和要求事項を文書にて当局に提出したものの、その後、検討の状況や結論に関して、何ら明らかにされていない。</p>
根拠法令等	航空法/航空法施行規則/運航規程審査要領
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省航空局

<p>運輸(24)</p>	<p>航空機の航行援助施設利用料の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国際運航の航行援助施設利用料は、15t未満120円 / 回、15～100t未満180,000円 / 回となっており、最大離陸重量15t以上～100t未満が一律基準となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>15t以上100t未満の重量カテゴリーを細分化し、きめ細かい料金設定をすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>30tクラスの中型航空機への負担が大き過ぎる。 座席数の少ないビジネスジェット機の航行援助施設利用料の利用者負担を軽減し、需要の拡大を図る必要がある。 シカゴ条約やICAOの理事会声明などの徴収原則には、重量カテゴリーまでの取り決めはなく、各国できめ細かな料金設定は可能である。 米国等に於いては、航行援助施設利用料は一切徴収していない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>航行援助施設利用料に関する告示</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省航空局</p>

12. エネルギー分野

エネルギー(1)	ハイサルファーC重油に係る関税の早期撤廃
規制の現状	<p>ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。</p>
要望内容	<p>平成18年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、平成17年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止すべきである。</p>
要望理由	<p>ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料資材調達を可能とし、海外事業者と対等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。</p>
根拠法令等	<p>関税暫定措置法第2条第1項(平成18年3月31日まで) 別表第1:暫定関税率表(2710.19 一、(三)B(2)(ii))</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課</p>

エネルギー(2)	ハイサルファーC重油に係る備蓄義務の免除・軽減
規制の現状	ハイサルファーC重油を輸入する際には、自家消費を目的とする需要家にも70日分の備蓄義務が課されている。
要望内容	自家消費を目的とする需要家に対する備蓄義務を免除・緩和し、事業者の負担軽減を図るべきである。
要望理由	備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用して結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。
根拠法令等	石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条、第7条、第10条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 石油精製備蓄課

エネルギー(3)	発電用水力設備における安全管理審査の見直し【新規】
規制の現状	<p>発電用水力設備の設置・変更の工事においては、電気事業法に基づく法定自主検査(岩盤検査、湛水検査、一部使用検査、工事完了時検査)を実施し、これに関する安全管理審査を受審しているが、これらのうち、ダム、貯水池及び調整池に関するものについては、河川法に基づく検査(基礎地盤検査、一部使用検査、完成検査)も受検している。</p>
要望内容	<p>発電用水力設備の設置・変更の工事のうち、電気事業法に基づき工事の工程中に行なわれている安全管理審査を廃止し、工事完了時に行う安全管理審査に一本化すべきである。</p>
要望理由	<p>ダム、貯水池及び調整池に関しては、河川法に基づき、工事の工程中に検査を受検しており、電気事業法における所要の機能を満足していることを確認している。具体的には、電気事業法の法定使用前自主検査のうち、基礎地盤、ダム及び洪水吐、洪水吐ゲートその他放流設備、貯水池又は調整池、湛水計画などの検査が、河川法の基礎地盤検査あるいは完成検査と重複している。これらを工事完了時に行う安全管理審査に一本化することで大幅な負担削減が可能になる。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第50条の2 電気事業法施行規則第73条の2の2～4 電気事業法施行規則第73条の4の解釈について(12資公電技第15号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(4)	休止中の火力発電所における主任技術者不選任の容認【新規】
規制の現状	<p>発電所が休止中であっても、保安上支障がないように電気工作物を維持するため、主任技術者を選任しなければならない。火力発電所の場合、電気主任技術者とボイラー・タービン主任技術者について、それぞれ要求されている技術分野が異なること等の理由から別々に選任することとされている。電気主任技術者については一定の範囲内で離れた事業所間の兼務が認められているが、ボイラー・タービン主任技術者については既に選任されている事業所と兼務する事業所が同一または隣接の構内である場合に限って兼務が認められている。</p>
要望内容	<p>休止期間中の火力発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者について、選任を不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>休止期間中の火力発電所は、燃料装置内の残処理を確実にこなう等の対策処置を実施しており、休止期間中は稼動することがないため、電力の供給支障など運用に関する保安上の問題を起こすことは考えられず、維持に関しては、運転再開に向けた工事を実施する際には主任技術者を選任し、設備診断及び対策工事を行なうこと、などから、休止期間中の火力発電所における主任技術者については、不選任としても保安上の問題はない。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 電気事業関係通達「主任技術者制度の運用について(内規)」第3項</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(5)	放射性同位元素を取り扱う現場での内部被ばくに関わる規制の明確化[新規]
規制の現状	<p>事業者は、放射性物質を誤まって吸入摂取し、または経口摂取した労働者に対して速やかに医師の診察または処置を受けさせる義務を負っているが、放射性物質の取り込み量につき、医師の診察を受けるべき下限レベルが設定されていないため、人体への影響が考えられないごく微量のレベルであっても速やかに医師の診察を受けることと解釈されている。</p>
要望内容	<p>放射性物質の有意な摂取については、測定器の感度を上げることによりごく微量であっても検出することが可能であるため、医師による速やかな診察及び処置が必要となる合理的なレベルの在り方について検討の上、速やかに明示すべきである。</p>
要望理由	<p>現在の電離放射線障害防止規則の規定によれば、ごくわずかな内部摂取であっても、医師による速やかな診察及び処置が必要となるため、人体への影響が考えられないレベルであるにも関わらず、当該作業者に精神的・肉体的負担がかかっている。合理的な被ばく量の下限レベルを、外部被ばくの場合と同様、設定する必要がある。</p>
根拠法令等	<p>労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条、別表第2 電離放射線障害防止規則第44条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省 労働基準局 労働衛生課</p>

エネルギー(6)	ナトリウム・硫黄電池の貯蔵に関する特例の適用【新規】
規制の現状	<p>ナトリウム・硫黄電池の組み立て検査完了品(モジュール電池)の保管場所については、保管するモジュール電池に内蔵される危険物(ナトリウム及び硫黄)の量に応じ、「危険物屋内貯蔵所」として、保有空地の確保、消火設備の配置等を行なうこととされている。</p>
要望内容	<p>危険物保安技術協会で安全性に関する性能が確認(型式認定)されているモジュール電池の保管について、設置の場合に認められたのと同様の特例を適用すべきである。</p>
要望理由	<p>「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物一般取扱所」については、危険物施設の技術上の基準等に特例が適用されており、保有空地や消火設備、建築物の構造などについて緩和された設備基準が適用されている。ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物一般取扱所より危険度が低いと考えられる、ナトリウム・硫黄電池を保管する「危険物屋内貯蔵所」についても、一般取扱所と同様の特例を適用し、設備基準を緩和することが望ましい。</p>
根拠法令等	<p>消防法第10条 危険物の規制に関する政令第10条、第24条、第25条、第26条 消防庁通知(ナトリウム・硫黄電池関連)「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(消防危第53号 平成11年6月2日)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省 消防庁 危険物保安室</p>

エネルギー(7)	<p>随時巡回式発電所における委託電気主任技術者による点検回数の見直し[新規]</p>
規制の現状	<p>委託電気主任技術者による発電所(小出力発電設備を除く)の点検回数は、次のように定められている。</p> <p>内燃力発電所・ガスタービン発電所・水力発電所 毎月2回以上 燃料電池発電所・風力発電所 毎月1回以上 太陽電池発電所 100キロワット以上 隔月1回以上 100キロワット未満 毎年2回以上</p>
要望内容	<p>電気設備の技術基準の解釈第51条第1項に規定される発電所(以下、随時巡回式発電所)として認められている発電所では、電気主任技術者を選任しない事業所における委託電気主任技術者による点検は随時とし、点検回数は電気主任技術者が保安上必要とする回数とするべきである。</p>
要望理由	<p>随時巡回式発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより(電気設備に関する技術基準を定める省令第46条及び「電気設備の技術基準の解釈について」第51条)、電気主任技術者が担保すべき保安を確保している。また、委託電気主任技術者の点検項目は、原動機の潤滑油の圧力・温度、燃料使用量、燃料ガス圧、及び、発電機の回転数、電圧、電流、軸受け固定子の温度等(関東電気保安協会の例)となっており、これらの項目に着目して発電設備の運転状況を確認している。当該発電所が随時巡回式発電所である場合は、これらの項目に異常が生じたとき、前述の保護装置により安全かつ確実に停止するので、点検を随時としても保安の確保が出来る。保護装置自体の保全についても、使用者が行なう日常点検、製造者が定めるメニューに基づいて製造者及びメンテナンス会社が行なう定期点検の対象となっている。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法施行規則第53条第2項第5号 電気設備に関する技術基準を定める省令 第46条 経済産業省告示第249号 電気設備技術基準の解釈第51条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(8)	放射線業務に係る労働時間延長制限の撤廃
規制の現状	<p>原子力発電所では放射線業務従事者の管理区域入域時間が規制されていることから、放射線をほとんど受けない場合であっても作業時間の制約を受けており、これに起因して定期検査時における作業効率の低下、あるいは急を要するトラブル時の対応が制限されている状況にある。このことは他の放射線施設及び原子力施設でも同様である。</p>
要望内容	<p>放射線業務にかかる労働時間の延長が2時間までという制限を撤廃するべきである。</p> <p>具体的には、 労働基準法施行規則第18条から、該当条文である「ラジウム放射線、エクソ線その他の有害放射線に曝される業務」を外すべきである。 労働基準法施行規則第18条に但書として、「個人の暴露量を把握し、関連法令で定める限度を超えないことが明らかな場合にはこの限りではない。」旨、追記するべきである。</p>
要望理由	<p>昨年度の要望では、国際標準との相違理由、特に放射線業務に対して一律に制限を設けることについて科学的合理性のある回答を求めたところであるが、「そもそも放射線は微量であっても有害性を持つものであり、労働者が放射線を受けることを出来るだけ少なくしなければならない」(『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について)(平成16年1月29日内閣府)という回答がなされている。これは、要望に対する直接的な回答ではなく、放射線業務を労働基準法施行規則第18条に定める他の業務と一律に健康上特に有害な業務として労働時間の延長を制限する合理的な理由はない。そもそも、同規則第18条は労働者の健康安全を維持するために有害な業務を行なう場合の労働時間の延長を制限するものであるが、放射線業務の場合、労働時間が長いからといって、放射線量が健康に影響を与える程度が大きくなるわけではない。放射線については、法令により、個人の線量限度が定められており、計測技術の進化により、個人の管理区域入域毎の線量がきめ細かく把握でき、作業場所の線量測定とあいまって、個人の線量が法令の限度を超えないよう、適正な管理が可能であり、実施されている。その結果、現状において、放射線業務従事者の線量は、法令の線量限度と比較して、十分低い水準に管理されている。原子力発電所における労働実績を十分に踏まえ、関係省庁間で調整を図り、見直すべきである。</p>
根拠法令等	<p>労働基準法第36条 労働基準法施行規則第18条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省 労働基準局</p>

エネルギー(9)	<p style="text-align: center;">使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の 原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外</p>
規制の現状	<p>原子力緊急事態(原子力災害対策特別措置法の第15条で定義)に至る恐れのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく関係機関への通報が義務付けられている。特に、事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいであっても、通報をすることとなっている。</p>
要望内容	<p>原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物)の運搬についても、L型とIP-1型輸送物と同様に、原子力災害対策特別措置法第10条の通報対象から除外すべきである。</p>
要望理由	<p>原子力災害対策特別措置法は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進展しても原子力災害が発生しない事象にまで通報を求めるのは法の目的を超えるものである。</p> <p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、漏えいが100%ありえないとは言い切れないので除外することは困難」という回答があったが、要望理由は、原子力災害対策特別措置法第10条の通報基準(漏えいのおそれがある)に該当する可能性を否定しているのではない。原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態(一定以上の漏えいのおそれがある)に該当する可能性がない輸送物に対してまで、通報義務を課すことは、法の目的の範囲を超える規制であると考えから、上記の要望を行なっている。</p> <p>なお、A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、万が一漏えいがあったとしても原子力災害が発生する可能性はない。また、IP型からの漏えいについても、もし漏えいが発生したとしても、法令上、原子力緊急事態に該当しない。</p>
根拠法令等	<p>原子力災害対策特別措置法第10条、第15条 原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条 原子力災害対策特別措置法施行規則第9条、第21条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 原子力防災課</p>

エネルギー (10)	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更
規制の現状	<p>原子力災害対策特別措置法上の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められる。</p> <p>このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある一方、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも、関係隣接都道府県に入らないケースがある。</p> <p>更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。</p>
要望内容	<p>原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の「関係隣接都道府県」に関する記載「当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事」を、防災指針で定められているEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の都道府県知事」のような規制に変更すべきである。なお、この場合、「関係隣接都道府県」から「関係周辺都道府県」へと名称を変更することが適切である。</p>
要望理由	<p>原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有する都道府県でも、その都道府県が所在市町村に隣接していない場合、原子力事業者からの原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を受ける権利がないので、住民の安全対策上問題が多い。</p> <p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、本要望に対して、「防災業務計画等において対応するのが望ましい」という回答があったが、関係隣接都道府県でない都道府県は、原子力事業者防災業務計画の協議対象ではないため、都道府県が独自に地域防災計画等で対策を定めても、それを原子力事業者防災業務計画に効果的に反映できる体制となっていない。</p> <p>また、現在、都道府県境を有していない事業所所在市町村が、都道府県境を有している周辺市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となることは、合併の前後で行政区分が違っただけで防災上の対応の必要性の有無が変わる、という不合理な事態になる。</p> <p>この件について、昨年度の回答では「市町村合併に伴う通報等の必要性の有無については、防災業務計画等において、地域の特性に応じ柔軟に対応することが望ましい」との内容であったが、通報は法令に基づいた措置であり、防災業務計画等で通報しないことを定めることは出来ず、柔軟な対応は行なえない。</p>
根拠法令等	原子力災害対策特別措置法第7条第2項
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 原子力防災課

エネルギー(11)	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における対象エネルギー(中小水力発電)の見直し【新規】
規制の現状	平成15年4月から電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)が施行され、中小水力発電のRPS対象については、1,000キロワット以下の水路式に限定されている。
要望内容	<p>RPS法の対象となる中小水力発電については、1,000キロワット以下の水路式水力発電所に限られているが、下記については環境負荷も小さいことから、対象を拡大するべきである。</p> <p>RPS法対象範囲外の発電所であっても、新たなダム開発を伴わない次の場合には、その出力が対象範囲内であればRPS対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持流量、未利用落差を利用した発電設備 ・増設した発電設備 <p>(例) 発電所全体の出力が5,000キロワットの水路式水力発電所において、新たに水路を増設せずに、既設水路から分岐して700キロワットの水車発電機を増設した場合、増設分の700キロワットをRPS対象とする。</p> <p>既設のRPS認定発電所が、設備の更新・リプレイスによって対象範囲を超えた場合、対象範囲以下の分についてはRPS対象とする。</p> <p>(例) 1,000キロワットのRPS認定発電所が、設備の老朽に伴う更新の結果、1,100キロワットとなった場合、発電所出力のうち1,000キロワットまではRPS対象とする。</p>
要望理由	現状のRPS対象範囲では、環境面・コスト面から新規に開発できる地点が少ない。そのため、クリーンかつ再生可能エネルギーの主力である水力開発のインセンティブが働かず、水力のプライオリティも低下することが予想される。
根拠法令等	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令 第1条
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー等電気利用推進室

エネルギー(12)	都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置の容認
規制の現状	<p>都市公園法第7条では、「工作物その他の物件又は施設の都市公園への占用が、公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむをえないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限っては許可を与えることができる」となっており、22(33)キロボルト配電用変圧器についてもこの対象となっている。</p> <p>但し、都市公園法施行令第12条、第16条では、都市公園への22(33)キロボルト配電用変圧器の占用に関する制限として、地下に設けること、変電所頂部と地面との距離が原則として3メートル以下としないこと、が定められている。</p>
要望内容	都市公園における22(33)キロボルト配電用変圧器の地上設置を認めるべきである。
要望理由	<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、都市公園は、都市を緑化して都市環境の向上を図るとともに、空地を確保して、避難、防火等の災害の防止に資することを目的として設置される都市の貴重なオープンスペースであり、公園施設については、建蔽率は原則として2%以内とされているところであり、公園施設以外の占用物件については、必要やむを得ないものに限定、変電所については、それ自体の危険性等を考慮して、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としない、という回答があった。</p> <p>22(33)キロボルト配電用変圧器は、占用面積は約4㎡と非常にコンパクトであり、かつ電気設備の技術基準に基づいて設置されており安全性も担保される(現に、不特定多数が往来する場所にも設置されている)。したがって、必ずしも、保安上、地下設置の必要性はない。</p> <p>また、都市公園法施行令第12条で、公園への地上占用が認められている派出所(30㎡以内)、天体、気象又は土地観測用施設(10㎡以内)に加え、占用可能となっている高架道路や高架鉄道などの橋脚については、当該変圧器に比べると占用面積が大きくなることが予想されるが、これらについては公園面積の下限規定はない。</p> <p>このように22(33)キロボルト配電用変圧器の占用面積については、他に認められている施設と同等以下と十分コンパクトであり、一律に公園面積の下限を設けて制限する必要がない。</p> <p>なお、22(33)キロボルト配電用変圧器を都市公園に設置するには、都市公園が5ヘクタール以上の敷地面積を有することとされているが、占有面積は約4㎡であり、公園施設の建蔽率2%以下という基準を十分クリアできる占有面積である。</p>
根拠法令等	都市公園法第7条 都市公園法施行令第12条、第16条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課

エネルギー(13)	電力保安通信用非常用予備発電装置に関する届出先の見直し[新規]
規制の現状	<p>電力保安通信用の非常用予備発電装置については、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設に該当する場合、その設置・変更について工事計画の届出、また、その廃止について廃止の届出がそれぞれ必要である。設置・変更の届出先は、電圧30万ボルト未満の電力系統に係る保安通信設備の工事に関するもののみが設置場所を管轄する経済産業局長であり、それ以外は経済産業大臣となっている。なお、廃止については、電圧区分に関係なく経済産業局長となっている。</p>
要望内容	<p>工事計画の届出先を、電圧区分に関係なく管轄地域の経済産業局長とするべきである。</p>
要望理由	<p>平成7年の電気事業法改正前は、電力保安用通信設備に関わる工事は、事業用電気工作物の付帯設備として届出が義務付けられていたため、当該事業用電気工作物の電圧区分に合わせた届出先が指定されていた。しかし、現在は、事業用電気工作物としての届出(電気事業法施行規則別表第2)の対象外であり、非常用予備発電装置は、ばい煙発生施設に該当する電気工作物にあたる場合に工事の届出が義務付けられている(電気事業法施行規則別表第4)。ばい煙発生施設であるために届け出をすることが義務づけられているのであれば、その燃焼能力等の大気汚染防止法に基づく基準が意味を持つものであり、付帯先である電気工作物の電圧階級の区分で届出先を変更する必要はないはずである。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条第1項第2号、別表第4(一の7) 電気事業法施行令第9条九(七) 電気関係報告規則第4条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(14)	鉱業法に定める試掘鉱区の面積制限見直し
規制の現状	<p>鉱業法の適用を受ける鉱物資源の中で、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスの鉱区面積は、15ヘクタール以上350ヘクタール以内、但し、鉱物の合理的開発上やむを得ない時はこの限りでない、とされている。</p>
要望内容	<p>既に海洋における採掘鉱区においては、鉱物を本格的に採掘する上でやむを得ないと判断された場合、面積の拡大が個別に認められている。鉱物の有無、品質、鉱量等の探査を目的とする海洋試掘鉱区的面積についても、鉱業法上の規定を「陸上鉱区的面積は350ヘクタール、海洋鉱区的面積は3500ヘクタールを超えることが出来ない」と改めて、鉱区面積制限を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>海洋における石油開発は巨額な投資を必要とすることから、探鉱対象についても期待埋蔵量規模の大きな広がり大きい構造が対象となるため、広範囲に鉱区を設定し探鉱作業を進めるのが国際的に通常となっている。現行の鉱業法では、試掘鉱区的面積上限が350ヘクタールとされており、その結果として保有する試掘鉱区数が増え、探鉱段階における鉱区税を含む鉱区維持管理費用の負担が非常に高額になっている。探鉱事業そのものが出油成功確率の極めて低い事業であり、特に海洋探鉱は巨額な探鉱投資を必要とする上、石油の販売収入のない探鉱段階において、高額な鉱区維持関連費用を負担することは探鉱促進の大きな足かせとなっている。</p> <p>従来、試掘・採掘鉱区を問わず鉱区面積の拡大を要望してきたところ、経済産業省からは、採掘鉱区的面積に関してのみ鉱床の状況に応じて拡大に応じるとの回答を得ているが、試掘鉱区的面積に関してはいまだ認められていない。海洋における試掘段階における鉱区維持費用の負担が非常に大きいことから、試掘鉱区的面積の拡大を強く要望する。</p>
根拠法令等	鉱業法第14条(鉱区及びその面積)
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

エネルギー(15)	ボイラータービン主任技術者のアウトソーシング[新規]
規制の現状	ボイラータービン主任技術者は、事業用電気工作物を設置する者が、その従業員から選任しなければならない。
要望内容	ボイラータービン主任技術者について、設備受託事業者等の事業用電気工作物を設置する者以外から選任できるようにすべきである。
要望理由	マイクロガスタービンの市場への普及が進み、ボイラータービン主任技術者について事業用電気工作物を設置する事業者の従業員以外から選任できるようにしてほしいというニーズが高まっている。設備受託事業、ESCO事業者(エネルギーサービス事業者)等の新しい事業形態も生まれ、これらの事業者が需要家のガスタービン発電設備の運転管理を行うことも含めて包括的なエネルギーサービスを提供することは、エネルギーの効率供給にも資するものである。電気主任技術者について既に認められているのと同様に、これらの事業者と設置者との間で保安管理業務について委託契約を締結し、ボイラータービン主任技術者選任を事業者にアウトソーシングできるようにすべきである。
根拠法令等	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 「主任技術者の制度の運用について(内規)」(平成15年9月11日原院第1号)
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課

エネルギー(16)	「電気事業の運営に利用するための気象の観測」に用いる 気象測器の検定有効期間の見直し
規制の現状	<p>電気事業の運営に利用するための気象の観測装置は、気象業務法において設置の届出が必要であり、省令で指定する機器については、定められた頻度(5年に1回程度)の検定が義務付けられている。</p>
要望内容	<p>気象測器検定規則の第15条において、指定する機器について「検定の有効期間」が設定されているが、定期的な点検により校正を実施していれば、検定の有効期間を設けないこととすべきである。</p>
要望理由	<p>気象測器を検定する際には、観測の継続を確保するため、検定期間中に代替の機器を設置するか、新規観測機器に更新するといった対応を実施しており、検定に要する手間・コストを余計に費やしているのが実態である。</p> <p>気象業務法においては、直近の法改正により、原則として検定の有効期間を設けないことになったが、国土交通省令で定める気象測器については、未だ検定の有効期限が設定されている。</p> <p>省令で検定の有効期限が設定されている気象測器についても、観測機器の性能が向上したことにより、事業者が実施する点検で校正することによって、事業者が要求する観測精度を十分担保できることから、検定の有効期限を設ける必要はない。</p>
根拠法令等	<p>気象業務法第6条第2項、第9条、第31条 気象測器検定規則第15条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>気象庁 観測部 観測課</p>

エネルギー(17)	炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期延長
規制の現状	<p>炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期は、出力1,000キロワット以上10,000キロワット未満のものについては3年、出力10,000キロワット以上のものについては2年とされている。</p>
要望内容	<p>定期自主検査時期の延長承認において、1回の検査で認められる延長期間の限度を、炉頂圧ガスタービンについては、運転が開始された日または前回の検査後4年とし、他の自主検査制度との整合化を図るべきである。</p>
要望理由	<p>わが国産業の国際競争力強化の観点から、石油精製装置に関する規制緩和が進み、高圧ガス設備の連続運転期間は2年から4年に(高圧ガス保安法)、ボイラー・圧容器の連続運転期間も2年から4年に延長された(労働安全衛生法)。しかし、電気事業法において、炉頂圧ガスタービンの定期自主検査の周期の見直しが進んでいないため、2年または3年で装置全体を停止せざるを得ず、規制緩和の成果を活用できない状態となっている。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法施行規則 第94条、第94条の2 第1項 2号・3号、第94条の3 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年3月31日 平成15・02・19原院第6号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課</p>

エネルギー(18)	製油所装置内における特別高圧電気設備の設置【新規】
規制の現状	<p>「電気設備に関する技術基準を定める省令」第72条により、特別高圧の電気設備は、省令第68条及び第69条の規定する場所には、設置してはならないとされている。ただし、同条但し書きで、可燃性ガス等に着火する惧れがないような措置が講じられた静電塗装装置及びこれに電気を供給する電気設備を設置するときは、この限りではないと定められているにも関わらず、石油精製事業所の装置内で特別高圧の電気設備が使用できない状況にある。</p>
要望内容	<p>石油精製事業所の装置内において、可燃性ガス等に着火する惧れがないように措置された電気設備は、特別高圧であっても設置、使用できるよう措置すべきである。</p>
要望理由	<p>新しいプロセス技術の登場、設備の大型化に伴い、特別高圧設備が必要となる。この条項で特別高圧の電気設備の設置を禁止する理由は、「特別高圧設備では充電状態で放電することが多い」としているが、現在は絶縁材料ならびに絶縁技術の改善により、たとえ特別高圧といえども適切な措置を行えばその心配はない。参考までに、防爆電気設備に関する国際規格であるIEC60079シリーズにおいては、電圧による制限はない。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第39条、第56条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日 通商産業省令第52号)第68条、第69条、第72条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院電力安全課</p>

13. 国際経済連携・通商分野

<p>国際経済連携・通商(1)</p>	<p>優良事業者認定制度の導入による「研修」査証発給の簡素化・迅速化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>現地法人の外国籍社員を日本に招聘して実施する企業単独型の研修を行うため、「研修」査証申請をする場合、査証取得までに長期間を要したり、ASEAN諸国の在外公館によっては、「研修」査証の再申請については、帰国後1年以上経過しないと申請できないと指導され、申請が受理されないといった不透明な運用がなされることがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>在外公館等における「研修」査証申請において、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り、不許可となったことがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業等)を認定する制度を設け、当該企業において「研修」を行うことを目的として在留資格認定証明書を取得し、当該事業者の現地法人(合弁会社を含む)社員が、「研修」査証を申請する場合には、特別に簡素かつ迅速な発給手続きを行うこととすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業の国際競争力を高めるため、進出国への技術、知識、ノウハウの移転は必要不可欠であり、企業によっては、例えば東南アジア諸国に設置した現地法人を対世界市場、地域市場向けの生産拠点として位置付け、年に複数回、新製品等の生産を開始することも少なくない。その際に、当該現地法人の外国籍技術者を日本に招聘し、これら新製品の生産に必要な技能を習得させるべく研修を実施するケースが増えている。また、一人の技術者が複数製品を担当したり、更なる高度技術を習得するため年に複数回研修を受ける必要がある場合がある。さらに実施のタイミングは、顧客ニーズや販売動向など市場環境に合わせて臨機応変に決定される。</p> <p>そのため、研修予定が決定した段階で在留資格認定証明書を取得し、「研修」査証を申請することになるが、昨年の当会要望に基き導入された在留資格認定証明書の発給手続きの簡素化・迅速化措置を活用したとしても、査証発給手続きが遅延すれば、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。従って、在留資格認定証明書と同趣旨の簡素化・迅速化措置を講じるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>外務省</p>

<p>国際経済連携・ 通商(2)</p>	<p>優良事業者認定制度の導入による 中国人等の「短期滞在」査証発給の迅速化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>中国にあるわが国在外公館において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は、申請が受理されない。また、ASEAN諸国にある在外公館でも、「短期滞在」査証の発給までに10日間程度を要する場合がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>在中国日本大使館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り、不許可となることがない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去に査証関連事故が発生した事例がない企業等)を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在外中国現地法人(合併会社を含む)等に所属する中国籍社員等が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、迅速な発給手続きを行うこととすべきである。 例えば、査証申請から発給までに要する日数を2～3日程度に短縮し、渡航予定日までに5日のワーキングデーが確保されていない場合も申請を受け付けるものとする。また、ASEAN諸国においても同様の趣旨の制度を設け、優良事業者に対しては迅速な発給手続きを行うこととすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>わが国企業の現地法人に所属する中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する際、申請日の翌日から渡航予定日までにワーキングデー(土日、休館日を除く)が5日間確保されない場合は申請が受理されず、また、ASEAN諸国にあるわが国の在外公館によっては「短期滞在」査証発給までに10日間程度を要することから、日々変化する事業環境に基く急な出張ニーズなどに対応できず、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。 なお、法務省の在留資格認定証明書の発給手続きに関しては、昨年度の当会要望に基き、優良事業者に対する迅速化措置が講じられている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>外務省</p>

<p>国際経済連携・ 通商(3)</p>	<p>優良事業者認定制度の導入による 中国人の「短期滞在」査証発給の手續簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>中国にある在外公館(在上海、広州、瀋陽総領事館等)において、中国籍社員が、短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、戸口簿(戸籍簿)写しを添付書類として提出することが求められており、その職業欄まで細部に渡る審査が行われ、申請が不許可になることがある。なお、北京の日本大使館領事部において、同様の申請をする際には、戸口簿写しの添付は求められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>在上海、広州、瀋陽総領事館等における短期商用目的での「短期滞在」査証申請において、北京の日本大使館と同様に戸口簿の添付を不要とすべきである。あるいは、優良事業者(例えば、過去数年間に渡り不許可となっていない企業又は、東京証券取引所上場企業若しくはこれと同等の規模を有し、過去において査証関連事故が発生した事例がない企業)を認定する制度を設け、当該事業者が「身元保証書」等を発出し、当該事業者の在中国現地法人(合弁会社を含む)に所属する中国籍社員が、商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合には、特別に発給手続きの簡素化を行うこととすべきである。</p> <p>具体的には、戸口簿における職業欄と現在の職業が異なる場合であっても、当該事業者が発出する身元保証書と、当該事業者の在中国現地法人(合弁会社を含む)が発出する在職証明書等をもって、本人の職業を証明するものとし、申請を受け付け審査することとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>中国籍社員が、在上海、広州、瀋陽総領事館において短期商用目的で「短期滞在」査証を申請する場合、提出を求められている戸口簿には、職業を記載する欄(服務処所)がある。中国においては、転職などによる職業変更の届けは、とりわけ本籍地と勤務地が異なる場合、その煩雑さから行われないことも少なくない。また、旧国有企業に勤務している場合は、社名のほか役職、党籍、資格なども併せて記載されるが、旧国有企業から日系を含む外資系企業に転職した際、社名のみの記載となるため、中国籍社員が党籍などを戸口簿に残した場合には、積極的に変更届けが行われていない。そのため、戸口簿上の職業欄と現在の職業が異なることがあり、たとえ身元保証書や在職証明書等で現在の職業を証明することができても拒否処分されてしまい、渡航を断念せざるを得ないケースがあり、円滑な事業活動のための高度人材の移動が実現できない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>外務省設置法第4条13</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>外務省</p>

国際経済連携・通商(4)	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格の整備[新規]
規制の現状	<p>わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結した際、同契約を履行するにあたり、同契約に基づき外国企業の専門的・技術的分野の外国人を一定期間、わが国に受入れる必要性が高まっている(例えば、わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが、共同研究・開発契約を締結し、先端技術に関する共同研究・開発を行うにあたり、外国企業の技術者に数年間、わが国企業の本社研究部門において、わが国企業の研究者と共同研究を進めさせる等。その際、当該外国人の給与は外国企業より支給され、その指揮下におかれる)。</p> <p>しかしながら、出入国管理難民認定法・同第七条第一項第二号の基準を定める省令においては、上記に対応する在留資格が規定されていない。</p>
要望内容	<p>当該外国人を円滑に受け入れられるよう、在留資格を整備すべきである。</p> <p>例えば、わが国企業と外国企業間の契約をもって、あるいは、わが国企業と当該外国人とが何らかの覚書を交わすことにより、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」における「本邦の公私の機関との契約に基づく」との要件を満たすこと等を含め、検討する必要がある。</p>
要望理由	<p>近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやコンサルティングのアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、上記外国人を受け入れるための在留資格の整備が不可欠である。</p> <p>しかしながら、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しないことから、在留資格「企業内転勤」は使えず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しないことから、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期に渡り滞在することはできず、在留資格「研修」では、実務研修を伴う場合座学を行うことが求められる。</p>
根拠法令等	<p>出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令</p>
制度の所管官庁及び担当課	法務省入国管理局

国際経済連携・通商(5)	外国人のわが国看護師資格試験の受験資格要件の緩和【新規】
規制の現状	<p>日本の看護師国家試験を受験する場合、外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者については、日本の看護大学・養成所を卒業していなくとも、外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、厚生労働大臣の承認を前提として、受験資格が認められている。しかし、その承認条件として、厚生労働省の規則により、既に日本での就労資格を有している(永住資格所有者等)ことが条件とされ、非常に限定的となっている。</p>
要望内容	<p>外国で看護業務に関する学校・養成所を卒業した者または外国で看護師資格に相当する資格を得た者であり、かつ外国での教育内容が日本における教育内容との同等性が認められる場合には、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、既に日本での就労資格を有していなくとも、わが国看護師試験の受験を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現行制度においては、看護師でないものは、看護師業務に従事することが認められていないことから、同分野における外国人人材の受け入れ拡充のためには、看護師資格の取得に係る各種規制の緩和は不可欠である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき、看護師の取得条件を緩和することは必要である。加えて、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点から、EPA締結国に限らず、受験資格要件を緩和することが重要である。</p>
根拠法令等	保健師助産師看護師法第21条4項等
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医政局看護課

<p>国際経済連携・通商(6)</p>	<p>看護分野での外国人労働者の就労制限の緩和[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>わが国の看護師国家試験に合格した外国人が看護師として「医療」分野での在留資格で活動する場合は、4年間のみの研修目的としての業務に制限されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>わが国看護師試験に合格した外国人が「医療」分野での在留資格で看護師として活動する場合、EPA/FTA交渉において合意した場合に限らず、4年間の研修目的としての業務のみ認めるという制限を撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>看護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の看護水準の維持・充実の観点から、日本人と外国人の就労機会における公平性を図りつつ、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。現在、わが国とのEPAの交渉が行われているフィリピン等から、同分野における労働市場の開放が強く要望されており、交渉相手国との互恵的なEPA締結の観点から、EPA/FTA交渉において合意した場合、同合意に基づき一定の手続きを経て在留資格を取得した外国人看護師の就労制限を廃止することは必要である。加えて、それに限定することなく、広く高度人材をわが国に受け入れるとの観点からも、「医療」分野で在留資格を取得する外国人看護師についても、就労制限を廃止することが重要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省出入国管理局</p>

国際経済連携・通商(7)	外国人の介護分野での在留資格の整備【新規】
規制の現状	<p>介護分野での外国人の就労については、現行の入管制度には該当する在留資格がないため、介護を目的としての入国・就労は認められていない。</p>
要望内容	<p>介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種の資格者で一定の日本語能力を有する者等については、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。とりわけ、わが国の介護福祉士資格等を取得する等、高度な専門性が認められる外国人については、日本人と外国人の就労機会における公平性を図る観点からも、例えば「技術」や「技能」の在留資格として、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。</p>
根拠法令等	<p>出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令(平成12年5月24日法務省令第16号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>法務省出入国管理局</p>

国際経済連携・通商(8)	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外
規制の現状	<p>NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続きに従って調達手法を進めることが義務付けられている。</p> <p>また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係わる政府調達手続き」等を定めており、協定対象機関には、より詳細な調達手続きが求められている。</p>
要望内容	<p>NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)、特に完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社を、政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべく必要な働きかけを行うべきである。</p>
要望理由	<p>NTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中での事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続きを行うことにより、購入に至るまで2.4～5.5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続きは、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業に比べて非常に不利な状態となっている。</p> <p>対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速で柔軟な調達ができるようになる。</p>
根拠法令等	政府調達に関する協定(1996年)付属書 付表3
制度の所管官庁及び担当課	総務省事業政策課

国際経済連携・ 通商(9)	輸出規制品目の項番の欧米コードとの対照化および国際標準化
規制の現状	<p>日本における安全保障輸出管理に係わる輸出令別表第1と外為令別表の項番は、欧米先進国のコード(例えばECCN)と全く異なる独自の項番として採用されている。しかも省令、通達などを併せ読まなければ解釈できない複雑なシステムになっている。</p>
要望内容	<p>輸出規制品目に係る現行体系の一覧性を確保するとともに、欧米コードとの対比表を策定することによって対照化させ、事務負担の軽減を図るべきである。さらに中長期的には欧米先進国と同様の国際基準のコード(例えばECCNなど)への統一化を検討する必要がある。</p>
要望理由	<p>例えば海外子会社に輸出管理の指導をする際、国際水準である欧米コードで指導を行うため常に日本と欧米コードの対照が求められるが、遺漏防止のために厳密に対比を行う必要があり、非常に手間を要する。コードの対照化により、該当する規制品目の判定が的確に行える上、事務効率が向上する。</p> <p>昨年度も同趣旨の要望を提出したところ、回答では欧米のコードへの統一を望むのは一部の企業であるとされている。しかし欧米コードへの対照化をするだけならば、体系の抜本的な変更とはならず、現行体系を基にシステムを構築している企業の負担を増やすことにはならない。</p> <p>なお、国際的ハーモナイゼーションが主流となっている現状において、輸出を営む企業のほとんどは中長期的な視点から項番が国際基準で体系化されることを望んでいる。我が国体系の欧米コードへの統一化に向け、早期に検討を開始すべきである。</p>
根拠法令等	輸出貿易管理令別表第1 外国為替令別表
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省安全保障貿易管理課

国際経済連携・通商(10)	中華人民共和国の国際輸出管理レジーム加盟に伴う第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>第1種一般包括輸出許可は特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について経済産業大臣が一括して許可を行うものであり、第1種一般包括役務取引許可は特定の地域において特定の技術を提供することを目的とする取引きについて経済産業大臣が一括して許可を行うものである。「一般包括輸出許可等について」において、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の該当項目ごとに適用できる仕向地・提供地域が規定されている。現在、仕向地・提供地域を中華人民共和国とする輸出・技術提供については、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可において適用できる該当項目が大幅に制限されている。</p>
要望内容	<p>輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の2の項に該当する貨物・技術、すなわち、中華人民共和国が加盟した原子力供給国グループ(NSG)の規制対象となっている原子力関連機材・技術を同国へ輸出・提供する際に、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可が適用できるよう、「一般包括輸出許可等について」を早急に改めるべきである。</p>
要望理由	<p>6月10日にNSGに新たに加盟した中華人民共和国は、原子力関連の輸出管理において、加盟国である我が国や欧米諸国と同様の体制となった。このことは、NSG加盟国が中華人民共和国に対して、原子力関連製品の輸出を規制するのではなく、核不拡散政策のパートナーとして国際協力していくことを示している。そのため、中国に対して、2000年のベラルーシ、2001年のスロヴェニア、2002年のカザフスタンのNSG加盟時同様、NSG規制品目に対応している輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の2の項について、第1種一般包括輸出許可及び第1種一般包括役務取引許可の適用範囲を見直すべきである。「一般包括輸出許可等について」が迅速に改正されなければ、過剰な規制となり、輸出規制上、先に対応するであろう欧米諸国に比べてわが国が不利な状況になることが予想される。</p>
根拠法令等	一般包括輸出許可等について(平成15年12月24日 8貿局第376号 輸出注意事項8第21号)
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

14. 農業分野

<p>農業(1)</p>	<p>外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ</p>
<p>規制の現状</p>	<p>生産者手取りの約7割を占める麦作経営安定資金の財源は、いわゆるコストプール方式によって外国産小麦の売買差益で賄われており、その結果、製粉企業への外国産小麦の政府売渡価格は輸入価格の1.7 - 1.8倍となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>外国産小麦の政府売渡価格を、小麦粉調製品・小麦二次加工製品の関税水準(約20%)を目途に、計画的かつ継続的に、1.2倍程度にまで引き下げるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>小麦については国家貿易が行なわれており、わが国の小麦需要量の約9割を外国産麦が占めている。「規制の現状」にある通り、外国産小麦には70 - 80%の関税が課せられていると同様の状況であり、関税率20%前後の安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、製粉企業は国際競争力の面で非常に不利な状況に置かれている。また、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。</p> <p>「麦政策の再構築に向けた中間論点整理」(2004年8月11日)において、「現行のコストプール方式については、国内産麦に係る財政負担の急増への対応と、安価な小麦粉調製品・小麦二次加工製品の輸入増の中での製粉企業の国際競争力の確保への対応をいかに図るかという課題がある」とされていることを踏まえ、検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>主要食糧の需給および価格の安定に関する法律第68条 同法施行令第43条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>農林水産省</p>

農業(2)	とうもろこしの関税割当制度の見直し
規制の現状	<p>コーンスターチ用とうもろこしの関税は、譲許税率では50%または12円/kgであるが、関税割当制度のもとで、国産いも澱粉の購入を条件として、コーンスターチ用とうもろこしの関税を無税とする措置が講じられている(国産いも澱粉1の購入に対して12のコーンスターチ用とうもろこしの関税割当枠)。</p>
要望内容	<p>コーンスターチ用とうもろこしの国産いも澱粉との抱き合わせ比率を緩和すべきである。</p>
要望理由	<p>同様の要望に対する6月集中受付月間の農林水産省回答には、「でん粉原料用のばれいしょ及びかんしょは、北海道及び南九州の畑作農業にとって不可欠な作物であり、その再生産を確保するため、一定の国境措置が必要である」とあるが、WTO国際交渉の進展等も踏まえ、今後はわが国農業の構造改革を推進し、競争力のある農業経営が相当なシェアを担う農業構造をつくっていかねばならない。よって、関税等の国境措置は縮小・廃止する方向で見直すことが必要である。なお、これらが縮小・廃止された場合に影響を受ける一定の農業経営に対しては、所得減を補償する品目横断的な直接支払いなど、既存の農業予算の組換えにより、国内措置として新たな支援策を導入すべきである。</p>
根拠法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

農業(3)	砂糖の価格制度の更なる見直し
規制の現状	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>
要望内容	<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げを実現すべきである。</p>
要望理由	<p>「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>
根拠法令等	<p>糖価調整制度 砂糖の価格調整に関する法律</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省生産局特産振興課</p>

農業(4)	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入
規制の現状	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。</p> <p>構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率的利用を図る必要がある農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。</p>
要望内容	<p>農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。</p> <p>少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。</p> <p>現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。</p>
要望理由	<p>株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。</p> <p>新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた「中間論点整理」において、「農地の権利移動規制については、()農地の権利取得時に求められる要件が厳しく、意欲ある人材の農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、()農業生産法人制度についても、事業範囲等についての要件が厳しく、事業の多角化や農業への参入の阻害要因となっていることから、要件を緩和すべきである、等の意見を踏まえ、農地の効率的な利用を促進する観点から、規制の在り方の検討を行なう必要がある」とされていることを踏まえ、要望の早期実現を要望する。</p>
根拠法令等	農地法 構造改革特別区域法
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省経営局構造改善課

農業(5)	国産ビール大麦の品質規格の見直し
規制の現状	<p>ビール大麦の品質に関する国の規格と、業界と生産者団体間の契約()に定めた規格の整合性が取れていない。具体的には、ビール業界と生産者団体間の契約において定めた品質規格を国の規格が下回っているため、生産者における品質改善の取組が遅れる原因になっている。</p> <p>また、等外上麦は災害等やむを得ない状況で発生した場合のみ購入する契約となっているが、国の検査でビール大麦として合格しているため、買入れざるを得ない状況にある。</p> <p>ビール酒造組合、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会および全国主食集荷協同組合連合会は、国産ビール大麦の品質向上を目指して、3年毎に、ビール大麦の契約栽培基本条件に関する覚書を交わしている。</p>
要望内容	<p>農産物規格規程のビール大麦の品位規格において、粗蛋白含量の項目を新たに導入すべきである。</p> <p>整粒歩合を95%以上(2.5mm縦目ふるい)に強化すべきである。</p> <p>等級から「等外上」を削除すべきである。</p>
要望理由	<p>国産ビール大麦の品質向上につながり、業界の望む品質の原料を入手することが可能になる。</p>
根拠法令等	<p>農産物検査法 農産物規格規程</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省</p>

農業(6)	農業用ガラス温室の建設に係る適用基準の緩和
規制の現状	<p>農業用ガラス温室は、最近の行政判断としては建築物として取り扱われている。しかし、適用法規である建築基準法には、農業用ガラス温室を想定した基準が設けられておらず、一般の建物に関する基準(建築基準法第2条第1号、第37条)が適用される可能性がある。</p> <p>本件につき国土交通省からは、「建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。したがって、ご要望に係る農業用温室についても、当該建築物の所有者の財産保護、作業従事者の人命の安全確保や周辺への延焼防止の観点から、建築物として構造や防火避難等に係る最低基準への適合性について確認する必要があるものであり、ご要望の提案の実現は困難」との見解が示された。</p> <p>なお、最近の行政判断では、ガラスを使用しない農業用温室については、建築物ではない、という取り扱いになっている。</p>
要望内容	<p>少なくとも農地に建てられる農業用ガラス温室については、大規模のものであっても、建築基準法(第2条第1項、第37条)が適用されないことを明確にすべきである。</p> <p>仮に建築基準法が適用されるのであれば、建築基準法において、一般の建物とは別に農業用ガラス温室向けの基準を定めるべきである。</p>
要望理由	<p>について 農業用ガラス温室は屋根及び柱を有しているが、人間が常時生活する空間ではなく、しかも、使われる部材のサイズ・重量が一般の建物と比べ、格段に軽薄なため、万一の災害時にも人間の生命・身体への危険性はほとんどない。また、平屋であるため、万一倒壊しても、公道をふさいだり、第三者へ危害を与える怖れはない。よって、一般の建物に対する基準を適用する必要はない。</p> <p>について 仮にどうしても建築基準法の適用を免れない場合には、一般の建物と同等の基準を一律に適用するのではなく、農業用ガラス温室として必要な基準を別途定めるべきである。</p> <p>現状の建築基準法がそのまま適用されることによって、農業用温室の建設コストがかさむとともに、海外の優れたシステムの導入の障害となり、輸入野菜に対して国産農作物の競争力が損なわれる。優れた温室のシステムが普及すれば、低農薬で安定した価格の農産物の供給につながる。また、天候等に左右されない安定した農業経営が可能となり、しかも、作業環境も改善されるため若者の就農の増加が見込まれる。</p>
根拠法令等	建築基準法第2条第1号、第37条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

農業(7)	農業用設備の設置に係る適用基準の緩和[新規]
規制の現状	<p>農業用設備の内、灌水設備(作物に水や肥料を施すための設備)の設置工事は、建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当するかどうか明らかでない。</p> <p>海外の温室システムの一式導入は、建屋や暖房設備の施行等があるため、一般的には「建設工事」とみなされており、施行者は建設業許可の取得が必要となる。よって、海外の専門の作業員による施行を行なうことができない。</p>
要望内容	<p>灌水設備工事が、建設業法上の「建設工事」に該当するか否かを明確にすべきである。</p> <p>海外の温室システム導入の際には、日本の建設業許可を取得した者の監督を前提として、海外の作業員が直接施行作業に携わることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>について 灌水工事業者の中には「建設工事」の許可を取得していない者もあり、法遵守を慎重に考える事業者は、灌水工事の発注に際して技術力を最優先できない。</p> <p>について 海外の優れたシステムを導入するためには、施工まで一体的に取り扱う必要がある。現状は、日本の作業員が施行に携わっているが、当該システムを熟知していないため作業の効率が悪く、危険性が高い。コストも高くなり、その結果、消費者に安価な農産物を提供することが出来ない。</p> <p>オランダの農業用温室は、現在、世界の最先端の技術を備えたシステムである。この温室の施行には専用の施行機械・工具が使われる等、高度に専門的な作業が必要であり、施行も含めた一体的なシステムとして完成している。よって、これを導入する際には、施工も含めて専用の体制で取り組むことができるようにすべきである。</p>
根拠法令等	建設業法第2条1号(別表1)
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

15. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>住宅着工統計公表時期の前倒し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>住宅着工統計は、国土交通大臣が都道府県の建築主事等経由で調査票を収集し、毎月分について翌月末までに集計を行ない、公表している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>集計作業の電子化や民間開放等により、集計作業の一層の効率化をはかり、住宅着工統計の公表時期を半月程度、前倒しすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>市場動向や市場における自社の位置付けを把握するためには、住宅着工統計のより迅速な集計・公表が望まれる。 規則上、各都道府県知事から国土交通大臣への調査票の提出締切は翌月13日、国土交通大臣による集計・公表締切は翌月末となっているが、電子化の進展した現在、集計作業の民間開放等を通じて集計期間を短縮することは可能と考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築動態統計調査規則第7条、第11条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省</p>

<p>その他(2)</p>	<p>コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した 住民票発行サービスの実施【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>9月10日の構造改革特別区域推進本部決定により、特区における特例措置であった「住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業」の全国展開が認められ、個人情報保護のためのセキュリティ基準を満たした上で、市町村の自主的な判断による設置が可能となった。</p>
<p>要望内容</p>	<p>個人情報保護のためのセキュリティ基準の確保を前提に、自動交付機に加えて、コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビニエンスストアA社が実施した2003年顧客調査の結果、コンビニエンスストアで提供するニーズが高いと考えられるサービスとして、回答の約35%が「住民票、戸籍謄本等の引渡し」を挙げており、調査の中で最もニーズの高い項目となっている。</p> <p>コンビニエンスストアに既に備え付けてある多機能コピー機を住民票発行サービスに活用することにより、地方自治体は、自動交付機設置に比べると非常に安価なコスト負担で、住民サービスの向上を実現することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>住民基本台帳法第3条、第36条の2</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省</p>

<p>その他(3)</p>	<p>食鳥検査業務における指定検査機関の指定基準の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>食鳥処理業者は、食鳥を処理する際、都道府県知事が行なう食鳥検査を受けなければならない。都道府県知事は、厚生労働大臣の指定する者(指定検査機関)に、食鳥検査の全部又は一部を行なわせることができる。なお、民法34条の規定により設立された法人以外の者は指定検査機関になることができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>市場への新鮮な鶏肉の供給を可能とするために、指定検査機関の指定基準を見直し、民間企業の参入を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>365日供給を要求する市場に対応するためには、賞味期限の短い鶏肉は、週末にも食鳥処理を実施することが望ましい。しかし、現在、食鳥検査の週末受け入れが十分行なわれていないために、曜日によっては新鮮な鶏肉の供給が困難となる場合がある。指定検査機関への民間企業の参入が可能になれば、週末受け入れ等市場のニーズに対応したサービスの提供が可能になる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第22条第2項第1号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>その他(4)</p>	<p>インターネットを利用した公図・地積測量図の閲覧の実現【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>登記所に備え付けてある公図、地積測量図は公開されており、必要事項を記入した申請書を提出すれば、これら図面の閲覧又は写しの交付を請求することができる。 現在、登記所が保管する登記情報については、インターネットを通じて請求・入手すること(有料)が可能となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公図、地積測量図についても、登記情報同様、インターネットでの閲覧を実現すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、公図、地積測量図の閲覧のためには管轄の登記所に出向かなくてはならない。インターネットでの閲覧が可能になれば、大いに利便性が高まる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>不動産登記法</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省</p>

<p>その他(5)</p>	<p>旅券申請・交付受付窓口の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>旅券の交付・申請に係る事務は法定受託事務であることから、地方自治法の定めにより業務の全部を外部委託することはできない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>旅券の交付・申請に係る事務を民間開放し受付窓口を増やす、あるいは、区役所等最寄りの地方自治体窓口でも手続きが可能なようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>旅券の発給には厳格な本人確認が必要とされており、申請者は申請時と受領時の計2回、窓口に出向かなくてはならない。各都道府県にある旅券の申請窓口は数が少なく、利用者利便性が低い。(東京都4ヶ所、神奈川県8ヶ所、千葉県11ヶ所、埼玉県6ヶ所など)</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>旅券法第21条の3</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>外務省</p>

<p>その他(6)</p>	<p>自動車運転免許証更新手順の受付時間の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、住所地を管轄する公安委員会に申請書を提出しなければならない。受付時間は都道府県によって異なる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>更新に係る窓口業務の民間開放も視野に入れ、自動車運転免許証更新の受付時間を拡大すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>地方自治体により異なるが、更新手順の受付時間が短く、平日のみ受付を行っている地方自治体もある。運転免許証の保有者数は年々増加していることを踏まえ、更新手順業務の民間開放も含めて、利用者の利便性の向上を検討すべきである。</p> <p>例)いずれも一般運転者講習該当者の場合 東京都 平日8:30 - 15:00、日曜日8:30-11:00、13:00-15:00 神奈川県 平日のみ 8:30-12:00、13:00-17:00</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>道路交通法101条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>警察庁</p>

<p>その他(7)</p>	<p>防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>防衛庁は、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が防衛庁向債権を譲渡することを認めており、債権譲渡の際の具体的な承認手続要領を規定している。</p> <p>政府向債権の譲渡については、近年、各省庁において売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進められており、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進を図っている。</p> <p>一方、防衛庁向の債権譲渡については、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行なうことになっており、また個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等多くの資料を申請書に添付せねばならず、手続が煩雑であり、手間がかかる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、 契約に債権譲渡禁止条項を設けない 債権譲渡手続の簡素化を図る 債権譲渡時の第三者対抗要件について債権譲渡登記の利用を可能とする方向で見直しを行なうべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>支払条件が比較的短い官公庁向債権の譲渡については、譲渡手続を短期間で完了させる必要があるが、現在のような個別案件毎の申請・承諾方式では迅速な対応は困難であり、債権譲渡を行なう際の障害の一つになっている。</p> <p>短期債権(契約履行後の債権)については債権債務の帰属関係が明確であり、債権の譲渡期間(債権譲渡時点から防衛庁の支払時点まで)が比較的短期間となることから、実施条件の緩和によるデメリットは少ないと考えられる。</p> <p>企業にとって使い勝手のより債権譲渡制度が構築され、防衛庁向債権の流動化が進めば、結果的に企業の支払い利息低減による装備品の調達コスト・ライフサイクルコストの抑制、企業体質の強化による供給能力の向上、供給の安定化等の効果も期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>中央調達に係る契約相手方が有する債権の譲渡の承認手続要領について(通達,2001年12月27日)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>防衛庁契約本部</p>

<p>その他(8)</p>	<p>下請法の適用会社の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>下請法の適用会社(下請事業者)は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者に上げられ、適用範囲が拡大された(2000年改正)。下請事業者には部品等の製造委託や修理委託を行なう際には、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等を記載した書面を交付することや、親事業者の遵守事項として、下請事業者の給付の受領を拒むこと等が禁止されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>下請法の適用基準について、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。 VMI倉庫内の下請法対象会社資産に対する事前品質確認のための先行検査を実施可能とすべきである。 引き取り責任を明確にした上で引き取り時期の柔軟対応を図るべきである。 下請事業者への部材の有償支給代金の相殺について、双方の合意の下、一品ごとの符合ではなく、一定期間における符合とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>グローバル化等の進展により、現在では、親事業者、下請事業者を問わず、国際競争に晒される中で、小規模会社でも独自の技術力を持って高い競争力を獲得する事業者も現れている。そのため、従来のように、下請事業者を資本金額のみによって一律に保護の対象と見なし、過度な保護下に据えることは、日本の国際競争力を殺ぐ行為である。また、下請法では、親事業者に対し、発注書面の交付時期や給付内容など厳格な書面交付義務が課せられている。そのため、親事業者には、必要以上に事務処理が発生するとともに、下請事業者においても特別な事務処理が必要となっている。また、新しいビジネスモデルであるVMI(ベンダー・マネージド・インベントリー)にこれらの規制が合致せず、下請法対象会社のVMIへの参加の障壁となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>下請代金支払遅延等防止法第2条8項、第3条、第4条、第5条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業取引課</p>

<p>その他(9)</p>	<p>大規模会社の事業報告書の廃止</p>
<p>規制の現状</p>	<p>会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額(持株会社は6,000億円、 金融会社は8兆円、 一般事業会社は2兆円)を超える会社は、毎事業年度終了の日から3月以内に、自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せられる。かかる報告書においては、当該企業が直接のみならず間接に議決権を保有する(25%超)会社を列挙し、議決権保有割合の他、一定の要件を満たす場合には、当該子会社・孫会社の総資産、事業分野、当該事業分野における1年間の売上額を記載することが必要となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>事業報告書の提出を廃止すべきであり、少なくとも、報告書の記載事項は、会社が直接株式を保有する子会社の報告に限定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業がより競争力ある活動を展開する上で、費用対効果の観点から、一律かつ形式的な報告は、企業側に不必要な負担を強いるため、できる限り削減すべきである。とくに会社が間接に議決権を保有する、いわゆる孫会社まで議決権保有割合、総資産、売上高を調査するのは煩雑であり、提出期限以内に提出することが困難な状態にある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第9条5項</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業結合課</p>

<p>その他(10)</p>	<p>信託財産に係る議決権保有規制の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行業を営む会社は、独禁法11条2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができる。その認可基準は公取委ガイドラインに示されているが、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託財産として所有等する議決権の増加割合の算出においては、自己株式の取得に拘わらず、認可申請時点で把握可能な総議決権数(認可申請書に記載されたもの)を基準に行う等、柔軟な対応を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>平成15年9月の商法改正により、平成16年度から定款変更により、自己株式の取得が取締役会決議で可能となった。このため、当該定款変更を行った会社については、総議決権数の把握が困難になるとともに、予期せぬ自己株式の取得により、ガイドラインに定める認可基準に抵触する可能性が増したことに伴い、基準遵守のために信託財産の運用による株式の取得を慎重に行わざるを得ず、信託財産の効率的な運用を阻害するおそれがある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第11条第2項、公正取引委員会ガイドライン「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業取引課</p>

<p>その他(11)</p>	<p>公開買付けの際の事前相談制度の見直し[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>会社が他の会社の株式を保有することとなった場合、一定の場合には、議決権保有比率が、10%、25%又は50%を超えることとなった日から30日以内に株式所有報告書を提出する必要がある。さらに一定の場合には、企業結合審査の対象となる。他方、当事会社から企業結合計画に関する事前相談があった場合には、資料が提出された日から原則として30日以内に、独禁法上問題がない旨またはさらに詳細審査が必要な旨を当事会社に通知する。詳細審査が必要な旨通知する場合には、公取委において詳細審査を行う旨を公表することを原則とする。また詳細審査の結果の通知までは90日となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>公開買付けの特殊性に応じた、事前相談の際の詳細審査の非公表措置等の審査プロセス及びスケジュールの明確化、限定された情報を考慮した審査、公開買付けに対応した迅速な審査を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>上場株式等の議決権の3分の1以上の取得には公開買付けが証券取引法上義務付けられているが、その取引形態は株式の取得であり、取得割合が不確定なため、公開買付け終了後の株式取得後において、独禁法上の株式所有報告書を提出することになる。企業結合審査の結果問題が指摘されても多くの投資家からの株式取得を止めることはできないので、問題解消の方法次第で不測の損害が発生するリスクがある。したがって、事前相談をすることが考えられるが、公表までは公開買付けの情報は極秘情報であり、事前相談に必要な具体的情報の収集が困難である。また、事前相談の結果、「詳細審査の公表」がなされた場合、公開買付け計画が事実上公表されてしまう。さらに、公開買付けの公表と詳細審査の公表を同時にした場合、詳細審査の期間が90日に対して、公開買付け期間は最長でも60日と法定されている。そのため公開買付け期間中には審査結果が出ないまま株式を取得することになってしまう。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>独占禁止法第10条、企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会経済取引局企業結合課</p>

その他(12)	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁【新規】
規制の現状	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを禁じている。同条は、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取り扱うことも禁止されていると解釈されている。</p> <p>この点については、平成15年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあらず、「法律事務」に該当するためには、事件性が必要という方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。</p> <p>しかしながら、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされた。また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
要望内容	<p>企業グループ内における有償での法務サービス、法務部門による自社の訴訟代理を解禁すべきである。</p> <p>ここで企業グループ内における有償での法務サービスとは以下のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供
要望理由	<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。</p> <p>しかしながら、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されており、経営資源の適切な集中による企業経営の効率化が図れない。</p> <p>また、そもそも弁護士法の規制の趣旨は、適切でない者が法務サービスを有償で引き受けることを防止し、もって法律サービスの依頼者を保護するものと考えられるが、グループ内の法律サービスの提供により依頼者の利益が害される恐れはない。</p>
根拠法令等	弁護士法第72条、第77条第3号
制度の所管官庁及び担当課	法務省

<p>その他(13)</p>	<p>民事裁判のオンライン申請の早期実現【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>行政手続については、「行政手続オンライン法」(平成15年2月施行)により、オンライン化の為の共通規定の整備が進められているが、裁判手続等については一律に適用対象から外されている。 本件についてはオンライン化の実現を目指し、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が第159回通常国会に提出されたが、継続審議となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>「民事訴訟手続等の申し立て等のオンライン化」を早期に実現すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>民事裁判の尚一層の迅速化と、事務処理の効率化のため、インターネット等を利用したオンラインによる申し立てを要望する。 特に知的財産権に関わる裁判は、一般事件より迅速に解決されることが望ましく、知的財産高等裁判所設置法の施行(平成17年4月)にあわせ、オンライン申請を認めることが望ましいと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>民事訴訟法第133条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省民事局、最高裁判所</p>

<p>その他(14)</p>	<p>公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している(平成15年度の中小企業者向けの契約目標は約4兆8450億円となっており、官公需総予算額の約45%を占めている)。この目標を達成するため、国等が行う公共工事等の発注は、高度な技術力やマネジメント力、品質保証等を要求される大規模公共工事等を含め、広く分離・分割されるため、公共事業の非効率性が改善されていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時の1966年度の27%弱から、2003年度には45%強に上昇しており、VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、段階的に適正化することが必要である。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象を限定している契約目標額・目標比率の算定基準を見直し、二次以下の請負(納品)業者を対象に加えることについて検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>中小企業者の受注機会増大のための措置として広く行なわれている分離・分割発注は、公共工事等のコスト・アップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれが強い。分離・分割発注の是正により、公共工事等の分野における技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現し、国等や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備等が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針 各地方公共団体の競争入札実施要領</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>中小企業庁事業環境部取引課 地方公共団体</p>

<p>その他(15)</p>	<p>郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>郵便物に対する関税は、その特殊性を考慮して、賦課課税方式(納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式)によるものとされている。他方、一般の貨物は、申告納税方式(納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者のする申告により確定する方式)となっている。この結果、輸出され、又は輸入される信書を除く国際郵便物は、一般貨物と異なり輸出及び輸入申告を必要とせずに通関することが認められている。税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、日本郵政公社(以下「公社」という。)の職員の立会のもとで、税関職員に必要な検査をさせるものとされているが、現場では、税関職員が当該貨物に貼付してある税関告知書等に記載された金額を見て任意に課税を行っているのが現状である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>郵便物に賦課課税方式を認めている理由を明らかにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>公社が取扱う信書を除く郵便物には簡易な通関が認められる一方、民間事業者のメール便、小包には簡易な通関が認められない理由が明確でないため。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>関税法第6条の2、第76条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>財務省関税局関税課</p>

<p>その他(16)</p>	<p>行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国の行政機関がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めておかなければならない。 また、地方公共団体が長期継続契約として締結できるリース契約の対象は、本年11月を目途に公布される政令で定めることとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国の行政機関においても、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象にリース契約を含めるべきである。 また、地方公共団体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めるよう検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>本年6月の規制改革集中受付月間における財務省の回答から、国庫債務負担行為としてのリース契約の積極的な活用が周知徹底されていることは評価できる。こうした政府の取組みをさらに進め、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象としてリース契約を含めることを検討し、早期に措置すべきである。 また、本年5月26日に公布された改正地方自治法によって、リース契約が長期継続契約の対象にされることとなったが、具体的なリース契約の対象については、政令で定められることになっている。政令の策定にあたっては、OA機器に加え、自動車、医療機器など、対象となる物品を幅広く認めるよう求めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2、地方自治法第234の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>財務省主計局法規課 総務省自治行政局行政課</p>

<p>その他(17)</p>	<p>指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一般職の地方公務員の派遣は、公益法人や一部の営利法人(地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの)に限定されている。また、営利法人に派遣される場合には、形式的に一旦退職する必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>指定管理者の指定を受けた営利法人についても、地方公務員の派遣を認めるべきである。また、形式的に退職が求められる営利法人への派遣について、公益法人等への派遣制度と同様に、退職せずに派遣できるよう見直しを図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>指定管理者制度のもとで、地方公共団体の事務・事業を民間委託する場合、当該事務事業に従事する地方公務員の処遇が大きな課題となっている。地方公共団体の創意工夫の発揮によって、官民のパートナーシップの推進が模索される中、民間企業へ地方公務員を派遣させることができれば、こうした課題解決に資することに加え、当該事務・事業の連続性(安全かつ安定的なサービスの供給)の維持が可能となる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>

<p>その他(18)</p>	<p>国家公務員等の採用試験における受験資格としての 年齢制限の撤廃[新規]</p>
<p>規制の現状</p>	<p>人事院規則8 - 18(採用試験)第7条では、国家公務員等の採用試験における受験資格としての年齢制限を課している。例えば国家公務員 種試験を受験できるのは、採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国家公務員採用試験(種 ~ 種)及び政府関係諸機関の職員採用試験(国税専門官等)における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>雇用対策法第7条では、「事業主は労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められたときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」とされている。一方、国家公務員及び政府関係機関職員の採用においては、人事院規則によって、年齢制限が課せられており、採用にかかる官民のイコールフットリングが図られていない。</p> <p>人事院は平成15年度年次報告書の中で、受験資格としての年齢制限について、「年齢にかかわらず均等な受験機会を確保するという観点から、撤廃する方向で検討を行っている」との見解を示していることから、早期に結論を得て、措置することを求めたい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>人事院規則8 - 18第7条(別表3)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>人事院人材局</p>

<p>その他(19)</p>	<p>時間帯別電力量計の検定の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>複数の表示機構を有する特定計量器は、全ての表示機構について検定に合格する必要があり、一つの計器で複数の時間帯の電力量等を計量する場合にも時間帯ごとに検定を受けることが義務付けられている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>1つの検出部で計量した値を時間帯ごとに区分・表示する場合には、一つの検出部の計量の確からしさを検定すれば、各時間帯ごとにおいても計量の確からしさを担保できることから、全日計量値以外の各時間帯別計量値の検定を廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子式時間帯別の時間帯別計量値は、1つの検出部が計量した値を時間帯別に区分した値であるため、1つの検出部の計量機能の確からしさが担保されれば、機構上時間帯別の計量値に誤差は生じない。また、こうした機構上の特質の確認は、計器の型式試験において確認することが可能である。</p> <p>従って、電子式時間帯別計器については、型式試験によって機構を確認することに加え、検定において共通する検出部の計量機能の確からしさを確認することによって、時間帯別計量値の確からしさを担保できることから、個々の時間帯別計量値の検定は廃止すべきである。</p> <p>なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、本件について措置困難(現行の検定コストに係る割引率を引き上げることは可能)という見解が示されているが、上記の理由を踏まえ、重複部分の検定の廃止について再考し、早期に検討を行い措置すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条 特定計量器検定検査規則第13条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部市場整備課</p>

<p>その他(20)</p>	<p>電子式複合計器における最大需要電力計の検定試験方法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>機械式の電気計器は、計器本体と分離型の最大需要電力表示装置で構成されており、計器本体と最大需要電力表示装置との間でパルスを受け渡すため、表示誤差と機構誤差について検定を行うことが義務付けられている。また、こうした検定方法は、計器本体と最大需要電力表示装置が一体となっている電子式複合計器にも義務付けられている。この結果、最大需要電力量の検定試験では、表示誤差と機構誤差を確認するため、30分ごとの計量データの平均値をとる必要があり、検定試験作業に過度な時間を要している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>検定試験作業の効率化を図るため、電子式複合計器の構造や動作原理に応じた新たな検定方法の採用を検討し、早期に結論を得るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電子式複合計器は、機械式の電子計器と異なり、計器本体と最大需要電力計が分離されておらず、1つの電子回路と演算を行うソフトウェアによって計量しているため、表示誤差や機構誤差は生じない。従って、電子複合計器の最大需要電力計部の確からしさの確認を行った上で、電力量計部との表示の整合性が確認されれば検定試験の目的は十分達成できる。</p> <p>なお、昨年11月の規制改革集中受付月間における経済産業省の回答では、特定計量器検定検査規則のJIS化の骨格が固まった段階で検討するとの見解が示されているが、機械式分離型計器を前提とした検定方法を、電子式複合計器の構造・動作原理に応じた試験方法に見直すことと、特定計量器検査規則のJIS化とは切り離して考えるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>計量法第16条、第71条 特定計量器検定検査規則第659条、第679条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部市場整備課</p>

<p>その他(21)</p>	<p>指定給水装置工事事業者以外が取り付けることのできる 水栓金具の対象の明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>給水装置の工事ができる者は、水道事業者から指定された指定給水装置工事事業者に限定され、水道水の供給を受ける者の給水装置が指定事業者の施工した給水装置工事でないときは、水道事業者は給水契約申し込みの拒否や給水の停止を行うことができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令(水道法施行令)及び省令(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでないとしている。しかし、実際には、水道事業者によって、この基準に適合しているか否かの判断が異なり、単独水栓のみに対象機器を限定する運用が行われているところがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>省令の基準を満たす湯水混合タイプ並びに電動作動式の給水栓であれば、指定給水装置工事事業者以外であっても取り付け工事が可能となる旨を周知徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>第三者認証や自己認証によって、省令の基準を満たすことが確認されている給水栓であれば、水道の安全性は担保されることから、対象機器を単独水栓等に限定する必要はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>水道法第16条、第16条の2、水道法施行令第5条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>厚生労働省健康局水道課</p>

<p>その他(22)</p>	<p>消費税免税指定店舗申請の簡素化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>外国公館等との免税取引を行うにあたり、事業者は店舗ごとに「外国公館等に対する消費税免税指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>店舗ごとの申請ではなく、会社全体として申請ができるよう手続面の見直しを図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>本年6月の規制改革集中受付月間において財務省は、同一の事業者が複数の店舗の申請を行う場合には、一枚の申請書に指定を受けようとする店舗を列記等することにより一括で指定を行い、手続面の簡素化に配慮していると回答している。その一方、外務省の回答では、現在の手続により確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリー、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届出ることでも確保され、かつ、それが手続の簡素化になるのであれば、申請手続上、問題がないという見解が示されている。財務省としても外務省の見解を踏まえ、再度、手続の簡素化に向けた検討を行うべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>租税特別措置法施行令第45条の4 外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免税の取り扱いについて(平成8年4月1日 課消2 - 8例規)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>国税庁消費税室、外務省大臣官房儀典官室特権免除班</p>